

びその元服の冠袍を靈元上皇から賜はり、更に上皇の皇女八十宮吉子内親王を家繼に降嫁される勅許を見た家繼早世のため降嫁はなかつた如き、何れも未曾有のことであつた。

大名に對しても強壓を去つて親近に向つた。慶安四年末に五十歳以下のものは末期の養子願も大目附を遣して本人の意志を確めた上許すことにし、更に天和三年に五十以上も吟味の上許すこととしたのは、族制的改易の脅威を除去して、大名の地位を安定ならしめたもので、寛文五年家康の五十回忌に際し、從來大名の幕府に出して居た證人を廢止したと共に、大名に對する親和の發露である。綱吉が前田家を優遇して三家に准じ、外様大名の子弟を近臣に召出し、それより轉じて、奏者番・寺社奉行・若年寄・側用人等に進んだものさへ少くなかつたのは、從來敵視せられた外様大名の親近として注意すべきである。大名の除滅封の如きも、四代六十六年間に除封六十家、二百八十六萬餘石、滅封十七家、滅封額四十七萬餘石で、中一族の給與や宗家への返付を除いた幕府の總沒收額は二百十萬餘石に過ぎぬ。これを家光以前の三代五十二年間の沒收額一千七百餘萬石に比すれば、彼れの年平均三十三萬餘石に對して、これは三萬餘石である。加之この四代中綱吉の代は賞罰嚴明主義から平均年五萬餘石で、他の三代の平均額の二倍以上であるから、これを除けば一層前代との差を甚しくする譯である。

大名の親近

除滅封の減少

牢人減少策

朝鮮の聘禮

牢人に對しては、慶安の變の後、幕府では、その陰謀の發生を江戸に彼等が集まるためとし、これを江戸から追放せんと議を生じ、老中の多くもこれに賛したが、阿部忠秋の彼等の江戸に来るは主取のためなれば、これを追放すれば、彼等をして窮して亂せしむるものであり、且幕府が彼等を恐れる様で、將軍の武威にも關するとの説が勝を制し、寧牢人の減少を計るため大名の改易を少くせんとして、大名の養子制の緩和を見た。この他寄宿に就いても、從來許可を要したものを單に届出に止めしめ、且江戸町奉行石谷貞清初め幕府の役人の牢人の周旋に努め、積極的に減少策を講じたのも少くなかつた。貞清は在役中九年間に七百人、退老後三百人、併せて千人の牢人を有付かせたといふ。

對外關係に於ける文治主義の發現の一は、朝鮮の聘禮に於ける名分を正したことである。朝鮮の來聘は彼の欲せざるを我促したものである上、當事者の外交に熟しないため、儀禮當を失し、これを將軍繼統に伴ふ盛儀とし、且我隆昌を示さんとして、厚遇度に過ぎ、遂に國威を損し、名分を紊し、國費を濫費する結果に陥つて居た。明暦元年の家綱、天和二年の綱吉の繼統奉賀の際にも、薩埴峠を切なだめ、道中在宿共古家を立直し、道路には絶えず水を打ち、坂には小竹を布き、船渡の大川には船橋を架け、大井川は人足で水を堰ぐ等、六十餘州の力を用ひ盡して送迎せられ、我天使を待せらるゝに百倍した近衛家文書。白石書狀。

然るに正徳元年家宣の繼統を賀する聘使の渡來に際し、白石の建議により、大改革を施し、多年の失體を更正した。從來彼の國書に將軍を日本國大君とし、我返書には日本國源某とあつたのを共に日本國王とし、使節の世子への拜謁、老中との書簡進物の贈答を廢し、將軍へ進見の際の拜位を三家竝を高家竝に、上々官であつた國書の捧呈を正使に、饗宴の相伴の三家を接待役の大名に、客館への老中の訪問を高家に改め、上使の訪問の際は三使に階下に送迎せしめ、三使の客館に入る際輿を降らしむる等、總て彼の我に對する禮を重くし、我の彼に對する待遇を軽くした。

この中國書に王號を用ゐたことは、當代後世とも非難の多い所であるが、彼は大君の不當と國王の僭稱ならざる理由を左の如く論じた。大君は周易にも天子の意に用ゐ、我國でも大君と言へば天子を指すから、これを用ゐるは朝廷に對し僭亂であり、朝鮮では王子の嫡子の稱號故、將軍を彼の庶孫に比する卑稱となり、重々不當である。支那では三代には天子が王と稱したが、秦漢以後は皇帝と謂ひ、諸侯を王に封じ、我國では親王宣下なき皇族及び外藩の國主を王と稱した。かく皇と王と大小の義異なる上、皇に冠するに天を以てし、王に係くるに國を以てすれば、上下の分明なること天地の位を易へざる如くである。されば鎌倉以來外國から我武家に對して用ゐる來り、幕初祖宗に及んだ國王の號を復行すべきである。從來外交に關した林家や、宗家の儒臣雨森芳洲・松浦霞沼等はこれに反對し、芳洲は

書を白石に送つて、關東王か武藏王と言へば諸侯王になるが、國號を王字に加へれば、國內無上の尊稱となること、朝官に任じながら自ら王と稱するの非等を擧げて反省を求めたが、白石は周王の下に周公あり、楚義帝の下に楚霸王あり、親王は宣下によるも、王號に勅許の例なしと一蹴し去つた。かかる議論の分かれたのは、共に我國獨特の將軍の號を強いて漢文に譯せんとした誤謬に座するもので、正しくは征夷大將軍と稱すべきであつた。唯これによつて朝鮮に對する我國の名分を正さんとした誠意は認めざるを得ない。

かくて白石は從五位筑後守に任せられて聘使の迎接に當たり、使節の抗議を一々論破して、新禮を用ゐしめ、彼をして日出國源大官の威を仰がしめた。我國の恥を知らぬ人々は、これを以て無用の新儀としたが、彼は名分を正し、將軍の威嚴を恢復し、延いては朝廷の御威光をも輝かさんとして萬難を排して、これを斷行した。このため費用も約四割を減じ、六十萬兩で濟んだ。

吉利支丹觀の變化も亦文治主義の發露に外ならぬ。吉利支丹の禁制も寛永十七年井上政重が吉利支丹奉行となつてから、殉教が却つて信徒を鼓舞するを見、宗徒は固より伴天連まで直に處刑せず、論難・拷問・誘惑等によつて轉宗せしむるを主としたが、宗徒も殉教ナルの覺悟を定め、反抗を禁じた等、共に手段の平和化を見たが、禁制の制度は一層整備し、囑託金も承應三年に伴天連銀三百枚、伊留滿

吉利支丹
觀の變革

同二百枚、吉利支丹同五十枚又は三十枚に増した上、更に延寶二年には伴天連銀五百枚、伊留滿同三百枚に上し、新に類族調とて改宗した吉利支丹の子孫を調べて監視し、禁書も貞享二年以來漸次擴大せられて十七種を加へ、支那人をも雜居を禁じて、元祿元年唐人屋敷を設けて收容した。然るに寶永七年屋久島に來たイタリア人ヨワン・バッティスタ・シローテを翌年白石が訊問した結果、彼はその透徹した眼識とシローテの熱誠とにより、吉利支丹の弘法の國土侵略を目的とせざることを明にし、「謀略の一事はゆめ／＼あるまじき事と存せられ候」新井勘解由建言 旨を幕府に進言した。これ自己以外を悉く敵視する戰國思想からの解脱に外ならぬ。

貿易額の
制限

又外國貿易に就いて見るに元和・寛永の鎖國は政治的で、人の問題であつたが、今や物を制限する經濟的鎖國に轉向して來た。貿易品の種類・價格を制限したのは、無用の奇翫のために萬代の寶貨たる金を失ふことが多いためで、綱吉は貞享二年に唐船は七十三艘、銀高六千貫目、オランダ船は金高五萬兩に限り、その三分の二は買入物及び諸支拂物を以てすることとし、元祿元年更に唐船を七十艘に改めた。

白石の金
銀流出計
算

家宣の時長崎奉行の調査によると、慶安元年から寶永五年まで六十一年間に金二百二十九萬餘兩・銀三十七萬餘貫を海外に流出して居るが、白石はこれを基礎としてその不明の分を推算し、慶長以來百

正徳の長
崎新令

七年間の流出額を金七百十九萬餘兩・銀百十二萬餘貫と見、その鑄造額に比し、既に金はその四分の一、銀は四分の三を失つたとし、このまゝでは今後百年で金は半減し、銀は拂底するとして、貿易の制限の緊要を論じた。その結果正徳五年には二十餘種、百數十條から成る長崎の新令を發し、唐船は年三十艘、銀高六千貫に限り、内銅三百萬斤を渡し、オランダ船は年二艘、銀高三千貫目に限り、内銅百五十萬斤を渡すこととし、積荷は全部買取る代り、三十貫以上の過不足は許さぬこととし、嚴に披荷を禁じた。從來吉利支丹の禁制を第一とした長崎奉行が、貿易の取締を主とするに至つた所に、時代の推移が見られる。

教化の尊
重
儒教の奨
勵
保科正之
と儒學

併し文治主義の最大特質は社會の秩序を正し、教化を振興して太平を致すにある。而して當時教化の基を成したものは儒佛の二教であつた。儒教は家康既に林道春羅山を登用したが、殆記室の吏たるに過ぎなかつた。これに反し家綱の輔佐保科正之は山崎闇齋を賓師として禮遇し、藩政・幕政に朱子學の思想を具現するを期した。この頃林道春に銅瓦の書庫を與へ、その子春齋峰に忍岡の家塾を弘文院と稱せしめたのも、朱子學を難じた山鹿素行や、陽明學を奉じた熊澤蕃山が處罰せられたのも、彼の朱子學尊崇が主なる因であつた。綱吉に至つては、好學度を過ぎ、自ら經書を講じて、近臣・役人から僧祝・勅使・院使にまで聞かすめ、易の如きは九年に互つて講了し、諸家の御成の際も先づ經書を講じ、

綱吉と儒
學

經義を論ずるを常とした。されば諸大名も自ら儒者を用ゐ、儒學に努むるに至つた。されば林春常岡をも尊び、湯島に聖堂を創建して、林家の孔子堂尾張義直創建を移し、自ら大成殿の額を書して與へ、釋菜に臨んで、大成殿料千石を寄せた。林家の外木下順庵をも登用し、且從來儒者の僧形であつたのを改めて蓄髮せしめ、春常を従五位下大學頭に敍任せしめ、信篤を改めしめた。家宣に至つては儒者たる白石の意見が幕政の中心となり、その推薦によつて新に深見天漪・三宅觀瀾・室鳩巢等が登用せられたが、林信篤は却つて白石に壓倒せられて不遇であつた。

一般人民に對しても治安の維持と租税の徴收のみを事とせず、これを開發教化せんとした所に、文治主義の光彩がある。家綱の代にも屢不孝者の處罰を令して居るが、綱吉に至つては自ら母桂昌院に孝養を盡くし、祖先にも崇敬を致したと共に、所謂忠孝札を全國に掲げて、忠孝・仁恕・儉約・勤勉を勧め、賭博・爭鬪・人買等を禁じ、駿河の孝子五郎右衛門を召出し、その所有地の租を免する朱印を與へ、林信篤にその傳を書かして刊行したを初め、屢善行を旌表した。家宣も親子兄弟親戚相親しみ、奴僕を憐み、家業を勵み分を守るべきを令し、又大名にも政治を勵み、人民を安んじ、政治の煩しく、風俗の衰へ、人民の困窮することなからしめた。

敵討の公許

當時敵討が公許せられ、賞讃せられたのも、子弟が親兄弟の妄執を晴らす孝悌を獎勵するためであ

人民の教化

つた。されば武士は親兄弟が殺さるれば暇を請ひて敵討に出るを常とし、屈濟の上は、禁裏・江戸郭内・日光等の外はこれを許した。討手の舊主を初め、世間も討手に同情し、一族の助太刀に出るものも少くないが、敵に對しても武士道に缺くる所がなければ庇護するものも多いから、本望を達することとは容易でなく、龜山の仇討討手石井源藏・半藏兄弟 敵赤堀源五右衛門は二十九年目、大坂心齋橋の敵討討手小畑五大夫・同半大夫 敵青山五左衛門も二十年目であつたが、討ち得ない場合の方が多かつたであらう。兩者に助太刀の生ずるため、大規模な騒動となつたことも珍しくなく、池田家の渡邊數馬が弟の仇川合又五郎を討つた伊賀越の敵討は、討手は姉婿荒木又右衛門と若黨二人が加はつたが、敵は二十人許であり、奥平家の奥平源八が同隼人を討つた江戸淨瑠璃坂の敵討の如きは、討手方四十人に敵方六十人に及び、その前後にも數十人の争鬪が繰返された。而して敵討中最著名なものは、赤穂義士の復讐である。

赤穂義士の復讐

元祿十四年三月勅使の下向の際、接待役淺野長矩赤穂城主五萬三千石内匠頭が高家吉良義央上野の侮辱を憤り、殿中で及傷したが、輕傷を負はしたのみで抱き止められ、即日領地沒收の上切腹を命せられた。家老大石良雄内藏助等は亡君の鬱憤を散せんため、苦心經營の上、翌年十二月十四日同志四十六人吉良邸に討ち入つて、義央の首級を獲、これを泉岳寺の長矩の墓前に供へ、幕府に届けて、その處分を待つた。これに對し彼等が酬ひなき忠義のため一身一家を捧げたことは、忠孝を大本とする綱吉の主義から推賞

幕府の處分

學者の義士論

すべきであるが、禁を犯して徒黨を結び、戰陣の法を用ゐ、飛道具を持參して、高位の幕臣を殺し、府内を騒がせた罪を許すことも難しいため、容易に處分が決しなかつた。併し翌年二月公儀を恐れざるを名として切腹を命じ、直參竝に使番と目附を臨ませたのは、彼等の最後を潔くした上、死して餘榮あらしめたもので、情理兼備はつた處分であつた。これにつき林信篤・室鳩巢・淺見綱齋・三宅尙齋・三宅觀瀾等は義士として稱揚したが、佐藤直方・荻生徂徠・太宰春臺等はこれを難し、長矩は法によつて死を賜はつたもので、義央は敵とすべきでなく、亡君の意志を繼ぐといふも、匹夫の勇に逸つて大法を犯す如き邪志を繼ぐは、却つて君の惡を暴露するものであるとして、彼等を義を知らざるものとした。併し長矩は刃傷の際死を覺悟して居り、かく身を捨てさせたのは義央であれば、これを敵とするは當然であり、恥辱を與へた對手を討つは武士の道であり、長矩の非は主として時所であれば、義央を討つ遺志を奉じたことは何の不可も見ない。而してこの擧が著名になつたのは、大名の敵である高家を討取つた規模の大小、劇文學の題材となつたこともあるが、時勢が漸く軟弱に奔らんとする時に起つたことと、學者の論難の題目となつたことも見逃し難い。

佛教の尊崇

佛教の尊崇は家康既に天海・源譽を尊信し、家光亦澤庵に歸依し、ために上野寛永寺・芝増上寺・品川東海寺等の建立を見たが、家綱も酒井忠勝の周旋により明僧隱元のため宇治萬福寺を營み、綱吉に至

つて最甚しかつた。綱吉の母桂昌院は眞言僧亮賢が屢彼女を相して的中したため、深くこれに歸依したが、このため綱吉は江戸の音羽に護國寺を創建して彼を住せしめ、更に彼の推選による隆光のために神田橋外に護持院を建立して、隆光を大僧正・新義眞言僧祿職に任じ、共に幕府の祈願所となし、屢將軍母子の參詣を見た。この他輪王寺門跡公辦法親王・増上寺の了也・祐天兩上人等をも深く尊信し諸國の寺社の修理も夥しい數に上つた。

綱吉と儒佛二教殺伐な風尙

彼は儒佛二教を車の兩輪と見、佛に泥んで人倫を忘れ、儒に偏して生を害するを、共に取らなかつたが、當時幕府の殺伐の風を矯めるに努めたのは、平和政策が主であるにしても、佛教思想の影響も無視すべきでない。戰國の餘弊として人命を輕視し、殺伐を事としたことは、寛永頃まで最盛で、大名・旗本の刃傷沙汰は珍しくなく、市中には辻斬と稱して、己の腕や刀を試すために通行人を斬るもの、カブキ者と稱して黨を組み、異風異裝人目を驚かし、任俠を名として狼籍を働くもの等が横行した。幕府はこの變風を矯むるために、寛永以來或は辻番・町門を設けて警戒を嚴にし、或はカブキ者を禁斷して巨魁を處罰したが、綱吉は一擧二百餘人のカブキ者を檢擧して、これを一掃した。人命の輕視は自殺をも多からしめたが、其中最特異なものは追腹即殉死で、これは君の馬前に討死するを忠義の第一とした戰國思想と、忠臣は二君に仕へずとの語を狹義に解したため、特恩を受けたものは主

平和政策

追腹

君に殉ずるを普通とするに至つた。追腹流行の端を開いたのは慶長十二年松平忠吉の死に際し、三人の殉死者を出したことで、これより大名の死には追腹のないを恥とする様になり、將軍も秀忠には老中森川重俊、家光には老中堀田正盛・同阿部重次以下六人と、その家臣七人が殉死した。これは識者の早くから禁じた所であるのみならず、後には忠誠の至情からのみならず、腹論、或は他家に對する意地より、腹論、或は死後の榮譽と子孫の優遇を望んで、腹論、殉死するものをも生じたから、幕府は寛文三年これを嚴禁し、犯す時は、その主家をも處分することとして、遂にこの弊風を一掃した。

綱吉の生類憐の令も、その根本精神はこの殺伐不仁の蠻風を矯むるにあつた。即彼が囚人、行路病者及び棄兒の保育に努めた仁慈が禽獸にまで及んだもので、初めは城中に於て公卿響應の外魚鳥を廢し、鷹狩を止める等に過ぎなかつた。然るに後隆光の言に聞き、求兒の法として生類を憐み、殊に生年の犬を重んずる迷信が附加し、且役人の迎合主義がこれに加はつて極端に奔り、貞享四年以後は却て人民の疾苦となつた。獵師・漁夫の外、生類を殺すことを禁じ、動物を飼つて慰にするを許さず、それ〴〵場所を定めて放たしめ、犬に至つては臺帳を作つて、犬目附に巡視せしめ、病氣や怪我したものは犬醫者に見せ、犬の咬合は水をかけて引分させ、そのため各戸に犬わけ水を備へしめた。然るに幕府の保護は飼育者の煩となるため却つて野犬を増し、幕府はこれを收容するために中野十六萬坪・大久

生類憐の令

保二萬五千坪・四谷・喜多見等に犬屋敷を設け數萬頭を養つた。この愛生令に反して死罪遠流等の重刑に處せられたもの夥しく、李獸而食人の結果となつた。この善意の虐政も綱吉の死と共に、家宣によつて直に廢せられた。

文治主義の效果
文治主義の弊害
武力の消耗
家宣と武備

かくの如く文治主義は幕府をして、内その威容を整へしめ、外朝廷との間を融和し、大名・人民の歸服を得せしめて、その精神的基礎を確立したのみならず、社會をして文化の興隆、經濟の發展を來たさしむる大動因を供した。但これと共に幕府の武力財力を衰微せしめ、實力の消耗を招いた弊も免れなかつた。武事の弛廢は文治主義の餘弊であるが、主としては綱吉の平和愛生の希求の結果であつた彼が將軍乗用の軍船安宅丸あたいけを破壊し、練武の一端として重んぜられた狩獵を廢したのみならず、愛生令のため武術の修練さへ遠慮勝になり、元祿十六年の地震で武庫の武器が破れたものの修理さへ行はれなかつた。家宣に至つては白石の意見で、武藝を奨励して、將軍の臺覽もあり、軍船天地丸も建造せられ、武器の修理も企てたが、その効果は未だ十分に擧るに至らなかつた。

財政の窮迫
家綱時代の財政

幕府の財政制度の缺陷は、文治主義による儀禮制度の整備に伴ふ出費の増加が加はつて、遂に財政難を暴露するに至つた。家綱の初世の明暦の大火は江戸府内の大部分を燒盡し、江戸城の本丸・二・三の丸をも炎上せしめたが、この復興に幕府は巨費を要し、本丸の普請のみでも金九十三萬餘兩、米六

萬餘石を費し、大名・旗本・町人への下賜金も莫大であつた。されば諸拂や下賜金も過半大坂又は駿府で受取らしめて居たに拘らず、災後一年間に大坂及び駿府より取寄せた金銀も九十七萬餘兩の書類を傳へて居る竹橋餘筆別集。併し寛文元年に於ける奥金藏の金銀は金二百一萬餘兩外に位付不明の金四十一貫餘、銀十二萬餘貫で、小判にして三百八十四萬餘兩で、大火當時と大差を見なかつたが、延寶四五年に「行軍守城用、勿作尋常費」と銘せられた金分銅七個、銀分銅四十個を通用金に鑄直して居るのは、財政難のためと見られる。

綱吉の代には勝手方老中・勘定吟味役を置いて、財政を重視し、金分銅十個、銀分銅六十六個をも鑄潰したが、財政を支ふる能はず、元祿八年勘定吟味役萩原重秀の意見を採用して、通用金銀の悪化を斷行するに至つた。金銀の改鑄は金銀産出の激減により窮境に陥つた金銀座の豫て願つて居た所であり、金銀の流出による通用金の減少も、改鑄による増加を必要とし、寛文以來盛になつた藩札も弊が多いから、質を悪くし、數を増して藩札を禁ずることは經濟上も必要であつたが、幕府がこの際これを斷行したのは、主としてその財政救済のためであつた。幕府は金銀の千分比を大判六七七を五一七に、小判八四二を五七三に、銀八〇〇を六〇〇にしなが、この新舊金銀を同様に取扱つて引替を行つたため、人民は引替を望まず、財界に動搖を生じ、甚しき不評を招いたが、幕府の利益は元祿

綱吉と財政

金銀改鑄の原因

改鑄の結果

十六年までに、四百五十二萬餘兩に達した。

重秀はこの功により勘定奉行に昇進し、更に規定額以外に銅を代物とする貿易を許して運上を取り年二萬兩、造酒に五割の運上を課して収入の増加を計つたが、元祿の末から寶永にかけ、地震、噴火、大火等の災異相ついで起り、幕府の収入を減少せしめたため、前に銀は金に比し悪化の度の少かつたのを利用し、寶永三年銀を改鑄して銀銅等分とした。その後寶永五年には寶永通寶錢大を鑄て、銅錢十文に通用せしめたが、質の粗悪のため最不評であつた。

家宣は悪貨の人民の疾苦たるを見て、その恢復を志したが、萩原重秀は代替の巨費を要するに乘じ更に改悪せんことを請ひ、白石の反對によつて行はれざるや、元祿金の折れ損じ易きに藉口して、金位を高め形を小さくすることを説き、寶永七年金位八三四で、重量を半減した乾字金の發行を見た。然るに重秀はこの間に獨斷で銀の改鑄も行ひ、この年銀位を四〇〇にし、更に三二〇にし、正徳元年には遂に二〇〇に至らしめた。これによる彼の私利二十六萬兩に達したのを見れば、常に改鑄を策した眞意も察するに餘ある。その姦佞貪婪は周知の事實であつたが、窮迫した財政の處理には、彼の手腕に俟つことも大であつたから寛恕せられて居たが、白石は彼の姦惡を憎み、三度家宣に封事を捧げ一身を捨て、彈劾したため、正徳二年遂にその罷免を見た。

重秀の財政策

寶字銀と大錢

家宣と金銀

乾字金

白石の重秀彈劾

白石の金銀復舊

家宣はその死に際しても金銀の復舊を遺命したが、容易に行はれなかつたから、白石は改貨議を上つてこれを懲憚し、遂に正徳四年に至つてその斷行を見た。唯金銀の産出が乏しく、急な進捗は望まれぬから、その間慶長金銀は通用金銀の十割増、元祿銀は六割増、寶字銀は三割増の増歩を定めて、通用の圓滑を計つた。

文治主義と實力

かくの如く文治主義の時代に武力財力の消耗を見たのは事實であるが、必ずしも文治主義のためとのみは斷せられず、且武力財力を以て他を壓せざる所に、その特質の存するを思へば、これを以て幕府を弱めたものとするは考慮を要する。

江戸時代の文化

學問の獨立

朝廷の奨學

幕府大名の奨學

第四十四章 國民文化の興隆

江戸時代の稀有の太平と幕府の文治政治とが相俟つて、文化の著しい興隆を見たが、その特色は外來文化の移入でなく、純日本文化の發達であり、その範圍も廣く上下一般に及んだことで、茲に初めて眞の意味に於ける國民文化の成立を見たのである。

藝術宗教の如きは既に藤原鎌倉の世に同化を見たが、學問が國民的特色を完成したのは江戸時代を初とする。これには朝廷幕府及び大名の奨勵が與つて大であつた。朝廷では後陽成天皇は和漢の學に通じ給ひ、朝鮮から傳はつた活版術によつて、神代卷・職原抄・四書・孝經等と和漢の典籍を刊行せられ、後水尾天皇は和歌和學に達せられて、後水尾院年中行事の宸撰あり、後光明天皇は儒學を好ませられ、藤原惺窩の文集に勅序を賜はり、朝山意林庵に進講を命ぜられた。幕府では家康以來公武僧祝に修學を命ずると共に、學者を登用し、古書を蒐集し、孔子家語・周易・群書治要・六韜三略・武經七書・大藏一覽集・吾妻鏡等を刊行した。大名では親藩の尾張義直・水戸光圀・保科正之・外様の池田光政・前田綱紀・譜代の酒井忠勝・板倉重矩・堀田正俊・柳澤吉保等、學者の登用、書物の蒐集・編輯、學校・聖堂の造營等に努め、學問の發達に貢獻する所大であつた。

儒學

朱子學

藤原惺窩

惺窩の門流

木下順庵と木門

當代の學問の主流は儒學であり、儒學の中最早く開け、永く官學として重んぜられたのは朱子學であつた。朱子學の傳來は久しいが、それが學問上、思想上重要な意義を發揮したのは江戸時代で、その稱首は藤原惺窩であつた。彼は初禪僧であつたが、後佛道を捨て、儒教に歸し、専ら朱子學を究めて、遂にこれに通達した。彼の思想は朱子學として醇の醇たる能はざる嫌はあつたが、師承傳統を捨て、研究的學風を開いたこと、公家僧侶の學問以外に學者の學問を起したことは、儒學の獨立の上に最も重要な意味を有し、その學徳が家康初め諸大名の尊信を得たことも、斯學の興隆に大なる効果を與へた。元和五年歿五十九歳彼の門人中林羅山・松永尺五・那波活所・堀杏庵傑出し、四天王と稱せられた。羅山は性恭謹で、學博洽、家康に仕へて幕府の學政を司り、その子鷲峰・孫鳳岡相嗣ぎ、朱子學を官學たらしむる基礎を成した。活所は紀州家、杏庵は尾州家に仕へたが、尺五は一時前田家に遊事した後、京に講學堂を起して、子弟を養つた。木下順庵その門に出て前田氏に聘せられ、後將軍綱吉に登用せられたが、學徳高く、詩に秀で、よく人材を養成した。新井白石・室鳩巢・雨森芳洲・祇園南海・柳原篁洲を木門の五先生とし、これに南部南山・松浦霞沼・三宅觀瀾・服部寛齋・向井滄洲を加へて十哲とも呼ばれた。彼は諸弟子をして長ずる所に向はしめたから、各その主とする所を異にし、白石の歴史制度、南海の詩文、篁洲の支那法制、芳洲の唐音・朝鮮音等の及び難い所であつたが、醇乎たる朱子學者は鳩巢で、神佛を斥け、古學を駁し、宋學を固守して、名教の維持を以て自ら任じた。

南學

山崎闇齋

京學南學以外の朱子學

かくの如く京に起つた惺窩の系統に對し、海南土佐に發した朱子學を南學といふ。南學の祖谷時中も初僧であつたが、師僧天室が嘗て南村梅軒について宋學を學んだため、彼も朱子の書を読み、これに歸して還俗し、朱子學を講じた。彼は深く朱子を尊んで、自ら行を正すと共に、弟子に對しても頗る嚴格であつた。慶安二年歿五十二歳門下に小倉三省・野中兼山・山崎闇齋等があり、三省・兼山は山内家に仕へ國政に與つたが、闇齋は京に出て、南學を天下に弘めた。彼は性質豪邁不羈で、記誦詞章を卑しめ、篤く朱子の説を奉じて、義理を正すを主とし、師道を嚴にして、師弟の間君臣の如くであつたが、それだけ氣概情熱に富み、門下六千人と稱せられた。その學派は師説を墨守して、狹固陋の傾を免れなかつたが、實踐を重んじ、節義を尊んだ點はその長所であつた。天和二年歿六十五歳彼の門下としては公卿に正親町公通、大名に保科正之があつたが、淺見綱齋・佐藤直方・三宅尙齋を崎門の三傑とせられた。綱齋は氣節最高く、狷介孤峭、終生仕へず、貧婁に甘んじたが、直方は天稟に秀で、自由濶達で、辯舌に長じ、褊隘の弊なく、尙齋は最後輩で、考察精到、崎門の大成者であつた。

この二系統以外の朱子學者には中村惕齋・藤井懶齋・貝原益軒等があり、共に學に師承なく、門戸を張らず、専ら研學修養に努め、良著を出して世を裨益したが、就中益軒は性恭謙和順で、學博くして

精微に入り、平易な假名文で、道德・教育・衛生・地理・歴史等に互る多くの書を著して、民衆の教化に盡くした。

陽明學
中江藤樹

熊澤蕃山

朱子學に次いで起つたは陽明學で、その首唱者中江藤樹は初朱子學を奉じて、堅くその格法を守つたが、後王陽明の書に接して、深くその説に服し、自反慎獨して、知行合一を期した。彼は性至孝で温恭謙讓、行住座臥規矩に中らざるなき程であつたから、その感化は四方に及び、近江聖人と稱せられた慶安元年歿。四十一歳。熊澤蕃山その門に出で、池田光政に仕へて、藩治大に擧り、名聲天下に聞えたが、明曆三年仕を辭し、京に出て學を講じた。彼の心學は藤樹に受けた陽明學の心法であるが、その經世濟民の識に至つては一世に卓出し、且國典・和歌・音樂にも通じた才人で、後荻生徂徠をして「蓋百年儒者巨擘、人材則蕃山、學問則仁齋、餘子碌々未足數也」先哲叢談と言はしめた程であつたから、公卿の從學するものも多く、門戸隆盛を極めた。然るに彼の王學が林家及び保科正之の朱子學と相容れない上、今や牢人として公卿大名にも勢力のあるため、幕府の忌む所となり、寛文七年京を追はれたが、その後貞享四年上書して時事を論じたため、下總古河に幽閉せられた元祿三年歿。七十三歳。

古學
山鹿素行

蕃山と同じ頃、同様な境遇から同一の運命に陥つたものは山鹿素行甚五左衛門であつた。素行は天成の麒麟兒で、十四五歳で詩文も成熟し、書を講じた。羅山に儒學を學んだ外、軍學・歌學・故實・神道の口決

第二十七、山鹿素行日記 (長崎縣 山鹿高三氏藏)

凡今月之内十五日丙辰
十月朔日 大村氏 別墅津田川石谷氏 了る
三日申中ト養至 弟同産 大村日未臨
未到北条氏長以切紙招予 願わ 望津津 神玉書 旧識及
遺書 新衣服 整礼容 負供草 至彼地 鳩田氏 財 相並后
長傳 公余 賤播州 赤穂 太守 彰、至教要 録 成也 氏長云、
事起不慮 有遠 令此 可憐之 妻子 予云 士 自出 此家 不思 水何
必 必致 故不 拘焉 有 必 令予 許士 列座 予 昏 輝 分 立 太守 家 臣 大西 氏 等、
且 明日 有 奉 姓 氏 名 名 予 至 有 興 入 太守 宅 此 夕 藤井 又 助 忽 身 播 州 未 會 四
日 上 日 六 日 七 日 八 日 在 太守 宅
七日 淺野 周 太守 宅 台 薩 井 又 助 入 下

本書は元和八年から貞享二年に至る素行の日記で、家譜と題し、五卷に分れて居る。今幕命によつて赤穂に貶せられる條を示す。彼の覺悟とその舉止の武士道を如何に具現せるかを見よ。津輕越州は津輕藩主信政、赤穂太守は淺野長矩である。(古文書時代鑑所載)

印可を受け、老莊佛典にも通じた。一時赤穂の浅野氏に仕へたが、後辭して江戸に出で學術・兵法を講じ、諸侯以下門下二千餘人に及んだ。然るに寛文六年彼は聖教要録を著し、宋學を佛老の餘臭として斥け、宋に至つて道統の傳泯没すと斷じ、直に孔子に願學すべきを唱へ、自ら千載不傳の統を得たものとした。彼が牢人軍學者として勢力ある上、今官學たる朱子學に對して正面から反對したため、幕府は不届な書物を出したを名として、舊主浅野氏に預けられた。後十年にして許されて江戸に歸つたが、かかる幕府の抑壓を受けたため、我國に於ける古學の首唱者たるに拘らず、學派を成すに至らなかつた。貞享二年歿。六十四歳。

伊藤仁齋

素行と同時代に同じく古學を唱へたのは京の伊藤仁齋であつた。彼も初宋學を奉じたが、後その説の孔孟の旨に反するを疑ひ、註疏を捨て、四書の本文を研究し、遂に寛文の初に宋儒の説を佛老の緒餘、聖人の旨に非ずとし、自ら千載不傳の學を語孟二書に發明したとの自信と、學を好むの一事は聖人にも譲らずとの意氣を以て研學修徳に努め、寛厚和順の性質と道徳に就ての造詣は、他の追隨を許さぬ所であつた。寶永二年歿。七十九歳。門下二千餘人、弟子を見ないのは飛驒・佐渡・壹岐の三國に過ぎなかつたが、その五子亦皆家學を承け、殊に長子東涯は恭謙博學で、よく家學を大成した。

荻生徂徠

東涯と同時に江戸に出て、同じ古學を以て對立したものは荻生徂徠であつた。彼も初朱子學を奉じ

て、仁齋の古學を攻撃したが、後古學に變じて別に一家の見を立て、宋儒及び仁齋の説を併せ斥けた。彼は先王の作爲せる禮樂を以て民を治むる政治を儒學の本領とし、その禮樂を知るには先づ古文辭を學ぶべきを唱へた。彼は豪邁卓識、政治・經濟・唐音・兵學・音樂にも通じ、古文辭を驅使した詩文も規模正大で氣魄に富み、自ら海内第一の學者を以て任じ、「熊澤之知、伊藤之行、加之以我之學、則東海始出一聖人」と豪語した^{先哲叢談}。その門下に對しては人才を愛して小節に拘らなかつたから、天下の俊秀を集め、太宰春臺・服部南郭・安藤東野・山縣周南・平野金華・高野蘭亭・宇佐美瀧水は、徂徠と併せて護園の八子と呼ばれたが、就中春臺の學問と南郭の詩文はその双壁であつた^{享保十三年歿。六十三歳}。

かくの如く儒學は朱子學先づ起り、陽明學は寛永に、古學は寛文に初まり、更に百家九流に分れて、空前の盛觀を呈し、久しく我思想界を支配し來たつた佛教の地位を奪つた。かゝる發達を見た一因は獨創的研究を重んじたため、素行・仁齋・徂徠の古學が、創見に出づるのみならず、惺窩・惕齋・懶齋・益軒・仁齋・徂徠等、何れも常師なき獨學者であつた。されば儒學も支那の學説を盲信せず、独自の見解を發揮せるものが多く、古學の宋明の儒學からの獨立たるのみならず、朱子學・陽明學を奉じたものも、必ずしも朱子の盲從者ではなかつた。これは儒學の日本化たると共に、華夷中外論・湯武放伐論等の盛行を見た所以であつた。

儒學の全盛

華夷中外論

支那では古來自ら中華中國と稱し、他國を夷狄と呼んだが、我國でも古くはこれに倣つて、支那朝鮮をも蕃夷を以て稱した。然るに儒學の興隆は一方に華夷の別を聖人の定むる所として、支那を華とし、我を夷とするものを生じたが、それと共に他方ではこれを陋として、我から見れば我國の中國で彼の蕃夷たるを論じ、進んで、我國の支那に勝るを説くものを生じた。前者は惺窩・羅山・順庵・鳩巢・直方・益軒・蕃山・東涯・徂徠・春臺等を主とし、後者は白石・闇齋・綱齋・素行等が代表者であつた。就中素行は中朝事實を著し、我國を中華文明の土とし、天の中道に當たり、地の中國を得た海國で、天然の險に據り、國富み、化育進み、皇統萬々世變じないこと、支那の屢夷狄に犯され、革命相次ぐと年の同じくして談すべからずとした。闇齋・綱齋は中國の稱を各國自ら謂ふ所で、禮義道德や、國の位置大小によらぬとし、我國を従へんとて堯舜文武攻めて來ても打潰すが義であり、禮義徳化にも服しないのが道であるとし、白石は他國を華とし、我國を夷とする程本朝に不忠無禮なることなしと斷じた。直方は支那を中國とするは聖賢の言で、天地全體の形による故變すべからずとし、更に跡部光海をして綱齋の説を駁せしめて、我生まれた國を中國とすれば道なき國も中國となり、日本の聖人は日本を中國とすると言へど、古來日本に聖人がない故言ひ様なく、聖賢が侵略のため來攻の理なく、徳の溢る時は浴するが理であるとした。徂徠の夷人と記したは、孔子に對する抑遜とするも、彼の學派が我

地名・人名・役名を支那風にすること最甚しく、著述まで多く唐本仕立にせるは、好尚の支那風であつたことを示して居る。

湯武放伐論

湯武の放伐を堯舜の禪讓と共に聖人の行とする儒教の革命思想と、萬世一系の皇室を戴く我國體との矛盾の解釋も、崎門學派に於て最激しい論争を見た。闇齋・綱齋は文王の至徳、伯夷叔齊の高義を稱して、湯武の放伐を非認したが、直方は放伐を聖人の大權とし、湯武の天命を奉じて桀紂を討つたを、主命に従つて惡家老を放伐したと同様とし、尙齋もこれに賛して、共に我國の皇統の萬世一系をも正理に非ずとした。唯未だ兩者の彼の天を我皇室に比し、彼の王を我將軍に比して、初めて彼の革命思想の眞に我國に是認せらるべき所以を明にするには至らなかつた。

幕府の修史

當時は儒學と相伴つて、史學に於ても幕府・諸侯の修史と學者の研究と共に著しい發展を見た。幕府では武家の系圖を集めた寛永諸家系圖傳三百七十二卷、寛永二十年、神代から後陽成天皇に至る編年體の歴史たる本朝通鑑三百十卷、寛文十年、松平氏の發祥から家康一代を記した武徳大成記三十卷、貞享三年、等相次いで出來た。何れも林家三代羅山、鷺岡の主任となつて編輯した所であるが、就中本朝通鑑は初羅山が神武天皇から宇多天皇までを編輯して本朝編年錄四十卷と言つたのを、後鷺峰が續輯したもので、史料の博綜に於て傑出して居る。

水戸の修史

大名の修史として最著しいは水戸光圀の大日本史三百九十七卷である。光圀は明暦大火の直後修史を企て、佐々宗淳・栗山潜鋒・三宅觀瀾・安積澹泊等をして、天下に史料を採訪して、國史の編輯に當たらしめた。その編輯所を彰考館と謂ひ、水戸家の歳入の三分の一をこれに費したといふ。神武天皇から後小松天皇までを、本紀・列傳・志・表に分けて記した紀傳體の歴史で、光圀在世中本紀と后妃・皇子・皇女の三傳成り、寶永六年紀傳を完成したが、志表の完備は明治三十九年に至り、二百五十年に亙る大事業であつた。本書は皇統を正閏し、大義名分を明にするを主としたもので、中神功皇后を御歴代に加へずして、后妃傳に入れ攝政中の記事は仲哀、應神二代に等分した、大友皇子の御即位を認めて水鏡に、天皇大友紀を立て、南朝を正統として、北朝を閏位に降し、これを後小松天皇紀に附載したことは、その三大特筆と稱せられる。この他水戸の史論は天下に喧傳して、人心を鼓舞したことが著しかつた。その他大名としては尾張義直の類聚日本紀神代から光孝天皇、百七十四卷、旗本としては松平忠冬の家忠日記増補追加家康事蹟二十五卷・東武實錄秀忠事蹟、四卷等もある。

大日本史の三大特筆

其他武家の修史

儒者と國史

儒者の國史に関する研究は廣く行はれたが、林羅山の本朝將軍家譜は武家政治の沿革を明にし、鷗峰の甲子會記は批判的政治史の基を開き、山崎闇齋の倭鑑の計畫は大日本史の先容を成し、山鹿素行の武家事記は武家に關する各方面の事實を網羅して居る。併しそれ等の官撰・私撰の史書の間にも卓然屹

立するものは新井白石の史學であつた。彼は史料の選擇を進め、上代に關しては從來書紀によるを常としたが、彼は古事記・古語拾遺・風土記の併せ取るべきを説いて、特に古事記を重んじ、支那・朝鮮の史籍をも參取すべきを唱へて、自らこれを實行した。又史料の解釋も從來漢字を主としたのを排して言語によるべきを説き、言語の變化や、外來語を明にし、比較研究を行つて、國史を支那に比し、上代史を幼兒に比し、歴史を純學術的に見て、道學の附庸視する弊を矯め、神は人也と唱へて、神聖視せられた神代史をも人事として論究し、國史だからとて特に曲庇する所がなかつた。且その研究が多方面で、神代については「本朝古今第一の書」前田綱紀の言と謂れた古史通・同或問、古代史籍の性質を明にし、史上の疑點を究明した史疑、王朝九變して武家の世となり、武家の代五變して徳川氏に至るを論じて、武家政治の沿革を明にした讀史餘論、大名の系譜事跡を述べた藩翰譜、制度故實を究めた經世典例・本朝軍器考、時事問題の歴史的研究たる五事略、歴史地理に關する五十四郡考・蝦夷志・南島志等枚舉に暇がない。唯彼の最力を致した史疑及び經世典例の傳はらないのは千載の恨事である。而して從來本朝通鑑・大日本史を初め多く漢文を用ゐたに、彼は古史通・讀史餘論・藩翰譜等多く國文を用ゐ、敘事精妙史筆の範を垂れた。かくの如くして我史學は白石によつて支那史學を超越して一大發展を遂げた。

尊王思想

國史研究の結果はやがて國體の闡明、王朝の回顧を生み、延いて尊王思想を生ずるに至つた。惺窩・羅山既に武家政治を開いた頼朝の罪を責めたが、闇齋・綱齋は支那の史的人物を借りて尊王の大義を強調し、綱齋の靖獻遺言は最影響が大であつた。水戸光圀はその一代の宏業たる大日本史の編輯が大義名分のため、常に一意奉公の念を懷いたのは言ふまでもない。崎門の出で水戸に仕へた栗山潛鋒は保建大記を著し、保元建久の間の史實を論じて義理最峻嚴、同じく三宅觀瀾は中興鑑言を著し、建武中興の興廢を論じ、共に帝王の學徳を修め給ふを王政復古の要諦とした。

楠公崇拜

尊王思想が王政復古論となり、武家政治の否定となると共に、太平記の流行も伴つて、南朝を尊み、楠木正成を崇拜することも著しく盛んになつたが、その具體化したのは湊川の顯彰であつた。湊川の正成の塚には初め青山幸利尼崎城主が輪塔を建て、梅と松を植ゑ、貝原益軒も建碑を企てたが、その任に非すと謙遜して中止したのを、元祿五年水戸光圀が廣嚴寺千巖和尚と計つて碑を建て、自ら嗚呼忠臣楠子之墓と記し、碑陰に朱舜水の前田綱紀のために櫻井訣別の圖に贊した文を刻した。

併しこれに對する武家政治の肯定論者も少くなかつた。蕃山は天下は武家へ公家より下されたるものだから、武家は公家を主と仰ぎて尊び、公家は武家の客分として、天下を望まらるべきではないと申し、素行は政權の武門に歸したのを、公家の政治の正しくないためとした。白石は武家政治の端は藤原氏

武家政治論

の専權に發すとし、公家と僧侶を國の蠹賊と斷じた。この武家政治の肯定は一步を進むると、武家の推尊となり、鳩巢・徂徠の徒の如く、幕府に就いて朝廷に擬はしい語を用ゐ、「山城天皇來聘」義人と録さへ言ふに至つた。

國史と共に國文學の研究も進み、更に發展して、國學の成立を見た。堂上家を中心として傳はつて來た歌文の學は三條西家の傳統を受けた細川幽齋から、中院通勝・鳥丸光廣・松永貞徳に傳はり、貞徳の門に北村季吟が出て、その子湖春と共に元祿二年幕府に仕へて歌道方となつた。彼等は古來の註釋を繼承したに止まり、創見に乏しいが、これを綜合大成して新しい研究の起る基礎を成した功は没し難い。

儒學の自由研究は歌文にも影響し、元祿の頃江戸の戸田茂睡は古今傳授を歌道衰微の基とし、制の詞を二條家の私と喝破し、堂上歌道に革命の烽火を上げ、大坂の下河邊長流・僧契沖は萬葉集の自由研究を試みて、創見に富んだ。水戸光圀は長流に萬葉集の註釋を託したが果さずして歿したため、契沖これを繼いで萬葉集代匠記三十卷を大成し、萬葉の撰集・歌體・訓點・語釋等に互り、多く舊說を打破して新說を打立てたのみならず、これを基礎として記紀の歌・古今・伊勢・源氏等を註釋して、從來の牽強附會を去つて、妥當な見解を下し、六國史以前に徵證を求めて假名遣をも正した。

歌文の傳

由研究

儒者と國語學

當時儒者の歌文に意を致すものは少くなく、貝原益軒は日本釋名を出して、語源の解釋に法則を立てたが、新井白石は東雅・東音譜・同文通考を著して、益軒の説を駁し、國語の古今雅俗の別、國による聲音の差・轉音・外來語を説き、語源を説明し、國語の音韻を論じ、漢字・假名・梵字・點圖の性質沿革を明にした。

かくの如き古典の新研究に國史・神道を加へ、それ等を綜合して我國特有の道を見出さんとしたのが、荷田春滿羽倉齋宮の國學であつた。彼は國史・古典に通じたが、道義の念が強く、ために國文の註釋に甘んぜず、儒道の外我古道あるを唱へ、國學校を起さんとしたが、果さずして歿した元文元年六十八歳併し彼は未だ儒道を否定せず、漢學をも國學の楷梯として用ゐんとしたことは、儒者の國史・國文・國語研究と併せて、興隆期に於ける文化の規模の正穴を示すものである。

國內に於ける地誌・地圖の編纂刊行は著しい發達を見たが、世界地理の智識は鎖國のため甚しくその發達を沮まれ、地誌・地圖の刊行せられたものも幼稚杜撰を免れなかつた。然るに新井白石がシローテに就いてオランダ版萬國圖によつて世界地理を尋ねて、西洋紀聞に書留め、更にオランダ人に質し、支那の地理書を參取して采覽異言を著すに至り、初めて西洋に於ける地理學一般の大要を明にするに至つた。これは彼の吉利支丹の侵略主義の否定と共に、後に蘭學の起る基礎を成したものである。

地理

國學の興起

天文曆數

天文曆學に就ても、平安朝以來行はれて居た宣明曆の誤差が當時頗る甚しくなつて居たが、保井算哲は自ら各地で天體の觀測を行つた上新曆を創製し、幕府に改曆の議を上り、朝廷では陰陽頭安部泰福に算哲と共に觀測を行はしめた上、新曆の採用を見た。これを貞享甲子曆といひ、初めて支那曆を廢して、我國の新曆を用ゐたもので、算哲は幕府の天文方となり、澁川春海と稱した正徳五年歿。七十七歳。數學も毛利勘兵衛がこの時代の初に明の數學を傳へたが、その孫弟子に關孝和が出て、支那算法を脱した點竄法を大成した。

醫方本草

醫學は足利末期から曲直瀬道三の金元流天下を風靡して、江戸時代の初に及んだが、寛文の頃京に名古屋玄醫が出てこれに反對して醫學の復古を唱へ、後に發展した古方家の端を發した。本草即博物學では貝原益軒主として文獻上の研究から大和本草・花譜・菜譜等を出し、稻生若水は實物の研究により庶物類纂の編輯に従事した三百六十二卷。宮崎安貞亦全國に資料を蒐めて研鑽に努め、農業全書を完成した。かくして博物學・農學共に我國の學問としての建設を見た。

西洋の科

西洋交通の影響として、西洋の學藝の輸入を見、西流・栗崎流の外科醫術は初南蠻流であつたが、後阿蘭陀流に變じ、後檜林・嵐山・桂川等の蘭方醫術をも生じ、後に蘭學の生ずる縁となつた。天文・地理・物理等も、吉利支丹教法と共にその初歩を傳へたが、その禁制と共に殆跡を絶つた。

神道

斯の如く學問は各方面共未曾有な發展を見、我國學術の獨立を見たが、それと共に宗教に於ては神道の儒教化と佛教の社會化を見た。儒學の日本化は儒者をして神道に注意せしめ、惺窩・羅山・藤樹等も神道を尊んだが、殊に蕃山は儒佛共に我水土に合はず、神道こそ至易至簡で、總て道德學術の中に備はるとし、闇齋は神儒一致を唱へて垂加神道を開いた。但これに對し直方・春臺の如く神道を否定したのもあつた。儒者以外の神道者も從來の佛説による解釋を捨て、宋儒理氣の説によるものが多くなり、度會延佳・吉川維足は其著しいもので、延佳は外宮神道を興隆し、維足は貞享二年幕府に召されて神道方となつた。かく神道が久しくその支配を受けた佛教を脱して儒教に移つたことは、更に進んで復古神道に至る階梯であつた。

佛教

久しく思想界の王者であつた佛教は、此時代に入つて初めてその權威の失墜を來たした。佛教は早く神道をも習合し、宋學も佛徒によつて傳はつたため、宗派の爭論はあつても、佛教そのものに反對するものを見なかつた。然るに吉利支丹の渡來は伴天連によつて佛教攻撃の端を發せられ、次いで儒教の獨立は、儒者の排佛論を惹起し、羅山・鳩巢・闇齋・直方・藤樹・蕃山等盛にこれに非難を加へ、池田光政・保科正之の如きは、領分内の寺僧に對して頗る抑壓を試みた。これと共に信長以來寺院の俗權を制せられたため、其勢力に影響した所も少くなかつたが、一般の信仰は依然として變らないのみならず、

文學

真宗・浄土宗・曹洞宗・日蓮宗は、この時代に大なる發展を致し、都市の興隆・新田の開發や、幕府の寺請制度が相俟つて、寺院僧侶の數は却つて著しい増加を示し、民衆への普及は從來見る能はざる所であつた。さればその内容も俗化し、僧侶も安逸に慣れて、質の低下するを免れなかつた。

藝術は社會の平和と平民階級の擡頭とにより、各方面共大發展を遂げたが、就中最平民的傾向の著しいは文學であつた。儒學の發達と共に漢詩文の進歩を見、順庵・徂徠の門流に於て最盛觀を呈したが、廣く一般民衆に及んだものは、固より國文學で、俳諧・小説・浄瑠璃等が、その主なるものであつた。

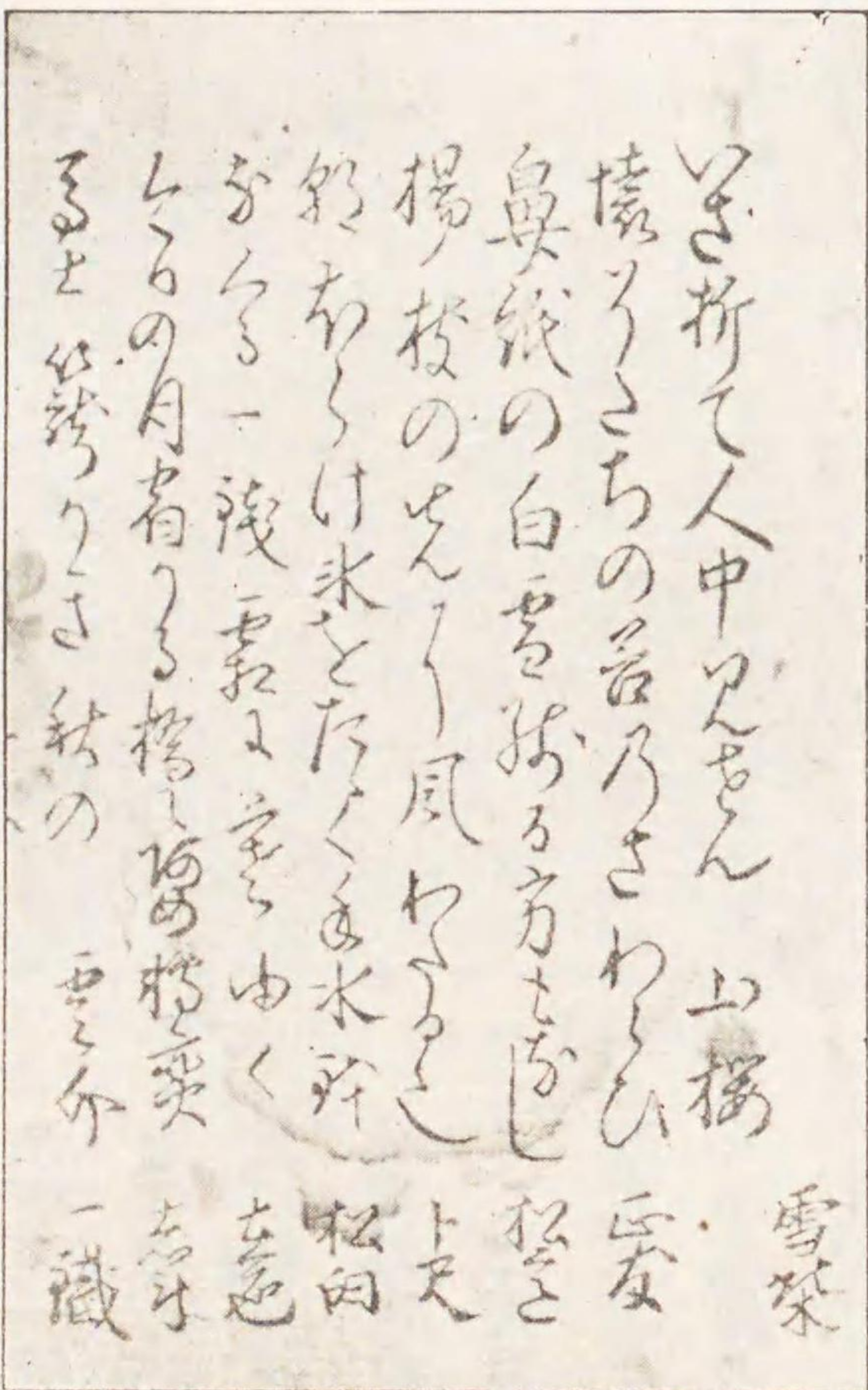
俳諧

貞門

俳諧とは滑稽卑俗を意味し、連歌の向上に伴ひ、戰國時代に山崎宗鑑・荒木田守武が初めた俳諧體の連歌をいふが、これを復興して天下に弘めたのは京の松永貞徳である。彼は細川幽齋に歌道を學び、里村紹巴に連歌を受け、自ら歌人を以て任じたから、連歌は歌道の入門、俳諧は連歌の初歩と稱し、俳諧を句毎に俳言を賦した連歌として、連歌に倣つて式目を定めた。このため貞門の俳諧は自由な滑稽味を失つて、縁語や掛詞による言語上の遊戯となり、却つて文學として價値を低下せしめたが、俳諧を眞面目なものとし、滑稽に優雅な味を加へ、且これを貴族から平民にまで普及せしめた所に長所があつた。俳書としては法式を記した御傘、宗鑑の句に附句を加へた油糟・淀川があり、高弟としては野々口立甫・松江重頼・山本西武・北村季吟・安原貞室・高瀬梅盛・鷄冠井令徳を七俳仙と稱した。

談林

かくして一時天下を風靡した貞門の俳諧も、やがてその理窟と無味平凡のため人心に倦かれ、新に大坂に起つた西山宗因の談林に壓倒さるゝに至つた。宗因は貞門の法式を捨て、俳諧を昔の自由な遊戯に復し、有ゆるものを滑稽化し、尊貴なものを卑俗化し、且詩歌・謠曲の文句や口語を巧に利用して、



第百十林談俳戸江 圖二十二第

奇警奔逸な調子で、よく事物を活躍せしめた天和二年歿 七十七歳。大坂の井原西鶴・岡西惟中、京の菅谷高政、江戸の田代松意等その門に出で、盛に貞門の徒と争ひ、遂にこれを壓倒して、談林は天下を風靡するに至つた。彼等は字餘の變調や難解な句を喜び、都會の遊樂を寫して、語彙猥雜に流れたため、貞門か

らは俳諧の切支丹、四條河原の道化芝居、島原狂の太鼓俳諧等の非難を受けたが、その貞門の法式を破つて、俳諧に詩味を興へ、輕快奇警な句法を創めた功は没し難い。

風

俳諧を貞門の如く歌・連歌の方便として式目に拘はるゝことなく、談林の如く遊戯として猥雜に陥る

描寫も未だ頗る幼稚であつた。これ等を假名草子と呼び、從來の雅文に漢文脈を加へて流麗暢達となり、取材を實世間に求め、教訓にも滑稽諧謔を交へる等がその新しい傾向であり、後の浮世草子の起る前提でもあつた。如儡子の可笑記、鈴木正三の二人比丘尼、朝山意林庵の清水物語、山岡元鄰の他我身の上、淺井了意の東海道名所記・御伽婢子・浮世物語や、作者未詳の恨之介・薄雪物語・七人比丘尼・伊曾保物語等は、その最著名なものであつた。

井原西鶴

かくの如き假名草子に一大展開を與へたものは、井原西鶴の好色本であつた。西鶴は大坂談林の重鎮で才藻の富贍と稀有の速吟を以て聞え、延寶八年には生玉社前で一日に四千句を吐き、貞享元年には住吉の社頭で一日一夜に二萬二千五百句を吐いて、自ら二萬翁と號した。然るに彼は此間天和二年その師宗因の没後、突如好色一代男と題する好色本を出だし、世之助といふ好色男の七歳の時戀を知り初めてから、六十歳で好色丸を仕立て、女護島に渡る迄、年々の種々な女との間の好色生活を大膽に直寫した。その諸國の遊里に關する精細銳利な觀察と奇警にして生氣潑刺たる描寫と誇張に伴ふ滑稽味とは、忽一世の人氣を得たため、次いで好色二代男に三都の遊里の情話を、好色三代男に遊女以外の戀を、好色五人女に當時の巷談を、好色一代女に淪落の女性の一生を描いた。其より一轉して男色大鑑を出して武士の衆道と野郎の賣色を記し、それが縁となつて武道傳來記・武家義理物語・新

好色本

武家物と町人物

西鶴本の性質



第二十五圖 好色一代男 (四卷)

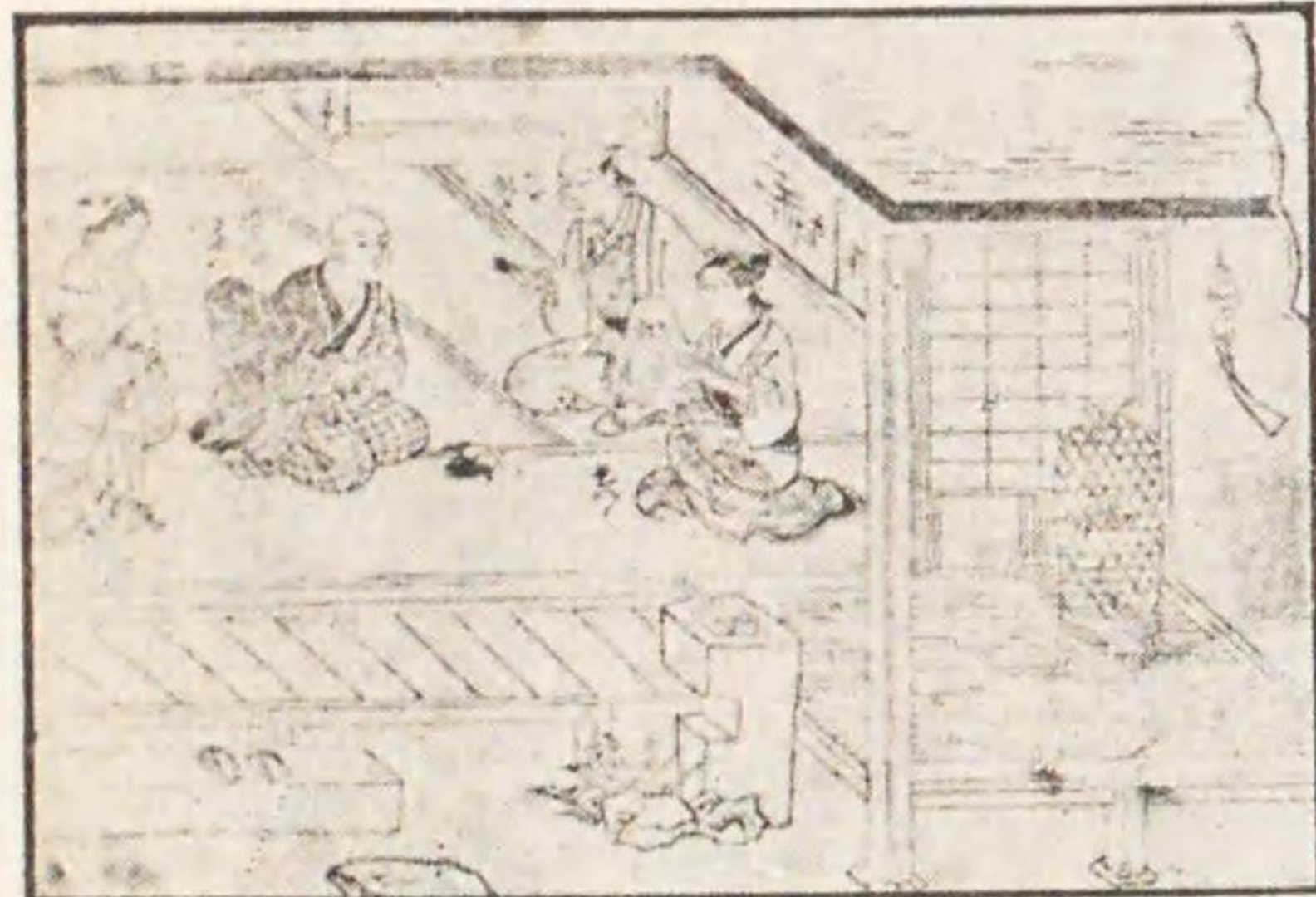
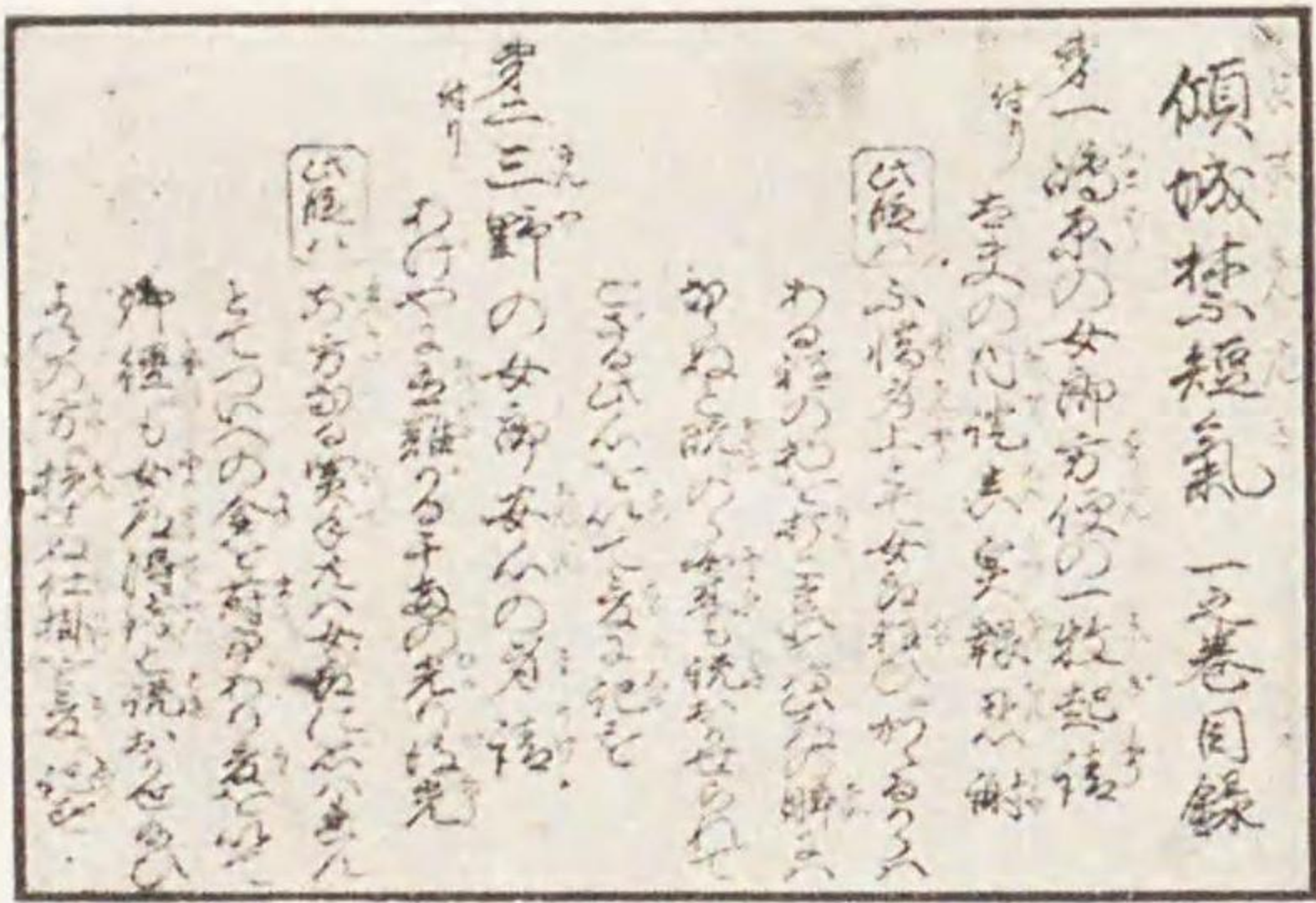
可笑記等の武家物に移つた。元祿元年には更に町人物に移つて日本永代藏に町人の成金話を記し、世間胸算用に大晦日の狀況を寫し、最よく觀察の透徹と筆致の圓熟を發揮した。彼は芭蕉と同じく談林から出て、新生面を開いたが、芭蕉の有ゆる點で談林から超脱したに對し、彼は談林の點者の酒間の興とした巷談を小説に移し、談林の奇警簡潔な句法を用ひて生新な文體を開いた。その態度の遊戲的で、何物をも誇張し、又は裏面を暴露して滑稽化し、又猥雜に墮するを意とせず、殆皆一場面を寫したのみで、説話の結構・發展の見るべきものはないのはこれによる。彼は好色本に於て遊女を主として人間の性慾と、それに伴ふ男女間の社交から生ずる情趣を樂む粹の生活を描き、町人物で町人によつて物慾を寫し

た。種族保存の本能たる性慾と、自己保存の本能たる物慾とは、人間の最根本的な本能であるが、これが直接文學の主題となつたのは、共に西鶴に初まる。彼は更に武士を主として義理を描き、そこに人生の調和を見出さんとしたが、武士の生活に通せざる彼は、單に事件を寫すに止まつて、その日常生活に徹するに至らず、他に比して甚しく精彩に乏しかつたは遺憾である。西鶴の價値は從來の因習や、教義に拘はれず、眼前の社會を如實に直寫して、生氣潑刺たらしめた所にあり、その結構の見るべきなく、猥雜の傾を免れなかつたのは、遊樂に放縱で、趣味の洗練を缺いた當代町人生活の反映に外ならぬ元祿六年歿。五十二歳。

浮世草子

西鶴本を浮世草子と呼ぶが、浮世とは「歌をうたひ酒をのみ、浮にういてなぐさみ、手まへのすり切も苦にならぬ」を言ひ浮世物語、憂き世をもちつた當代の流行言葉であつた。されば彼の浮世草子に續いて多數の模作者を出したが、唯結構・趣向の上に多少の新味を加へた位で、その觀察描寫共に遙に及ばず、様によつて胡蘆を描くに過ぎなかつたことは、源語以後の物語と同様であつた。それ等の中稍見るべき特色を發揮したのは八文字屋本で、その作者は江島其磧であつた。八文字屋自笑は役者評判記の出版で有名な京の本屋であるが、初は作者其磧の名を記さず、自ら署名したが、そのため其磧と衝突して分裂し、更に合同を復活して後は二人共に名を掲げた。八文字屋本も初は元祿十四年の傾城色

八文字屋本



第一卷 傾城禁短氣 八文字屋本 圖六十二第

三味線以來西鶴の好色本に倣つた傾城物が主で、野白内證鑑・傾城禁短氣・野白旅葛籠等を出したが、其磧は分裂中正徳五年西鶴の町人物に一變化を興へた氣質物を初め、世間子息氣質・世間娘氣質・浮世親仁形氣・世間手代形氣を相次いで現はした。西鶴に全く見ないものは續物で、御家騷動や敵討等の傳奇的な時代物や、歌舞伎・淨瑠璃で當つた外題を取つたものであり、後の讀本の源流を成すものではあるが、浮世草子としては本質を脱したもので、その行詰に外ならぬ。かゝる續物を別にして見れば、八文字屋本は皆小話集で、色と慾とを主題とし、誇張と裏面の暴露で物を滑稽化する等は西鶴の繼承であり、用意周到で秩序整ひ、當代の風俗を寫すよりも人情を寫して委曲を盡くした點はその長所であるが、文章は平明流暢で、西鶴の奇警と生氣とを缺いて居る。

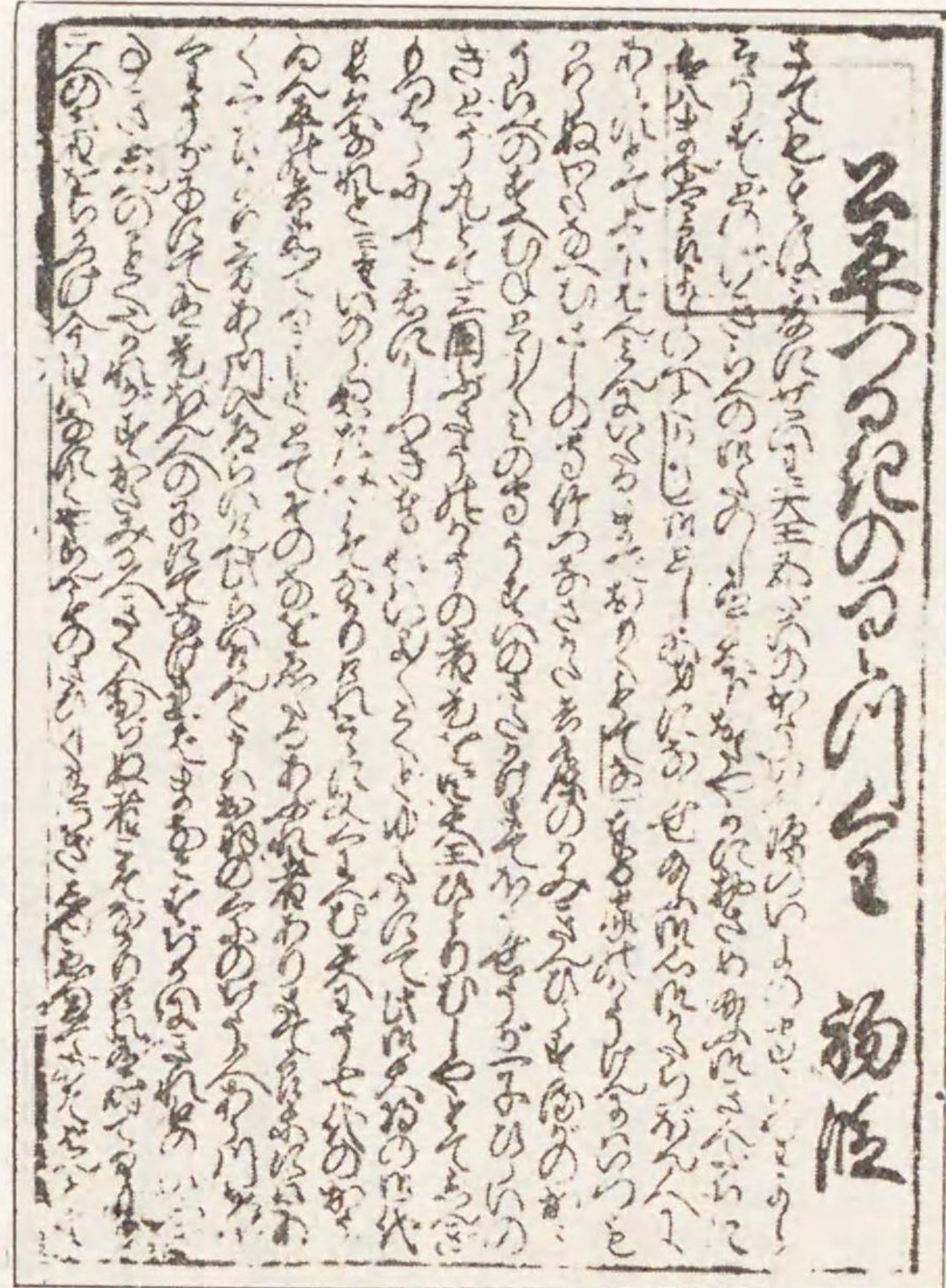
連歌の向上が俳諧を生んだ如く、士民の遊樂の對象であつた能樂が武家の式樂となつて古雅なものとせられるに及んで、その地位に代つたものは淨瑠璃と歌舞伎であつた。淨瑠璃は室町時代の末に牛若丸と淨瑠璃

淨瑠璃の起

江戸の淨瑠璃

姫との情事を書いた淨瑠璃物語が、座頭等に語られたに初まり、それより他の物語を語るをも淨瑠璃と呼ぶに至つたが、慶長の頃これに三味線と操人形あつちを加へて四條川原等で興行することとなり、漸く民衆娛樂の要部を成すに至つた。慶長十九年には後陽成上皇院御所に淨瑠璃操を召して阿彌陀胸割等を御覽せられ、これより淨瑠璃太夫の受領が初まつたといふ。江戸では元和・寛永の頃薩摩淨雲・杉山丹後等の東下以來盛に行はれ、淨雲は島津家の保護を受けて、天下一を稱し、丹後は家光・家綱の上覽

井上播磨と宇治加賀



花立の公平金、瑠璃淨平金 甲圖七十二第

にも供した。その後淨雲の門に和泉太夫が出、坂田金時の子金平といふ古今無雙の豪傑の話を豪快な節調で語つたのが、武張つた時勢に適して、最人氣を得、その風上方にも及んで、萬治寛文の頃は天下を風靡する勢であつた。

寛文延寶の頃上方では井上播磨掾と宇治加賀掾最傑れ、播磨は愁ひ修羅に長じ、武勇談中に巧に景事けいご・道行を配して剛柔よく調和し、

竹本義太夫



繪插上同 乙圖七十二第

加賀は節細かに「よは〜たよ〜美しく語つた操年代記。かく强健な播磨と優艶な加賀の長所を併せ、これを生來の爽やかな大音で語つて、遂に淨瑠璃節を大成したのは竹本義太夫であつた。彼は初め加賀に認められ、一時其脇をも勤めたが、後一座を造つて地方に下り、貞享元年大坂に歸つて道頓堀に竹本座を創め、近松門左衛門の世繼曾我を演じて名聲を擧げた。加賀は翌二年正月西鶴作の曆を携へて大坂に下り、彼を壓倒せんとしたが、彼は近松の賢女手習並新曆を上場して大勝を得た。これは義太夫の地位を確立したと共に、西鶴をして淨瑠璃の筆を断たしめ、近松をして義太夫と提

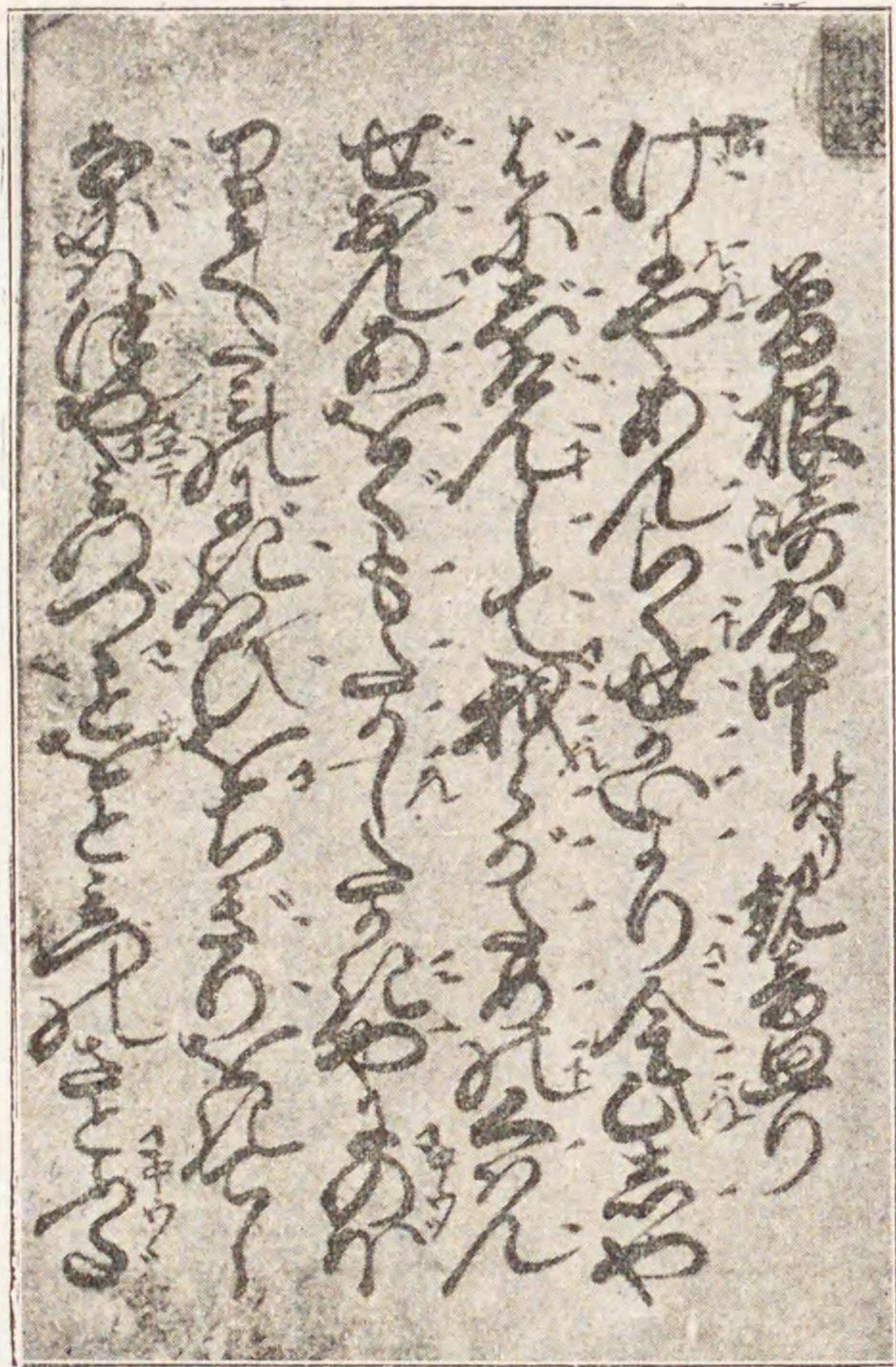
携して淨瑠璃に精進せしめた基を成したものである。かくて近松は貞享三年の出世景清以來義太夫のために新作を書き、元祿十四年には義太夫は筑後掾を受領し、十六年には近松曾根崎心中を書いて世話を初め、寶永二年には竹田出雲が座本となつて人形・衣裳・機巧からくりに力を入れ、益隆運に向つた。義太夫の弟子若太夫上野は元祿十五年道頓堀に豊竹座を設け、同政太夫播磨は義太夫の歿後正徳四年その跡を嗣ぎ、正徳五年の國姓爺合戦の如きは近松の靈筆と出雲の機巧と相俟つて三年越十七箇月打續ける盛況であつた。

近松門左衛門

近松門左衛門は初め京で井上播磨・宇治加賀のために淨瑠璃を書いたが、後大坂に下つて竹本座の作者となり、その作は百數十に及んだ。近松以前の古淨瑠璃は文辭も幼稚で、敘述が物語風で、筋も荒唐無稽であつたが、出世景清以後の彼の淨瑠璃は筋も複雑になり、舞臺面も變化に富み、その間に花やかな景事や、感傷的な道行を點綴し、加ふるに義理人情の心的葛藤をこれに纏綿せしめて一大進展を示した。彼にも不自然な鬼神變怪もあり、人物も類型的で、善惡共に誇張せられ、時代に伴ふ思想風俗の變化が無視せられて居る弊は免れぬが、これは無智な觀客を對象とし、機巧の妙を見せる必要な操にかける臺本たるためでもあつた。かゝる古淨瑠璃の發展した時代物中では、傾城反魂香・國姓爺合戦・曾我會稽山等が傑出して居る。

世話物

時代物の傳奇的たるに反し、人物本位の社會劇と見るべき世話物も、曾根崎心中以來二十四篇に及んだ。世話物は市井の出來事たる心中姦通等を描いたもので、既に歌舞伎や浮世草紙の取材となつて



曾根崎心中 (首卷) 圖八十二第

居る以上、淨瑠璃にこれを用ゐたのは當然であり、當時は切狂言として時代物程重要視せられず、興味も際物たることが主であり、事件を複雑化し、人物を類型化する等、作者の態度も大差はなかつたが、その事件が世人の記憶に存するため時代物の如く複雑奔放な結構を試みる餘地がなく、ために却て戯曲的構成が整つ

て居り、種々な境遇にある男女の氣質と、彼等が義理と人情の間に喘ぐ苦惱を豊かな同情を以て巧に描き出して居る。その傑作は堀河波の鼓・冥途の飛脚・心中天網島・女殺油地獄・心中宵庚申等であらう。

義理と人情

心中物

近松と武士道

彼の義理とは階級的道念であり、社會的羈絆たる道德であり、人情とは人間自然の不易の情愛である。一般に兩性關係の自由が認められず、その唯一の解放場たる遊里には黄金の鎖が存するため、彼の世話物は殆戀愛悲劇であり、その過半が相思の男女の義理に敗れ、情に殉じて死を選んだ心中物であり、彼はその殉情の美しさに無限の涙を濺いだ。彼がかく義理を重んじたのは、その思想の西鶴に比して因習的であり、又武士的であつたため、時代物は勿論世話物にも義理と意氣地を最強く描いた。謂はゞ時代物は公家武士に町人の心理を加へて町人に親ましめ、世話物は町人に武士的精神を吹き込んで、武士の世界に引上げんとしたもので、共に町人社會へ武士的思想を及ぼしたことは著しかつた。彼が世話物に於て實際よりも事件・人物を淨化し、美化した理想主義は、彼の博い愛と共に武士的精神の尊重から來て居る。

近松の文辭

紀海音

京江戸の淨瑠璃

彼の文は巧に雅俗を折衷して流麗奔逸、警拔な比喩、輕妙な弄語を交へ、花やかな音樂的諧調と繪畫的傳彩とを織り出し、情景相應じ、燦然たる光彩を放つた。享保九年歿。七十二歳。豊竹座に據つた紀海音は文章流麗で、世話物に優作が多く、八百屋お七歌祭文・心中二つ腹帯等有名であつたが、固より近松の敵ではなかつた。

その後京都では都太夫一中が出て、一中節を初め、その門人宮古路豊後掾國太夫は江戸に下つて豊

後節を弘め、江戸では薩摩外記の外記節、江戸半太夫の半太夫節が起り、更に十寸見河東の河東節が生じて、江戸淨瑠璃の粹を集めた。「河東上下、外記袴、半太夫羽織に義太股引、豊後可愛や丸裸」とは當時の評語であつた。謂はゞ上方淨瑠璃は近松と義太夫とにより、江戸淨瑠璃は河東によつて大成せられ、淨瑠璃はこの時期が黄金時代であつた。

女歌舞伎

淨瑠璃と共に民衆娛樂の双壁であつた歌舞伎は、慶長八年の頃京都で出雲の巫女阿國が名古屋山三郎と提携して演じた女歌舞伎を始とする。室町時代の能狂言も一種の樂劇であり、吉利支丹の徒は會堂で宗教劇をも演じたが、女歌舞伎は舞臺の装置や笛鼓の囃子を能樂にとり、民間の踊と歌謠から來た歌舞を主とし、これに狂言の今様化した物真似を加へたものであつた。歌舞としては塗笠に紅の腰簷をつけ、鐘をかけて踊るやゝこ踊、男装して刀脇差を指した男舞等があり、物真似は茶屋女と戯る傾城事が主であつた。されば淨瑠璃よりも一層現實的平民的であつて、上下の嗜好に適ひ、女院御所へも召され、伏見城・江戸城でも演ぜられた。阿國歌舞伎は技藝が幼稚で、容姿の美が主であつたから、忽にして多くの模倣者を出したが、その多くは遊女であつたため、風俗上の弊害が甚しく、遂に寛永六年幕府の禁令を見た。

若衆歌舞伎

女歌舞伎に續いて起つた美少年を主とした若衆歌舞伎は、女歌舞伎の禁止によつて、劇壇を獨占す

臺本の作者は役者が兼ねるが常で、坂田藤十郎・市川團十郎・中村七三郎等、何れも臺本を書いたが、近松門左衛門が坂田藤十郎等のために書いた臺本は、當代に於て群を抜いて居た。當時の臺本は筋書に過ぎないから、淨瑠璃の如き靈筆は見られないが、首尾一貫し、變化に富み、情趣の豊かな長所を持ち、一心二河白道・傾城佛ヶ原・傾城壬生大念佛等はその代表作である。彼が臺本と淨瑠璃の作者を兼ねたことは、兩者相互の影響を大ならしめたが、淨瑠璃に世話物を始め、役者の藝風を寫し、歌舞伎の脚色を複雑にし、變化多からしめた如き、その著しいものであつた。

劇場は土間に屋根を設け、棧敷・樂屋は二階・三階に及んだが、正徳四年大奥の年寄繪島等が代參の途中山村座へ行つて生島新五郎等と遊興したことが暴露したため、幕府は繪島・新五郎等を流し、山村座を廢絶せしめた外、芝居の二三階建や、屋根の板葺をも禁じ、役者の住所、扮装にも嚴重な制限を加へた。かく屢々幕府が風俗上から壓迫を加へたことは、當時の歌舞伎及び歌舞伎役者の性質を語るものに外ならぬ。

美術では繪畫の發達最著しく、建築・彫刻は遙に及ばなかつた。狩野派は永徳の孫に探幽信が出で、元信・雪舟の風格を究め、更に和漢の諸名家の筆致を會得し、遂に全く漢畫を日本化して、溫雅秀拔な畫風を大成した。彼は元和三年幕府の繪師となり、當時造營の主なる殿舎寺社の壁障天井に巨腕を

揮ひ、後水尾上皇及び家康の像をも寫し、一代の畫宗となつた。壁障畫としては西本願寺の鴻之間、南禪寺方丈の虎之間、二條城の大廣間、天井の畫龍としては大徳寺・妙心寺の法堂、泉涌寺の佛殿、繪卷物としては日光東照宮の東照宮緣起等その代表作である。延寶二年歿。七十三歳。探幽の勢力とその畫風の武士階級の風尚に適したことは、狩野派の地位を確立し、狩野家は永く畫界の門閥となつたが、探幽の二弟尙信・安信及び尙信の子常信の外は、探幽を學んで及ばざるもののみであつた。その門流では探幽の弟子久隅守景と安信の門人多賀潮湖が傑出したが、共に師法を無視して破門せられた。潮湖は才氣煥發、輕妙な筆致と奇警な意匠で世態風俗を描いたが、一時事によつて遠流せられた後英一蝶と改名して益々名聲を高めた。

土佐派は光信の玄孫に光起が出て、土佐家を復興し、朝廷の繪所預となり、その職を子孫に傳へたが、畫風は古土佐に漢畫・狩野派の風を加へたもので、天滿宮緣起北野神社藏・末摘花繪卷石山寺藏・三十六歌仙日光東照宮藏等その代表作である。これに反し土佐の古風を守つたのは住吉如慶・具慶父子で、如慶は光起の祖父光吉の弟子であり、共に幕府に仕へた。如慶の聖徳太子繪傳廣隆寺藏、具慶の洛中洛外圖東京帝室博物館藏、兩筆の東照宮緣起日光東照宮藏等は、その傑作である。

狩野・土佐の外、別に新生面を開いたものは、裝飾畫と浮世繪である。寛永頃京に本阿彌光悅・俵屋

宗達が出、光悦は書畫共に名あり、高雅な傳彩で草花を描いたが、宗達は濃麗な色彩と巧妙な構圖で人物花鳥共独自の裝飾美を發揮した。尾形光琳は兩者の畫風を慕ひ、濃艶な色彩と卓絶した意匠によつて、盛に花卉人物を描き、所謂光琳風を大成した享保元年歿。五十二歳。遺作としては宗達の保元平治物語扇面散屏風帝室御物・草花人物扇面散屏風醍醐寺藏・源氏繪屏風岩崎男爵藏・紅白梅圖屏風徳川達道伯藏・紅白梅圖屏風津輕伯爵藏・伊勢物語双幅原氏爵藏等傑出して居る。

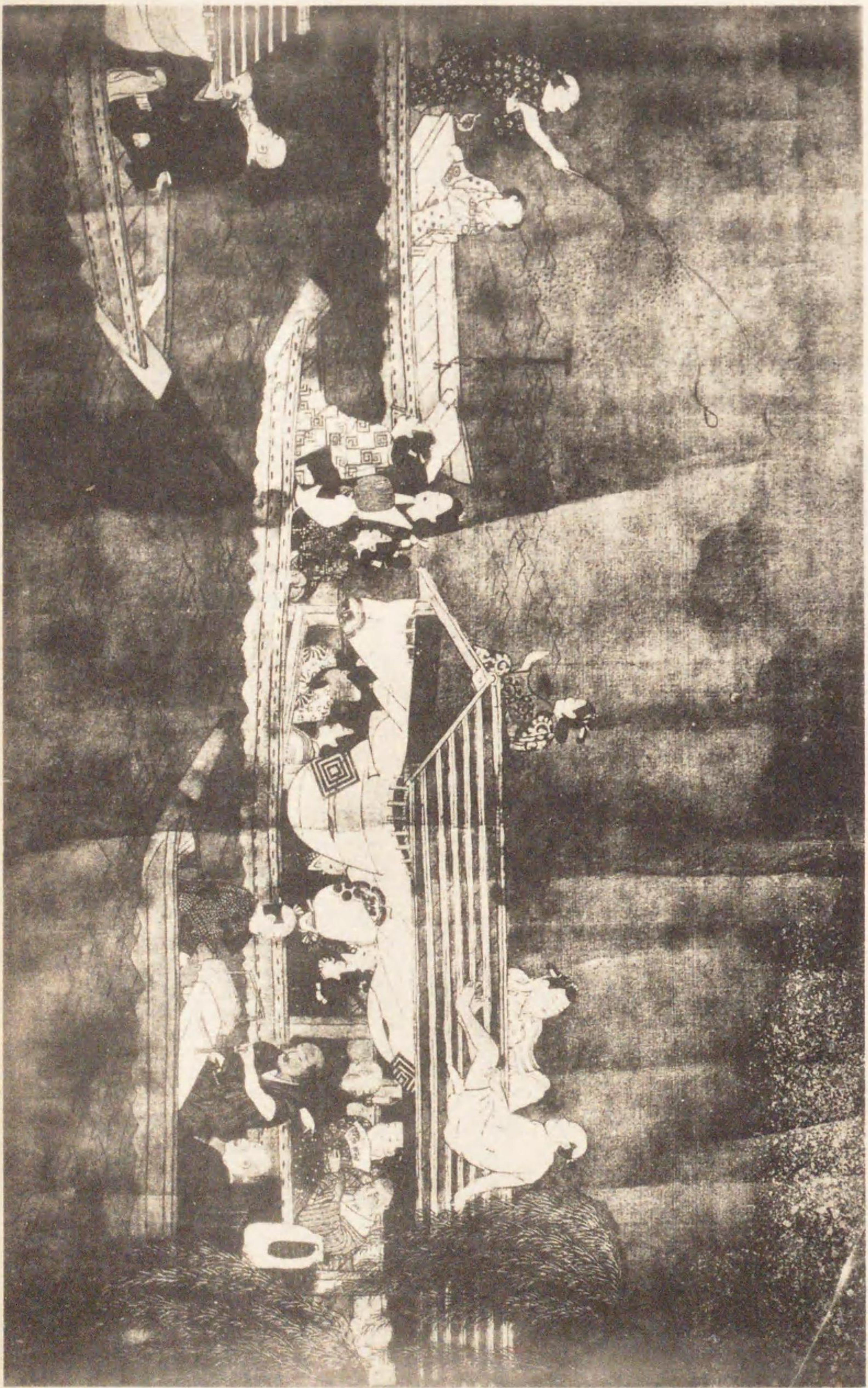
浮世繪の初期

狩野派の人物が異朝の道釋であり、土佐派・裝飾畫が王朝の貴人を描いたに對し、當世の世態人事を寫したのを浮世繪といふ。浮世繪も初期は屏風・繪卷・壁障等に描かれ、色彩濃麗で、人物は生々しい現實味、迫真味に富んで居る。これが上流社會の鑑賞のために描かれながら、別の世界とせず、自ら遊女・歌舞伎の興を娛しむ所にその特色がある。豊國神社臨時祭圖屏風豐國神社及び蜂須賀侯爵藏・名古屋城對面所の壁障畫・彦根屏風井伊伯爵藏・歌舞伎草子繪卷徳川義親侯藏・相應寺屏風同上等はその最著名なものである。その作者を俗に岩佐又兵衛と傳へるは訛傳で、狩野派の畫家の筆になると思はれ、又兵衛に歸せられるに至つたのは、初期の浮世繪に落款を缺き、彼が將軍家光に召されて、千代姫の調度に描いて名聲を博したためであらう。

菱川師宣

この浮世繪を獨立せしめ、平民藝術たる地位を確立したのは江戸に出た菱川師宣であつた。彼は狩

上野の花見と合せて二卷から成る絹本濃彩の畫卷で、師宣の傑作の一である。



第二十八、菱川師宣筆 墨田川舟遊圖 (東京帝室博物館藏)

野・土佐の筆法を取入れ、従來の風俗畫の長所を集成したもので精妙な構圖と優雅な傳彩を以て、元祿の世態を如實に描いた。その多くは遊女歌舞伎の圖で、東京帝室博物館藏花街雜劇繪卷を初め、遺作は頗る多い。彼が従來落款のなかつた浮世繪に日本繪師又は大和畫工と冠して署名したことは浮世繪を戲畫と見ない自任を示すが、更にその畫を刊行することによつて、その民衆化に一大開展を與へた。版畫は慶長以前からあり、寛永以後は假名草子・淨瑠璃本・名所記等に廣く行はれたが、猶美術的價値の見るべきものは稀であつた。師宣はこれ等の挿繪の外繪本及び一枚繪をも盛に出し、優れた構圖と高雅な畫品によつて、版畫に美的價値を賦與した。師宣の風を學ぶものを菱川流といふが、これに對して特異な一流を立てたのは鳥居清信である。彼は歌舞伎の繪看板や繪番附を書き、版畫も出したが、短軀・短肢・面大の逞しい姿を太い線で力強く描いて、遂に歌舞伎の看板は永く鳥居流が用ゐらるゝ端を開いた。かく浮世繪が遊女歌舞伎と結び、版畫として弘められたことは、平民階級への弘通に最效果があつた。

建築では權現造・廟建築・城郭建築の全盛を見、一部に明の建築を傳へた外は、大體に於て前代の繼續に過ぎなかつた。佛寺建築は戰國以來兵火に罹り、又は檀越の退轉によつて廢頽したものが、この間に再興せられたものが多く、その現存する各方面の代表的伽藍にも顯密二教の延曆寺根本中堂・

講堂・園城寺金堂・東寺本堂・淨土宗の智恩院本堂・禪宗の相國寺本堂・大徳寺法堂・佛殿・妙心寺法堂、三門の知恩院・南禪寺等があり、東大寺大佛殿は四百坪許を減じたが猶世界最大の木造建築物であり、東寺の五重塔は我國最高百八十三尺七寸の塔であり、舞臺造の清水寺本堂、撞木造の善光寺本堂も特色ある優作である。江戸開府の結果増上寺・寛永寺・護國寺・護持院が建立せられ、各地の城下にも創建寺院に乏しくないが、佳作の現存するものは比較的乏しい。黄檗宗の輸入と共に明風の伽藍が傳はり、宇治萬福寺・長崎崇福寺・福濟寺等を初め、特異な姿を現じた。この時代には從來の和様・唐様・天竺様の別は混亂し、新に建仁寺流・天王寺流等の流派を生じたが、互に木割や細部に一定の法を建て、これに拘はれて、建築の健全な發達を害した。

神社建築としては本殿と拜殿とを相の間で連結した權現造が完成せられ、大崎八幡仙臺・北野神社を初め弘く行はれた。佛寺と神社と墓とを兼ねた廟建築も當代が全盛で、日光東照宮・大猷院廟・芝臺徳院廟・崇源院廟を初め、上野・芝の歴代將軍の廟、伊達政宗の瑞鳳殿等その代表作である。就中最莊麗を極めたのは日光東照宮で、元和二年秀忠の造營したものを、寛永十三年に家光が大改造を加へたものである。石大鳥居・五重塔・表門・三神庫・厩舎・水舎・經藏・鐘樓・鼓樓・本地堂・陽明門・神輿舎・護摩堂・神樂殿・唐門・拜殿・本殿・坂下門・奥院拜殿・寶塔等が老杉の間に配置せられ、各の建物は各種の様式を用

權現造と廟建築

日光廟

城郭

て變化あらしめ、有ゆる材料と技術を利用して、精巧華麗を極めた裝飾を施し、絢爛な一大畫面を展開して居る。殊に陽明門・唐門・拜殿・本殿は當代工藝の精美を盡くしたもので、過度の彫刻・彩色が却つて煩瑣の感を與へ、建築美の本質に背く程である。

城郭は本丸・二ノ丸・三ノ丸等に分ち、濠を廻らし、石掛を高くし、女牆を連ね、入口に柵形・門樓を構へ、角に隅櫓を設け、その中に上層を入母屋にし、各層に破風をつけた三重・五重の天守閣及び殿舎を擁して、雄偉、莊重な建築美を構成して居た。當時は江戸城の最壯大な言ふまでもなく、全國百餘の城下にその偉容を現じたが、維新後殆破壊せられ、現存中では、名古屋城と姫路城とが最傑出して居る。

住宅建築

住宅としては書院造が依然上流に行はれ、規模壯大で、豪華な金濃、清淡な水墨の壁障畫で飾られた。名古屋離宮・二條離宮・瑞巖寺本堂・妙法院大書院・大徳寺・知恩院・妙心寺方丈等は、その代表的遺構である。簡素な茶室建築も盛に行はれ、桂離宮・修學院離宮を初め、現存するものも少くない。この書院造と茶室との複合が一般の住宅となり、平民階級の發展に伴ひ、著しき進歩を示した。

儒教建築

その他儒教の隆盛に伴ひ、各地に聖堂が設けられ、儒教建築を生じたが、仰高門・入徳門・杏壇門・東西廡・大成殿から成る湯島の聖堂は、その最完備したものであつた。歌舞伎・淨瑠璃の發達に伴ふ劇場

劇場建築

建築彫刻

建築の勃興も、公共建築の發生として、特殊の意義がある。

彫刻も佛像彫刻は依然不振で、建築の裝飾及び工藝品に著しい發達を示した。建築彫刻は廟建築・權現造の社殿を初め、廣く行はれ、透彫・高浮彫・丸彫等自由に驅使し、巧妙な意匠と華麗な色彩を以て、豪華な裝飾美を形成した。日光東照宮は建築彫刻の豊富巧緻な代表者で、陽明門の如きは寧彫刻のための建築の觀があり、繁縟の嫌を免れぬが、個々の彫刻は優秀なものも少くない。左甚五郎と甲良宗廣とはこの時代の建築彫刻家として最有名であつた。

工藝彫刻

工藝彫刻としては、能面・人形・彫金等があり、能面では、寛永頃の井關家重天下一の粗くて柔味ある、元祿頃の兒玉滿昌天下一の變化に富める、人形では京人形の優麗、奈良人形の簡素等、その特色であつた。彫金は幕府に後藤・奈良・横谷の三家相次いで召出され、寛永頃の後藤家七代顯乘、元祿頃の奈良利壽・横谷宗珉最著はれた。顯乘は刀劍裝飾に武者の活動を寫すを得意とし、利壽は人物花鳥共勁健な刀法を見せたが、宗珉は扶持を辭して町彫を初め、英一蝶等の下繪で畫風毛彫を初め、祐乘以來の名人と稱せられた。

美術の傾向

されば美術も佛畫・佛像彫刻振はず、伽藍建築も前代の繼承に過ぎずして、新に裝飾畫・浮世繪・劇場建築の勃興し、住宅建築・人形・彫金の進歩した所に、文化中心の寺院より都市への移動を示して居

る。宗達・光琳の裝飾畫、師宣の浮世繪、權現造・廟・城郭・書院造・茶室の建築や、彫刻の種々相が悉く我國獨自のものたるは勿論、漢畫の日本化も探幽に至つて大成せられ、少數の明風建築の外は、純然たる日本美術の發達であつた。

國民文化の完成

かくの如く當代の文化は學問に於て初めて獨自の發達を示し、佛教も日本佛教たる新宗派が普及し、神道も革新せられ、藝術も新生命の活躍を見て、日本文化の一大昂揚を現じたが、それと共にその擴行も社會の上下、全国各地に及んで、國民文化の實質を備ふるに至つた。固より漢學・和歌・能樂・狩野土佐の繪等は、俳諧・小説・淨瑠璃・歌舞伎・浮世繪等に比し、平民的性質に乏しいため、後者程平民階級に普及しなかつたことは事實であるが、儒者の中でも那波活所・谷時中・中村惕齋・中江藤樹・伊藤仁齋等、百姓町人の家に生まれたものも少なくなく、所謂平民藝術の上流社會に行はれたことは一層甚しかつた。俳諧では貞徳・宗因・芭蕉は共に武士の牢人であり、貞門の齋藤徳元・内藤風虎・藤堂蟬吟芭蕉の・談林の内藤露沾・安藤冠里は大名又は大名竝の高祿の士であり、蕉門の許六・嵐蘭・越人・丈草等も武士であつた。假名草子の鈴木正三・如備子・淺井了意、浮世草子の都之錦、淨瑠璃の近松門左衛門・薩摩淨雲、歌舞伎役者の猿若勘三郎・市川團十郎、浮世繪の岩佐又兵衛も武士出身と傳へて居る。歌舞伎・淨瑠璃の如き、武士のこれに近づくを禁じた大名もあるが、朝廷・幕府にも招かれ、甚しきは上

文化の普及と社會階級

文化中心

流武家の婦人と役者との間に艶話をさへ傳へた程で、その上下に喜ばれたことは申すまでもない。

文化中心としては千載の都たる京都が近世文化の淵源を成し、惺窩・闇齋・仁齋の儒學、春滿の國學、玄醫の古方、若水の本草、貞門の俳諧、假名草子・八文字屋本・淨瑠璃・歌舞伎・繪畫の諸流皆この地に産聲を擧げた。大坂これにつき、長流・契沖の古典學、談林の俳諧・淨世草子を生じ、近松・義太夫による淨瑠璃の大成をも見た。江戸は新興の都市としてその初は上方の文化の移入に過ぎず、儒學の羅山・順庵・直方・潛鋒・觀瀾、歌學の季吟、繪畫の探幽・具慶から、淨瑠璃太夫・歌舞伎役者まで、多くは上方下りであつた。併し百年の太平は江戸文化の著しい展開を見、この間に素行の古學、徂徠の古文辭學、白石の史學、算哲の曆學、孝和の數學、茂睡の歌學、維足の神道、芭蕉の蕉風、淨瑠璃の金平節・河東節、團十郎の荒事、師宣の浮世繪はこの地から起つた。されば從來唯都にのみ限られて居た文化中心は、茲に京・大坂・江戸の三箇津となつた。而して江戸は天下の大名の參觀する所、大坂は全國の物資の集散する所であるから、これが地方への文化の傳播に著しい働をしたことは言ふまでもない。

地方文化

地方文化の中心は主として城下であつた。城下は當時の都市の大部分であつた上、大名の保護があつて、學者を招聘し、學校を設けるものもあり、參觀によつて多數の武士商人が江戸との間に年々來往するためであつた。されば一流の學者文人の地方に居住するものも少くなく、教育交通の進歩、印

學校

刷の發達、歌舞伎・淨瑠璃の地方巡行も伴つて、文化の普及は殆全國に及んだ。

學校教育としては未だ私學が主で、江戸の林家の弘文院、京の松永尺五の講書堂、長崎の向井元升の立山書院等最著名であり、私塾としても木下順庵・山崎闇齋・熊澤蕃山・山鹿素行・伊藤仁齋・荻生徂徠等の家塾は、門弟千を以て數ふるに至つた。大名の藩校も池田光政の閑谷學校、保科正之の稽古堂後の日新館を初め、十餘に及んだが、その學制の整ひ、且一般的になつたのは、後期に入つてからである。

社會教育

これと共に書物による社會教育も盛に行はれ、辭書・註釋書・教訓書・重寶記・萬寶全書の類が續出刊行せられた。註釋家としては國書の北村季吟、漢籍の宇都宮遯庵最著れたが、教訓書と平易な智識の普及に最功のあつたは貝原益軒であつた。殊に彼が知育よりも德育、學校教育よりも家庭教育を重んじ、從來武士についてのみ考へられた教育を四民平等に及ぼし、女子教育にも注意したことは特記すべきである。

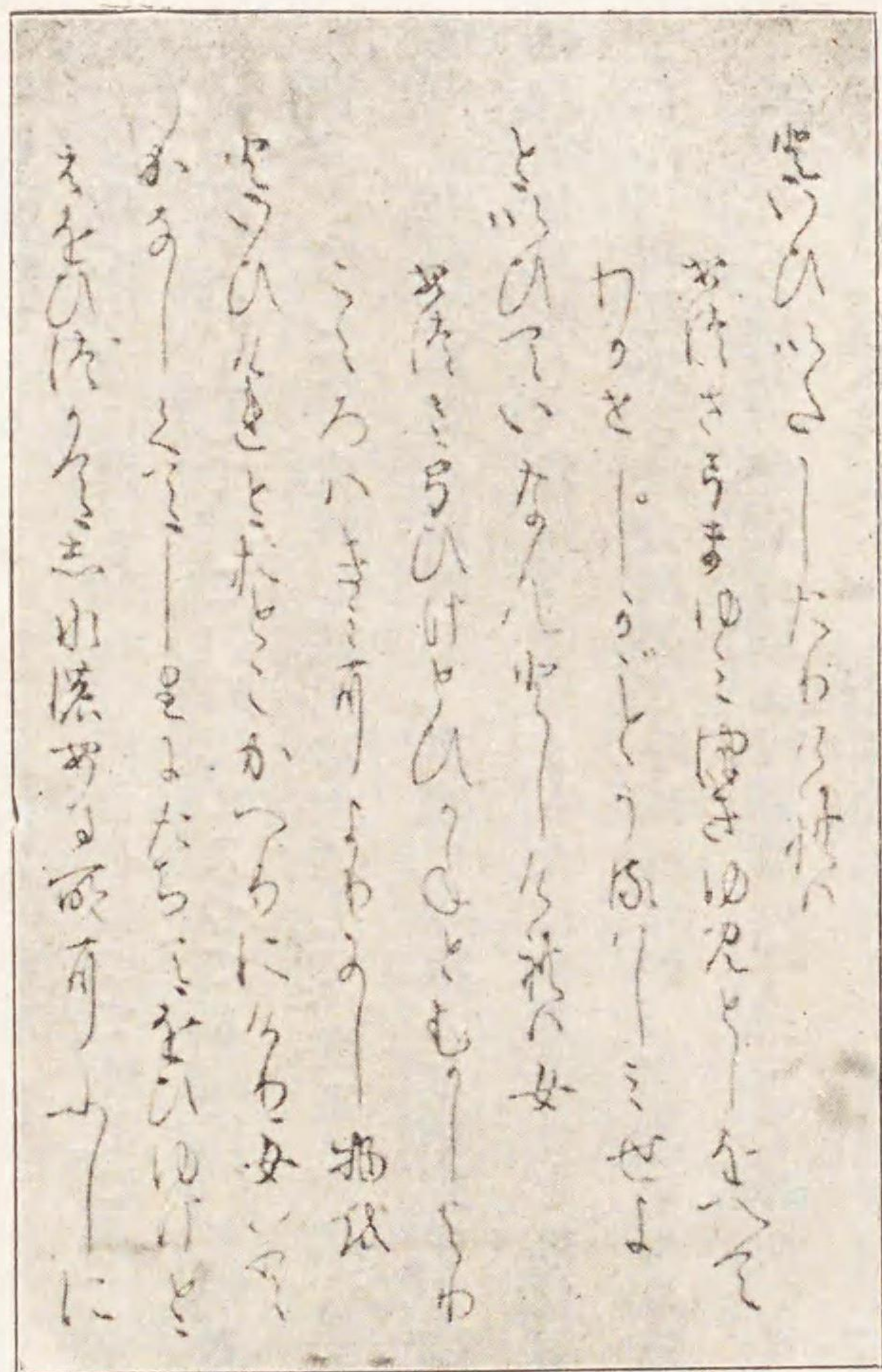
印刷

印刷は從來殆佛書に限り、僅の例外として儒書が存したが、何れも篤志家の出資に出で、その營利化せられたのは江戸時代に入つてからであつた。當代に於ける印刷の發達は文化の普及による需要の増加のためであると共に、前代の末に於ける新技術の輸入と爲政者の保護も與つて力大であつた。天正十八年に伴天連によつて傳へられた西洋の活版術は、當代に入つても太平記拔書・こんてむつすむん



卷代神紀本日版勅長慶 圖十三第

地等の刊行を見たが、その後の吉利支丹禁制のため直接の影響を遺さなかつたに反し、秀吉の外征によつて輸入せられた朝鮮の活版術所謂一は、朝廷・幕府等に採用せられて、近世に於ける印刷進歩の嚆鐘となつた。後陽成天皇は既に文祿二年に木活字を以て孝經を印刷せられ、慶長八年までに神代卷・職原抄・四書・錦繡段・勸學文・五妃曲等を刊せられたが、家康も三要素に木活字を與へて、慶長四年以來東鑑・周易・孔子家語・貞觀政要・六韜三略・武經七書を刊行せしめ、更に元和元年以來銅活字で駿河で、大藏一覽集・群書治要等を開版した。この他豊臣秀頼は木活字繪入帝鑑圖説を、直江兼續は銅活字六臣註文選を刊行して居る。この時嵯峨の分限角



語物勢伊本峨嵯 圖一十三第

倉素庵了以は平假名繪入の國文書を刊行したが、光悅風の高雅な書體を雲母模様入の五色紙等に印刷して優麗を極め、この後の和書刊行の範を垂れた。これを嵯峨本又は角倉本といひ、整版と活版と兩方あつた。書肆の刊行も當代の初頭から起つたが、寛永頃から古書の翻刻と新著の刊行共に著しく盛になつた。古書の翻刻

は和書の二十一代集・源氏物語、漢籍の通鑑綱目・五經大全・武備志等、五十冊乃至百數十冊に及ぶものもあり、鎌倉以來屢々企てられて果されなかつた大藏經の刊行も、寛永に天海によつて木活字で刊行せられ、更に天和元年に黄檗の鐵眼によつて大成せられた。當時の書籍目録によれば、出版書肆は寶永六年に六百七十六軒、刊行書は寛文十一年に三千八百七十四部、二萬二千六百六十四冊、元祿五年に七千二百四十部、三萬五千七百一冊を示して居る。

第四十五章 江戸時代の社會階級

江戸時代
と階級制

我國で社會の階級制の比較的嚴重であつたのは江戸時代であるが、これは久しく社會秩序の潰亂した後を承けてその安定を期するためにも、戰亂によつて向上した武士の地位の平和の持續による低下を防ぐためにも、共に缺くべからざることであつた。されば武士階級が中心で、その下に百姓及び町人の平民階級があり、その他公家・僧侶・神官・穢多・非人等がこれに附隨して居た。

江戸時代
の武士

武士は前代の末に農と分れ、田舎を去つて城下に集住することとなり、ために文武の教養も、物質的生活も漸く向上して、この時代に入つても社會の支配者として、儀表階級として、十分な精神的・物質的實力を有した。當時の武士は大別して、將軍・大名・旗本・御家人・陪臣・郷士・牢人の七種に分れた。

將軍

將軍は征夷大將軍の略稱で、本來は謀叛人を鎮定する臨時の武官に過ぎなかつたが、頼朝以來武家の執政者を意味し、當時は朝廷より大政を委任せられたものと考へられた。將軍は公方様又は上様と稱せられ、朝廷からは大樹公と呼ばれたが、朝鮮を初め外國の國書には日本國王殿下又は日本國大君殿下と稱せられた。將軍は固より家康の子孫であるが、十五代中六回分家から相續し、七代家繼までは秀忠の裔で、八代吉宗から十四代家茂までは紀伊頼宣の子孫、十五代慶喜は水戸頼房の後であつた。

た。將軍宣下も家光までは上洛して拜したが、家綱以後は勅使東下して行はるゝことゝなつた。官位は世子元服の際從三位權大納言となり、任將軍と共に正二位右近衛大將内大臣に進み、淳和獎學兩院別當・源氏長者に補し、その後從一位右大臣又は左大臣に至るを常とする。十一代家齊が當職中太政大臣に任じ、世子家慶が從一位に敍したのは特例で、任相國は讓職又は薨後が例である。將軍の直轄地を天領と言ひ、八百萬石と汎稱されたが、その中旗本御家人の所領三百萬石餘を除いた藏入は、四百萬石餘に過ぎなかつた。

大名の由
來

徳川氏の
分家

大名は所有者の名を負ふた名田を多く有する意であつたが、後大きい領地を有する武士の名となり、當代では一萬石以上を領して、將軍に直屬する武士の稱呼となつた。當時の大名は徳川氏の分家、徳川氏の勢力發展に伴ひ來屬した家及び徳川氏に取立てられて大名となつたものゝ三種に大別せられる。徳川氏一門たる分家も家康以後の分家は親藩として重んぜられたが、三河時代の分家は一族支流と呼ばれ、譜代と同様で、大名に至らぬ家も少くなかつた。家康の諸子の中、四子忠吉・五子信吉・六子忠輝は一代で亡び、次子秀康越前福井は初秀吉の養子となつた上、子孫に處罰を受けたものも多かつた故、九子義直尾張名古屋・十子頼宣紀伊和歌山・十一子頼房常陸水戸の子孫が、永く御三家として優遇せられた。秀忠の次子忠長は一代で滅び、三子正之は保科氏を繼いで陸奥會津家門に列した。家光の次子綱重、四子綱吉

は、綱吉及び綱重の子綱豊が相次いで將軍家を繼いだため家絶え、綱重の次子清武上野が家門に列した。吉宗以後は子弟を大名に列せず、田安・一橋・清水の御三卿の如く、一家の中に置くか、養子に出したため、分家は生じなかつた。

御國衆

近國衆

關東衆

上方衆

新參衆

徳川氏に來屬したものは三河時代から従つて、その大業の基礎を成した御國衆に、酒井・大久保・平岩・本多・鳥居・榊原・水野・土井・戸田・板倉等があり、今川・武田の遺臣たる近國衆には前者に井伊・奥平、後者に眞田・小笠原・岡部・土屋等があり、關東入國後服した關東衆には北條・秋元等があつた。嘗て家康と竝んで豊臣氏に仕へて居た上方衆は、關ヶ原役に味方したものに、前田・伊達・蒲生・小早川・最上・黒田・池田・兩加藤・福島・淺野・細川・田中・堀尾・藤堂・山内・蜂須賀等、敵方で滅亡を免れたものに島津・毛利・鍋島・上杉・佐竹等、除封後再興せられたものに立花・丹羽等があり、大坂陣後豊臣氏の家臣の仕へたものに織田・片桐等があつた。幕府の成立後取立てられた新參衆には、近臣から出て政治上に功を成した昵近衆と、將軍の生母の縁者たる御腹一類が主であつた。前者には家光の松平信綱・阿部忠秋、綱吉の牧野成貞・柳澤吉保・黒田直邦・喜多見重政、家宣の間部詮房、吉宗の加納久通、家治の田沼意次等があり、後者には家綱の母の弟たる増山正利、綱吉の母の弟たる本莊宗資がある。家康の侍妾の甥太田資宗、家光の夫人の弟鷹司信清、同乳母春日局の子稻葉正勝の如きも、後者の類例である。

ある。

大名と將軍の關係

大名は將軍から所領の安堵又は給與を受け、その保護を蒙る恩に對し、忠誠・尊敬・軍役・公役等の奉公の義務を負ふものである。このため大名は慶長十六七年以來、將軍の代替毎に誓詞を捧げ、將軍は將軍及び大名の代替毎に所領の安堵狀を授けて、主従關係の更新繼續を明にした。大名は忠誠の保證として江戸の邸に妻子を置き、寛文五年以前は幕府へ證人を出した。公役は參觀交代・定例臨時の登城・獻上物、江戸城の門番、關所の加番、大坂駿府の加番、長崎の警固、江戸の消防、普請の手傳、勅使・院使・來聘使の饗應等で、納税の義務は有せず、綱吉の富士灰除金を課し、吉宗の上米を命じたのは特例である。

大名の數と家格
御三家

御家門

大名は俗に三百諸侯と呼ばれたが、大體二百七十家位で、その間に種々な家格が存した。幕府との關係による御三家・御家門・譜代及び外様の別は、その最基本的なものである。御三家とは家康の覇業成立後生まれた義直・頼宣・頼房の後たる尾張六十二萬石・紀州五十五萬石・水戸三十五萬石の三家で、徳川氏を稱し、將軍家と一家の親をなし、幕府の輔佐・監視に任じ、重大な政務は必ず諮詢を受けた。尾紀兩家は官位石高相比し、水戸は共に稍々劣り、且定府であつた。御家門は三家以外の家康以後の分家で、越前家・保科家・久松家・越智家及び三家の分家等である。越前家は秀康の子忠直の改易後その子光長高田二十六萬石

に封せられて再び改易となり、忠直の後福井五十二萬石に封せられた弟忠昌も、孫綱昌に至つて改易となり、養子昌親に三十五萬石を給せられたが、その一族は津山・松江・姫路等に封せられて、一門は頗る多かつた。保科家は正之の會津に封せられた家二十三萬石、久松家は家康の母水野氏が久松氏に再嫁して生んだ三子康元・康俊・定勝の後で、越智家は甲府綱重の次子清武の家で、何れも松平氏を賜はつた。三家の分家は頼房の長子頼重の高松十二萬石に封せられた外は、尾張家の高須美濃・梁川陸奥、紀州家の西條伊豫・丹生越前等何れも三萬石で、水戸家は一二萬石であつた。

譜代

外様

譜代は御國衆・近國衆・關東衆及び新參衆から成り、幕府の最信頼した所であるが、井伊家の彦根三十五萬石を除いて十五萬石を出でず、五萬石内外が最多かつた。これ獨力外様に對し得ざらしめて、自然幕府に依らしめ、且政治に與る故權と力を併せ有たしめぬためであつた。外様は即上方衆で、領地も大きく、官位も高く、松平姓や將軍の諱を賜はる家も多く、表面上最優遇を受けたが、幕府の常に忌憚し、警戒する對象であつた。されば綱吉がその子弟を近臣に用ゐて、あるものを要職に轉せしめ、幕末に島津・毛利・山内等が朝幕の間に周旋した如きは例外で、幕政に與らぬを例とした。

領分による家格

御三家以外の大名は領土によつて國主・城主・無城の別があつた。國主即國持は一國一圓の領主、城主即城持は居城を有するもの、無城即陣屋持は居城を持たぬものの意であるが、家格となつて必ずしも一

城中座席の格式

國一城の領否に限らぬ。例へば伊達氏・佐竹氏は共に陸奥・出羽の一部を領したのみで國主に入り、松浦氏が壹岐を、稻垣氏が志摩を掩有して國主にならぬ如くである。國主は福井・松江の兩松平、前田・島津・伊達・細川・黒田・淺野・毛利・鍋島・兩池田・藤堂・蜂須賀・上杉・山内・有馬・佐竹の十八家で、祿高は松江松平の十八萬石の外は、何れも二十萬石以上である。

城中の詰所も家格によつて區別せられ、大廊下は御三家及び前田家、大廣間は外様の大身で、島津以下二十三人、溜間詰は家門の高松・桑名兩松平、譜代の門閥たる井伊・本多岡崎・兩酒井庄内・榊原・大河内松平等で、溜間詰は定日に登城して政治の諮問に應ずるものである。帝鑑間は譜代の大身及び願譜代、雁間は譜代の中堅、柳間は外様の小身、菊間は譜代の小身である。老中は溜間・雁間及び帝鑑間の數家から任ずる例であつた。

大名の官位

大名の官位は秀吉の關白たると共に大臣・納言の高官に任ずるものが多かつた餘響として、江戸時代の初には一般に高かつたが、家光は寛永十一年の上洛に太政大臣に任せられようとしたのを辭退して、大名にも謙退して慶を子孫に遺さんことを諭し、その後各家々に先途が定まつて一の家格となつた。尾紀兩家の從二位權大納言、水戸の從三位權中納言、前田氏の從三位參議、高松松平・保科・井伊・島津・伊達の四位權中將、越前・松江兩松平・細川・兩池田の從四位權少將、國主・本多・酒井・小笠原の

從四位侍從の外は、十六歳以上悉く從五位下で、國守又は相當の官に任ずるのである。幕府では前田氏以下は官によらず受領名を用ゐ、將軍の前では前田・島津・伊達の三氏のみ守を附し、他はこれを略した。

かくの如く家格は頗る複雑で、御三家以外は直に上下を定め難いが、其所に運用の妙が存した。

大名の領分

大名の所領は領分と言ひ、俗には分國とも呼んだ。總高は千七百萬石乃至二千二百萬石で、最低一萬石から最高百二萬五千石前田氏に及び、五十萬石以上七人、十萬石以上四十人内外、五萬石以上五十人内外、五萬石以下百五六十人であつた。領地は外様



圖二十三第 大名御名紋盡 (年四曆明)

は多く一所に集まつて居るが、親藩譜代は數箇國に跨るものが多かつた。この領分を支配するには、幕府の組織に倣つた制を立て、その功過については賞罰を免れぬが、如何に治めるかは比較的自由に、劃一的ではなかつた。江戸の邸も幕府から賜はるが例で、領分の延長とも見られ、妻子は此所に置くが、嫡子は當主と交替に歸國するものもある。その他京・

武鑑

旗本御家人



圖三十三第 享保武鑑及紙包



大坂・長崎・大津・敦賀等に留守居・藏屋敷を有するものもあつた。

大名の名鑑たる武鑑は明暦・萬治の頃から刊行せられ、初は大名御紋盡・江戸鑑等の名で行はれたが、貞享・元祿の頃から武鑑の名が用ゐられ、幕府の役人を加へ、享保以後その形式の固定を見た。即武家の發展期たる文治政治期に完成して、その停滞期に入ると共に固定したことは、武家法度と同様であつた。

將軍に直屬して所領萬石に達せざるものに旗本と御家人とがあり、御目見得以上が旗本、以下が御家人で、之を併せて俗に幕臣又は直參と呼ばれた。旗本御家人の成立は譜代大名と同様で、一族支流・御國衆・近國衆・關東衆・新參衆か

土地又は扶持にて生活が出来、國の生産、農村の指導・警備になるために郷士としたものである。島津氏の外城の郷士二萬餘地方取一萬五千人餘、藏米取六百餘人、無祿四千五百餘人、山内氏の百人衆・百人並千餘人等殊に著名で、毛利・細川・伊達・相馬・上杉の諸氏もこの種の郷士を置き、幕末には水戸・鍋島及び天領にも生じた。後者の由緒によるものは山間僻地に多く、大和の十津川郷士、近江の甲賀者、信濃の伊奈衆、阿波の祖谷族、肥後の五家の如きその例で、平家の落武者とか、南朝の遺臣とか稱し、社會組織に特殊の形式や名稱を遺存するものも少くない。郷士を伊奈で親方御屋、その下の百姓を被官といひ、祖谷で前者を名主みやうしゆ、後者を名子なごといふ如き、その例である。その功勞によるものは或は久しく名主を勤め、或は水利其他の公益事業に努め、或は大名に獻金した等で、苗字帯刀を許され郷士の待遇を與へられたものである。されば郷士は武士と百姓とを兼ね、陪臣と牢人とに跨る譯である。

牢人

牢人は主君に離れ、祿を失つた武士の失業者であるから第四十一、章參照、或は百姓・町人・僧侶になるものも多く、普化宗の如きは、家康に假託した條目を作つて、勇士牢人の隱家と稱した程であり、學問技藝に身を委ぬるものも少なくなつたが、再び主取せんとしたものが最多かつたのは言ふまでもない。

牢人の召抱は主として由緒・武功及び藝能によつた。由緒によるものは幕府の高家の如き名家の子孫・陪臣の先方家の如き舊領主の遺臣、幕府より附屬せられたものが、主家の絶えた際幕府に召返され

牢人の就職と由緒及び武功

たり、御腹一類の如く主君と特殊の關係あるもの、及び舊臣の歸參等である。當時は一時牢人し他家へ仕へたものも歸參するものが少くなく、殊に主家の減祿のため牢人したものは、その復興の際には召出されるが例であつた。武功による召抱は武士として當然であるが、敵方の士も武功あるものは喜んで迎へたため、關ヶ原牢人や大坂牢人の高祿に有ついたものは頗る多かつた。前田家の本多政重三萬、石、淺野家の上田宗固一萬、越前家の吉田修理一萬四、千石の如き、何れも關ヶ原牢人であつた。戦場で矛を交へたものを、却つて好んで召抱へたのは、武功の確實なためではあるが、武功を重んずると共に、戦場の勝負に怨を遺さぬ美風の發露として注意すべく、藤堂氏は八尾で家老藤堂勘解由を討取つた長曾我部主水を召抱へ、天王寺で本多忠朝を討つた雨森三右衛門さへ本多氏に仕へた。されば大坂や島原で寄手に加はつた牢人の召抱へられたもの多いは言ふまでもない。

牢人と學藝

學問技藝は主取のためとは限らぬにしても、平和な社會に於ける牢人の立身の要道であつたが、その最早いは武藝及び軍學であつた。寛永前後は武藝軍學最盛で、諸流群起した時代であつたが、其多くは自由に武者修業して技を練り得る牢人の努力の結果であり、これによつて召抱へられたものも頗る多かつた。幕府では印西流弓術の吉田久馬助、新陰流刀法の柳生但馬守、小野派一刀流の小野典膳、梶派一刀流の梶新左衛門、荒木流馬術の荒木十左衛門、田付流砲術の田付兵庫助、稻富流砲術の稻富

一夢、北條流軍學の北條氏長が聘せられたが、大名もこれと同様であつた。軍學武藝の一步轉じたものは儒學で、山鹿素行も軍學の方が有名であり、荻生徂徠も最初軍學を以て柳澤家に仕へた程であつた。松永尺五・石川丈山・木下順庵・新井白石・佐藤直方・三宅尙齋・栗山潜鋒・熊澤蕃山・荻生徂徠・服部南郭・安藤東野等儒學によつて聘せられた牢人は頗る多かつたが、中江藤樹・山崎闇齋・淺見綱齋・太宰春臺等、祿仕しなかつたものもあつた。醫となつて祿仕した牢人も少くなく、幕府の小兒科醫境宗安・太田宗勝もその例である。文藝に向つたものは固より仕官の意を絶つたものであるが、歌人として知られた木下長嘯子は改易大名、戸田茂睡は本多家の牢人、僧契沖も由緒ある武士の子と言はれ、松永貞徳・西山宗因・松尾芭蕉や、齋藤徳元^貞・丈草・越人・桃隣等の俳人も牢人であり、小説の如儺子・淺井了意・都之錦、淨瑠璃の近松門左衛門・薩摩淨雲、歌舞伎の名古屋山三郎・猿若勘三郎・市川團十郎も牢人か牢人の子であり、浮世繪の岩佐又兵衛も後越前家に抱へられたが一時は織田信雄の遺臣であつたといふ。されば牢人の文化に貢献したことは、他の何れの階級も追隨を許さぬ所であつた。

再び主取る運もなく、學藝によつて身を立つる力もなくて、百姓町人に化するを屑しとせなかつた牢人は、生活に窮して餓死するものさへ出した。さればこれが救濟を策するものも少くなく、蕃山は本知によらず、家口十人に二十人扶持の割で給し、特に名あるものは人數によらず五七十人扶持を

牢人の救濟策

與へるべきを唱へ^{大學} 徂徠は罪なくして滅んだ大名の遺臣百石以上のものは五十石宛與へて郷士とすべきことを論じた^{政談}。

社會の平和の續くと共に、初期に於ける牢人の生因は漸く減じて行つたが、これに代つて武士階級の分家の困難から、次男以下の意を得ずして牢人たるものを増し、江戸時代を通じて、牢人は一種の潛勢力として存在した。初期に於ける大坂陣の如き活躍や、慶安・承應の變の如き陰謀は絶えたが、享保の際目安箱の投書で知られた山下幸内・伊賀蜂郎次、明和事件の山縣大貳・藤井右門、寛政の林子平、柏崎騒動の生田道滿等、天下の耳目を聳動した事變は多く彼等の手に成り、遂には幕末に於ける浪士の尊攘運動にその系統を垂れたのである。

武士に次いで重要な地位を占めたのは百姓町人の平民階級で、國民の大多數を占めた生産階級であつた。

百姓は本來公民の意であつたが、公民は即農民であつたため、後これから他の諸階級の分化すると共に、農民のみを指すに至つた。彼等は國民の食糧の生産者たると共に武士階級の資源の負擔者であるため、幕府の保護干涉が最甚しかつた。大體から見れば集權期に於ては壓迫干涉が主であつたのが、文治期には愛護開發が著しくなり、享保以後は收斂が甚しくなつた。百姓の日常行爲に極端な勤

後期の牢人

平民階級

百姓

儉を令したことは寛永以後屢々見らるゝが、その最具備したのは慶安二年の觸書で、武家の法令を恐れ、武家の命する年貢を納むるを本分と心得、そのためには晝夜全力を農事に傾盡し、酒・茶・煙草をも禁じて居る。「百姓は分別もなく、末の考もなきものに候故」、秋の收穫と共に米雜穀を無闇に食ふが、「飢饉の時を存出し候得ば、大豆の葉・あづきの葉・さゞげの葉・いつもの落葉など、むざとすて候儀はもつたいたなき事に候」とて、家族下人まで、「ふだんは成程粗飯をくふべし、但田畑をおこし、田をうる、いねを蒔、又ほねをり申時分はふだんより少喰物を能仕、たくさんにくはせつかひ可申候」といひ、更に「みめかたちよき女房成共、夫の事をおろかに存、大茶をのみ、物まいり遊山すきする女房を離別すべし」、「みめさま悪候共、夫の所帯を大切にいたす女房をば、いかにも懇可_レ仕事」と極言し、「年貢さへすまし候得ば、百姓程心易きものは無之、此趣を心がけ、子々孫々迄申傳へ、能々身持をかせぎ可_レ申もの也」と結んで居る。文治期に入つてはかくまで百姓の人格を無視し、これを牛馬視した法令を見ないのみならず、或は役人・代官・名主の命も無理と思ふものは申出でよと令し、或は代官の手代や名主が訴訟を達せざるか、年貢納を滞らした時は、直に代官に訴へよといへる等、百姓の権利尊重の傾向も現はれた。

土地永代
賣買の禁

百姓に對する保護干涉の制度として注意すべきは、土地の永代賣買の禁と、分割の制限である。前

者は寛永二十年に百姓持の高請地たかうけちを附したもので、高の永代賣買を禁じ、新田等高請地でないものや、郷士の所有地は、この禁に入らなかつた。後者は名主・庄屋は高二十石・田地二町以下、百姓は高十石・田地一町以下に分割するを禁じた。共に土地の兼併を防ぎ、百姓の生計の維持を計つたものであるが、その自由發展を害したことは免れない。

されば百姓は極端な勞苦と儉約によつて僅に四六六民又は五公五民といふ重い年貢を果たし、その上街道筋は形ばかりの勞銀によつて人足に使役せられ、一度その務を缺けば、水牢・木馬等目も當てられぬ苛責に泣かねばならなかつた。かゝる境遇は經濟的にも、精神的にも生活の向上が遅れ、形式上町人の上に位しながら、實際は遙に劣る結果を見た。

百姓の中にも地主と小作人の別があり、前者は本百姓・高持・平百姓・小前等こまへの名があつて、百姓の中堅を成し、後者は水呑百姓と呼ばれた。田地の永代賣買禁止は、一般に大地主の出現を困難ならしめ、大規模な新田の開発か、舊族名家たる郷士が地主たる場合の外は、殆ど大地主を見なかつたから、地主と小作人との紛争は殆ど存しなかつた。

享保以後幕府の興利主義とこれに伴ふ役人の御徳用本位とが禍して、百姓には二大不祥事を生じた。その一は百姓一揆の頻發であり、その二は人口減衰であつた。享保以後の人別改にんべつあらためは公家・武士・賤

百姓の地
位

地主と小
作人

幕府の興
利政策と
百姓

民を除いたもので。大部分は百姓であるが、享保七年に二千六百六萬五千四百二十五人を算したものが、百二十五年後の弘化三年に至つて二千六百九十萬七千六百二十五人で、僅に八十四萬二千二百人、平均年六千七百三十七人の増加に過ぎず、人口率は千分の二分五厘である。かく人口率の低かつたのは百姓が墮胎・間引等によつて二人しか子を育てなかつたため、百姓の窮乏の結果に外ならぬ。百姓一揆については、これを後に譲る第四十七・九章参照。

町人

町人は町に住み、町方人別に屬する商人及び職人である。商工の徒は古來百姓より賤しいものとせられ、當時も百姓の如く重んぜられず、殊に商人は武士の如く有事の日に身を捨て、國を守るものもなく、農工の如く身を勞して生産に従ふでもなく、賤しむべき金銀利勘を事として、安逸に耽るものとして、四民の最下に置かれたが、平和の持續による經濟的活動の自由は、その經濟的實力と物質的・精神的生活の向上を來たし、百姓を凌ぐのみならず、遂に武士階級をも脅かすに至つた。幕府が町人に對しては、百姓と反對に保護も干渉もせず、奢侈僭亂に互らざる限り放任せられ、邸地の賣買の制限もなく、負擔としても國恩に對する冥加金を出すに止まつたことも、町人の發展を助けた。

町人の階級

町人は家持と店借人と土地家屋の管理者たる家守に分かれ、家持と家守とは、名主等の入札權を持ち、町費を負擔し、店借人の行爲について連帶責任を負ひ、店借人はこれ等の權利も義務も有たぬが普

村の性質

通であつた。されば狹義の町人とは家持のみを指し、家守はこれに準ずるものであつた。

百姓・町人は町村及び五人組によつて統制せられた。村は今日の町村よりは小く、全國に六萬餘あり、行政上の自治體たると共に、納税の主體であり、法律上の人格者であつた。村には名主・組頭・百姓代の地方三役があり、その上に數ヶ村を支配する大庄屋又は割元のある所もあつたが、正徳三年に殆これを廢した。名主は村の長で上方では庄屋といひ、行政・司法・警察に互る複雑な職で、給米・引高高持高の負擔免除の特典があり、上方は大高持の世襲、關東の總百姓の入札によるが多かつた。組頭は年寄又は長百姓とも言ひ、百姓中から名主の補助に選ばれたもので、引高に預るが普通だが、百姓代は總百姓の代表として、名主・組頭を監督するもので、無報酬である。

町

町も小さいものは村と同じく一自治體を成したが、大都市は頗る複雑であつた。江戸の如きは所謂御府内に武家屋敷・寺社境内・寺社門前地及び町屋敷があり、狹義の江戸の町はこの中町屋敷のみである。町屋敷は町奉行の支配で、その下に町年寄樽・館・喜多村三氏があつて町役人を監督し、町奉行の命を町役人に傳へる。町役人は名主と月行事から成り、前者は村の名主と同様で、初は入札で定めたが後世襲となり、給料を受け、後者は村の組頭に當たり、町内の家持・家守が交替で勤める町役であつた。この町役人の支配地は一町から數十町まで區々であるが、法律上の人格を有する自治體は江戸町全體ではな

五人組

く、この町役人の支配地であつた。他の大都市や城下もこれと大同小異な組織であつた。五人組は秀吉の定めた十人組が變じたもので、町には町並、村には近隣の五家を組合として、相互に扶助し、非違を戒しめ、犯罪には連帶責任を負ひ、法律上の立會人・請人等になるものである。五人組御仕置帳は名主がこれを読み聞かせ、連署加判の上代官又は領主に出すもので、その文言は、村方では、法を守り、租を納め、邪宗門や犯罪者を告訴し、賭博をせず、公事争論を慎み、農を勵み、奢を戒め、手不足の家の耕作を助ける等、精細複雑で、艱難相助け、吉凶相戒めて、親戚同様ならしめたが、町方は罪人邪宗門を告訴し、賭博をせず、遊女を置かざる等、數ヶ條に過ぎなかつた。これには百姓と町人に對する保護干渉と自由放任の態度の差が見られる。

第二次的階級
公家

武士と百姓・町人とは、當時の主要階級であるが、この外公家・僧侶・神官・穢多・非人等の第二次的階級があつた。公家は形式上武士の上にあつたが、實は皇室の廷臣として、幕府の保護の下に僅に命脈を存した王朝の遺物に過ぎなかつた。さればその諸官も位階と同様で、唯攝政・關白が天皇を補弼し、二人の武家傳奏が朝幕の交渉に任じ、四五人の議奏が執奏・傳奏を司る外は、殆實務を有しなかつた。併し彼等が主上に近侍し、官位・門閥高く、有職・歌鞠の教養に富むことは、最高貴な階級として一般に仰慕せられたから、將軍も多く夫人を攝家から迎へ、大名も公家の女を娶るを榮とし、諸藝道も公

家をその宗家とするが多かつた。飛鳥井・難波兩家の鞠、園家の花、冷泉家の歌、山科・高倉兩家の衣紋、五條家の相撲の如きその例である。さればその祿は總てで四萬石餘に過ぎず、小祿のものは内職によつて生活を支へた程であつたが、國民の精神生活に與へた影響は無視すべくもない。

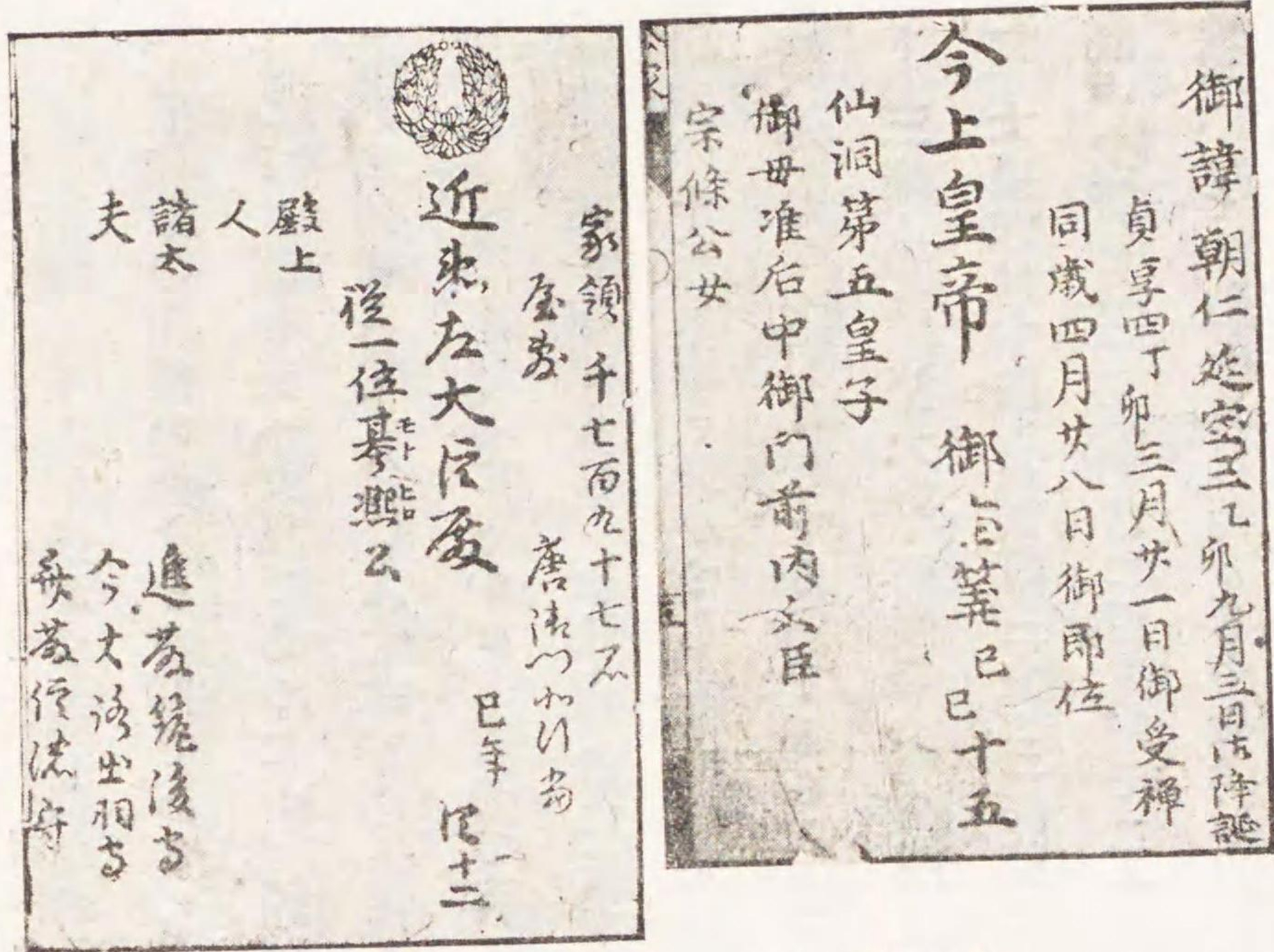
公家の階級
攝家
清華
大臣家
羽林家
名家
家領世祿
地下人

公家は公卿・殿上人たる堂上家と昇殿を許されぬ地下人とに大別され、堂上家は更に攝家・清華・大臣家・羽林家・名家等に分かれ、併せて百二十餘家であつた。攝家は近衛・九條・二條・一條・鷹司の五家で、御家門と稱せられ、攝政・關白に任ずる家である。家祿は近衛家の二千八百六十石を最高とし、鷹司家の千五百石を最小とし、官位は元服の時正五位下又は正四位下に敍し、中少將に任じ、納言を経、大將を兼ねて大臣に任ずる例である。清華は華族とも言ひ、大臣・大將に任じ、太政大臣を先途とする家で、三條・菊亭・徳大寺・西園寺・花山院・大炊御門・久我の七家であつたが、後廣幡・醍醐の二家が加はつた。大臣家は中院・正親町三條・三條西の三家で、太政大臣に至るが大將を兼ね得ざる家である。羽林家は中少將を経て大納言に至る家で二十八家、名家は辨官・藏人頭を兼ね大納言を先途とする家で十一家で、その他納言に至るも中少將及び辨官に任ぜざる十四家を半家、是等の分家五十九家を新家とした。然し新家は後には羽林家以下に入つた。堂上家の家領・世祿は五攝家を除き、千石以上四家、五百石以上十二家、三百石以上十三家、百石以上六十六家、藏米二十三家であつた。地下人は六位を

先途とし、特に五位に任じても昇殿を許されぬもので、大外記に任ずる押小路家務と大史に任ずる壬生家務とを、地下人の棟梁とした。

公家鑑

僧尼



第三十五圖 新撰公家要覽(元祿二年)

公家の名鑑を公家鑑といひ、天皇・仙洞・宮・門跡・堂上家を掲げた。前期には公家鑑・公家要覽、後期には雲上明鑑・雲上明覽等があり、幕末に入つて、公家の勢力加はるに及んで、公家鑑も多くの異版を簇出せしめた。

僧尼と神官は公家・武士の下、平民の上に位する一階級であつた。僧尼には出家・山伏・虚無僧等があり、寺社奉行の支配に屬し、刑法上も閏刑があり、奉行所でも平民よりも座席が高かつた。上位のものは僧正・僧都・上人・紫衣等の格があり、城中へ參賀御禮するを得、寺領の安堵又は寄進を受けた。幕府は本寺末寺の規式を紊さず、檀下の去就を妨げず、寺領を失はざる

ことを令し、その秩序と平和を維持し、人民の教化に任せしめんとした。されば罪によつては平民よりも刑を重くせられ、女犯の如きは、宗法で認めて居る眞宗の外は、三日晒の上、遠島となる例であつた。

山伏と虚無僧

山伏は修験者とも言ひ、役小角の流を汲み、頭巾・鈴懸を着け、法螺・金剛杖を携へた半僧半俗の姿で山野に起臥して修行するもので、三寶院支配の當山流眞言宗と、聖護院支配の本山流天台宗とがあつた。虚無僧も天蓋・袈裟を着け、尺八を携へた半僧半俗をし、後には普化宗と稱した。青蓮院支配で、下總一月寺と武藏鈴法寺を總本寺觸頭とし、慶長十九年家康の下したと稱する條目により、勇士浪人の隠家、守護不入の宗門と稱し、その假託に出づるに拘らず、後には虚無僧寺に入つた犯人を幕府の直接追捕するに抗議するに至つた。

神官

神官は神佛習合の時代とて僧侶に壓せられ勝であつたが、武士と同じく苗字帯刀を許され、吉田・白川兩家の支配を受け、その許状によつて無位のものも衣冠装束を着るを得、奉行所の席も平民より高かつた。幕府は彼等に對しても、神祇道・祭式を怠らず、社領を維持し、秩序を守るべきを令した。

賤民

平民以下とせられたものは、穢多・非人その他の賤民階級であつた。穢多は平安朝に屠兒を「えとり」と謂つたものの轉訛と謂はれ、牛馬を屠り、その皮を剥ぐ屠者と、その群に投じた鷹の餌取との

混同から來たものらしく、更に皮細工人や、不淨物を取扱ふ賤業者を包括し、その殺生又は不淨物に關するために、社會から賤視せられたものである。江戸時代では牛馬を屠り、獸皮を製するを本業とし、竹皮細工・燈心・破魔弓の製造と共にこれを獨占した。されば前期には富裕なものが多かつたが、職業も住所も限られて居た上、人口の増殖が甚しかつたため、後には貧困と墮落を免れず、ために社會の賤視を強めた。各地に穢多頭・長吏等があつて、その地の穢多を支配し、遠島以下の刑は穢多頭の仕置に任された。穢多頭中最大きいは江戸の彈左衛門で、淺草の圍内二百數十戸の手下がある外、關八州・甲斐・伊豆・駿河・陸奥の十二箇國の穢多五千數百戸を支配した。穢多の公役は死刑の執行・引廻・晒小屋の警固等であつた。

非人は物貫渡世ものもらひせと呼ばれた乞食で、非人小屋頭の支配に屬する抱非人と浮浪の野非人の別があつた。小屋頭の上に非人頭があつてこれを總べ、江戸の車善七・松右衛門等著名であつたが、享保以後穢多頭彈左衛門の支配を受けた。罪人の警固、牢屋の番、溜預及び野非人の狩込等の公役を有し、各の檀那場を勸進することを許されて居た。男は髪を束ねず、冠物をつけず、女は眉を削らず、齒を染めないのは享保以後の規定である。

其他の賤民

穢多・非人の名稱及びその公役は地方により區々であつたが、その他これに準ずるものに猿飼・乞

賤民の性質

胸・夙むねの者・隱亡おんぼう等があり、多くは穢多頭か非人頭の支配を受けた。

かくの如く當時の賤民は非人の刑罰によるものを含む外は、何れも職業に基くもので、種族的區別のないは固より、王朝の賤民の如く賣買の對象となるものでもなく、法律上には完全な人格者であつた。彼等は慶應四年長州征伐の功によつて彈左衛門及びその部下が徳川氏から穢多の名稱を除かれたが、明治四年明治政府の穢多・非人の名稱廢止によつて全く解放せられた。この時の數は穢多二十八萬餘人、非人二萬餘人、雜種七萬餘人で、併せて、三十八萬餘人であつた。

階級別

賤民の數

かく公家・武士・僧尼・神官・百姓・町人・穢多・非人等の階級は、何れも原則として先天的で、その間には混淆を許されなかつた。公家が武士となつたことも、特例の外なく、他のものが公家となることは固より出来なかつた。武士階級は有ゆる榮譽と特權を占める儀表階級で、百姓・町人以下のものが無禮をした際は切捨て、も差支なかつた位だから、農を兼ねる郷士の外は平民に擬しい事は許されなかつた。百姓・町人は幕府又は大名の特許あるものの外は、苗字を稱し、帶刀することを得ず、武藝の如きも不相應のこととして禁せられた。併し牢人が百姓・町人たることは勿論、百姓・町人も特殊な由緒・功績又は才能等によつて幕府が大名の取立を受ければ、武士となることを得た。殊に中期以後武士の經濟上の不如意は、養子の形式による家督の賣買が行はれたから、富裕な百姓・町人の旗本・御家人・

陪臣となつたものは頗る多かつた。女子に關しては階級觀念薄く、公家の女の武士に嫁し、幕府の大奥に仕へるものも少くなく、武士と百姓・町人の間の婚姻も珍しくなく、平民の女の幕府や大名の大奥に仕へて、表役人に對等な地位を占むるものも常に存した。唯賤民は平民以上と同居・通婚を禁ぜられ平民となることも出来なかつたが、非人は非人となつて十年以内で罪なきものは、親族から小屋頭に證文を入れて足洗することが出来た。

第四十六章 國民經濟の發達

國民經濟

我國の經濟現象が、地方經濟から國民經濟へ進んだのは、江戸時代の一大特色である。固より或る點に於ては未だ地方經濟の殘影を遺存せぬでもないが、大體から見ると既に國民經濟の域に入つたことは争はれぬ。幕府の權力の確立による國內の統一と平和とがその根本的原因で、これに伴ふ交通の進歩が財貨の取引と運送とを擴大し、都市の勃興と貨幣の流通により大規模な財貨の集散と資本の集積を來たし、その結果として企業の發達を見、全國の需要を對象として生産が行はれ、財貨が全國的に循環するに至つたのである。

交通發達の原因

交通の發達は國家の統一に伴ふ缺くべからざる要件で、家康も信長・秀吉の後を承けて、これに力を盡くしたが、幕府が江戸に設けられたことも、京都との間の往來を頻繁にし、又京を中心とする交通網の外に江戸を中心とする交通網を生ぜしめ、參覲交代や朝鮮の來聘も交通機關の進歩に與つて力あつた。殊に參覲交代は年々のことであり、享保の制限にも二十萬石以上四百五十人、十萬石二百四十人、五萬石百六十七人、一萬石五十四人とし、その他はこれに準せしめた位で、この最小限度によるも總計四萬以上に達するから、その影響の甚大であつたことが察せられる。

當時道路は江戸から四方に通ずる東海道・中山道・日光道中・奥州道中・甲州道中を五街道とて最重んじた。東海道は江戸から京に至る大路で、その間に品川から大津まで五十三驛あり、更に四驛を経て大坂までをその延長とした。中山道は江戸京間の別路で、板橋から六十七驛を経て草津で東海道に合した。日光道中は千住から二十三驛を経て日光に至り、奥州道中は日光道中の宇都宮から白川まで十驛あり、甲州道中は内藤新宿から六十八驛で甲府に達するもので、更に六驛を経て中山道下諏訪までを延長とした。慶長九年に幕府は主なる道路を修し、道幅を五間として砂又は小石を布き、兩側に松並木を植え、一里を三十六町として、江戸日本橋から一里毎に方五間の一里塚を築いて榎を植ゑたため、道路交通の便は大に進んだ。

宿驛には東海道百人百匹、中山道五十人五十匹等一定の人馬を常備せしめて旅人の使用に供せしめ、其ため宿驛には田地及び金穀を給したが、後交通の進歩と共に人馬の需要を増したため、各宿の近村を助郷として人足を出さしめた。助郷は遠い所は五里十里を隔て、一日の役に前後三日を費すため、百姓には甚しい負擔であつた。雲助は百姓の夫役の代に、金銭で傭つた人足である。宿屋も初めは木賃を拂ふに過ぎなかつたが、大名の往來に伴ひ、本陣・脇本陣も起り、一般の宿屋も酒食を饗するのみならず、遊女を置くものさへ生じた。

當時の道路交通の障害は徒涉・船渡と關所であつた。東海道では濱名湖口の新居の渡、熱田・桑名間の七里の渡の外、六郷・富士・天龍の諸川の船渡と馬入・酒匂・安倍・大井・興津の諸川の徒涉があり、殊に大井川の輦臺渡が著名であつた。此ため出水毎に川留となり、旅人の苦痛が甚しかつた。關所は東海道の箱根・新居、中山道の碓氷・福島等、至る所の要所に置いて行人を検したが、手負・死人・不審なもの及び出女てんなん江戸の方か・入鐵砲いりてつぱう江戸の方へ鐵砲てつぱうの外は、左程厳しくなかつた。かく架橋を避け、關所を設けたのは軍事上の顧慮と警察上の必要からで、足利時代の如く行人に課税するを目的とするものではなかつたから、一般の旅行者には川留と夜行の不自由を與へた位に過ぎなかつた。

河川交通では、慶長中角倉了以が保津川・高瀬川・富士川・天龍川を切開いて、丹波・京・甲斐・信濃に舟運を通じ、更に琵琶湖の疏水を計畫したが、これは果さずして歿した。川船として最發達したは伏見大坂間の淀川の過書船で、客船は三十石積、荷船は二十石乃至二百石積であつた。

海運はその初は盛に南洋方面に御朱印船の雄飛を見、ノビスパンノビスパンに航行したこともあつたが、鎖國以後は専内國航路の發達を見た。就中最隆盛を見たのは江戸大坂間の南海路で、菱垣廻船は江戸十組問屋、大坂二十四組問屋が東西相應じて、海運の覇權を握つたが、別に西攝の酒の輸送を主として起つた樽廻船の問屋十二組がこれに對抗して行つた。大坂から九州に行く西海路は瀬戸内海を利用

し得る關係上古來から盛であり、當時に於ても長崎から大唐・遠西の珍奇な貨物を齎らすのみならず、この間は人の來往も船によるが常であつた。下關松前間の北海路及び江戸奥州間の東海路は發達稍、遅れ、北國の物資は敦賀で陸上し、大津を経て大坂に出すを常としたが、寛文中河村瑞賢が奥羽の官米輸送の命を受け、船と人を選び、見張を嚴にし、難所には水先案内や烽火を設け、奥州の米は東海路を取つて江戸に送り、出羽の米は北海路で下關に出で、更に西海路及び南海路を経て江戸に着せしめてから、兩海路の發達が著しかつた。

飛脚

通信機關としては幕府公用の繼飛脚、大名が江戸と國との間に設けた大名飛脚及び私用の町飛脚の三種があつた。大名飛脚の最著名なものは尾紀兩家の設けた七里飛脚であり、町飛脚は初大坂在番の士が月に三度江戸へ往來せしめたものに倣つて、大坂の町人の初めたもので、寛文三年町飛脚組合の創立を見、これより各地に定飛脚を生じ、更に金銀を運搬する金飛脚も出來て、商取引の便を大にした。

貨幣の流通

貨幣が十分その效用を發揮し、貨幣經濟の域に入つたのもこの時であつた。幕府は金銀産額の豊富なのを利用し、盛に貨幣を鑄造し、その統一を完成して流用に使せしめ、遂に物の價值を悉く貨幣に換算せしめ、富の集積と活用と移動とを盛ならしめ、富豪を金持と稱するに至つた。

金銀

家康は文祿四年秀吉の許を得て、墨判小判を鑄たが、慶長六年に幣制を改め、大判・小判・一分金・丁銀・豆板銀を鑄た。金は名目貨幣で、大判は十兩、小判は一兩、一分判は一兩の四分の一であるが、銀は量目貨幣で、目方を計つて通用させた。大判は四十四匁で、小判の四匁七分三厘に比して、十倍に近いが、その純金量は三十匁弱で、小判の四匁五厘に比して、八割弱に過ぎないから、これを十兩とするは不審であるが、大判は一般の通用金でなく、儀式的贈獻用であるから差支なかつた。慶長金の總額は不明であるが、天保までに金座で引替へたものは千五十二萬七千餘兩であつた。銀は八割の純分を含み、約百二十萬貫の鑄造を見た。慶長金銀の鑄造は元祿八年まで九十五年間で、この年改鑄が初まつたが、その通用は元文三年まで百三十八年間に亘つた。今江戸時代に於ける金銀の種類を表示すれば左の如くである。但金の質には大判は入つて居ない。

金貨表

名	稱	鑄造年次	全重量	純金量	千分比	鑄造額
			兩	兩		萬兩
慶長	金	慶長六年	四、七三	四、〇五	八五六	
元祿	金	元祿八年	四、七三	二、六八	五六四	一三九四
乾字	金	寶永七年	二、四九	二、〇七	八三四	一一五二
武藏	判	正徳四年	四、七三	四、〇五	八五六	二一

嘉永一朱銀	嘉永元年	八、一	七、八	九六八	九九五兩
安政大形二朱銀	安政六年	二九、一	二四、五	八四五	八兩
安政一分銀	同	九、二	八、二	八九三	二八四八兩
政字銀	同	六〇、〇	七、八	一三〇	一〇二九貫

質の變化の外、元祿十年に二朱金を造り、明和六年の五匁銀十二枚、安永元年の南鐐二朱判八枚の如き、銀の名目貨幣を生じた。金銀の比價は慶長十四年には金一兩銀五十匁と定められ、元祿十三年に銀六十匁に改められたが、市場の相場は常に變動して居り、殊に元祿以後の金銀改鑄に伴つて、兩者の實質が屢々變ずるため、殊に甚しかつた。

金の鑄造及び改に當たる金座は、後藤少三郎光の子孫が繼承し、大判及び分銅は別に大判座・分銅座があつて、後藤四郎兵衛の世襲であつた。銀を鑄造する銀座は大黒常是がこれに任せられ、初は後藤少三郎・末吉勘兵衛の支配を受けたが、寶永二年から獨立を見た。金銀座共に勘定奉行の所管で、幕府の金銀貨發行を委任せられて居るもので、これによつて貨幣の統一が完成せられたが、但前代の例によつて甲斐の甲州金及び前田氏の加州金は、特に鑄造を許されて居た。而して江戸は總て金建とて金を主とし、大坂は銀建とて銀を主とし、ために關東と關西と金銀の對立を見たのは一奇觀である。

錢

錢は家康の時慶長通寶・元和通寶の銀錢・銅錢を鑄、屢々選錢令をも出したが、寛永十三年以來江戸・坂本(近江)・仙臺・水戸・高田・松本・吉田・備前・長門・豊後等、到る所で盛に銅錢寛永通寶を鑄て、初めてその統一を見た。寶永五年には寶永通寶を鑄て十文に通せしめたが程なくして廢され、その後寛永通寶青銅錢・天保通寶・文久通寶の鑄造を見た。左にこれを表示する。

名稱	鑄造年次	質	通用價格	寛永通寶	明和五年	眞鍮	四文
寛永通寶	寛永十三年	銅	一文	天保通寶	天保六年	銅	百文
寶永通寶	寶永五年	銅	十文	文久通寶	文久三年	銅	四文

錢の鑄造は初は下吹所とて金銀座の支配に屬し、その後も吳服所その他商人に請負はしめ、仙臺通寶伊達家鐵錢の如く、大名に鑄造せしめたものもあつた。公定相場は金一兩錢四貫文であるが、相場の上は免れなかつた。

幕府は財政救済策として屢々金銀の改悪を斷行したが、紙幣の發行は瓦解の直前まで敢てしなかつた。併し地方的の紙幣は各地に行はれ、札と呼ばれた。札は兌換が十分に行はれ、ば、金銀よりも取扱の便利な利益もあるが、その通用が特定の土地・仲間に限られ、兌換準備の不十分で正貨との開を生じ、札遣のため金銀の通用を禁じ、又は札潰とて舊札を破棄する等、その弊も少くなかつた。伊勢

札

錢の鑄造
錢相場

の山田では羽書はぶがきと稱して前代の末から行はれ、當代に入つては大坂初め各地の寺社、町人の組合で、發行せられたが、寛文頃から大名のこれを營むものが漸く増し、後世藩札の名が紙幣を意味するに至つた。幕府では寶永四年に札遣を禁止したが、享保十五年再び制限を附して許した。その行はれたは關西が多く、種類も金札・銀札・錢札・米札等、千餘種に及んだ。その形式は預手形とも見られるが、明治政府は紙幣と認めて四億餘枚を引替へ、その額一千七百餘萬圓に及んだ。

都市の發達も經濟活動の中心を成し、その範圍の擴大を效果する。都市を成因によつて區別すれば政治的都市たる都府、交通的都市たる宿津、宗教的都市たる門前、軍事的都市たる城下及び産業的都市とに分かれる。都府は古く都城があり、規模の大と條坊の整齊に於て後世の追隨を許さぬものがあり、當代には江戸及び大名の城下は、同時に政治的都府でもあつた。水驛たる津も早く古代から開けたが、當代に於ては江戸・大坂の外、南海路の下田・鳥羽・堺、西海路の兵庫・下關・博多・長崎、北海路の敦賀・酒田、東海路の銚子等これに次ぎ、熱田・桑名・大津・伏見等は東海道の宿をも兼ねた要津であつた。就中長崎は鎖國時代に於ける唯一の對外港で、異國文化の入口であり、西國大名の藏屋敷もあり、諸國の商人も遠西の奇器を求めて集まり、港津中最盛況を呈した。宿は津に及ばないが、當代の街道の繁昌に隨ひ、漸く町をなし、東海道五十七次中、城下及び港を兼ねたものもあるが城下七、人口港六、人口

都市の種

都府

津

宿

門前

城下町

一萬以上四宿駿府・熱田・大津・伏見、四千以上十九宿に及んだ。寺社の隆盛に伴ひ、その門前の町を成したのも前代に少からず生じたが、當代にも單獨のものとしては伊勢神宮の山田、出雲大社の杵築、善光寺の善光寺等があり、多數の社寺の複合によるものは奈良を第一とし、京都もこの傾向が著しかった。戰國時代に端を發した城下初は山下といつたは、この時代に入つて城郭が山上から水陸交通の要衝に下つた結果、急激な發展を見、大小百五十餘の城下は全國に基巾して、今日の大多數の都市の起源を成した。中中期に於ける十萬石以上の城下町は左の如くである。

金澤・鹿兒島・仙臺・名古屋・和歌山・熊本・福岡五十萬石以上
廣島・萩・佐賀・水戸・彦根・鳥取・津・岡山・福井三十萬石以上
徳島・高知・會津・久留米・秋田二十萬石以上

郡山・桑名・甲府・小田原・忍・佐倉・大垣・松代・前橋・白河・二本松・盛岡・米澤・庄内・山形・小濱・富山・高田・松江・姫路・津山・福山・高松・松山・宇和島・柳河・小倉・府中(對馬)十萬石以上

この他江戸・京・大坂・駿府には幕府の城があつたことは申すまでもない。産業的都市は未發達著しからず、佐渡の相川、石見の銀山等の金山町位に過ぎなかつた。城下は軍事的政治的の兩性質を有する上に、多くは宿津を兼ねて居た如く、その成因は複合的たることが多く、大都市に於て殊にさうで

金山町

三箇津

あつた。

當時の都市中最重要なるものは、江戸・京・大坂の三箇津であつた。江戸は天下の覇府として、天下の大名の参観する武士の都で、中期に於て町人五十餘萬人、武士二十萬人を算し、全國第一の消費地であつた。されば町人も武士の氣を受けて闊達豪氣な傾向を有した。京は千年の帝都として皇室・公家及び各宗の本山があり、西陣以下の工藝に富み、元祿中五十萬餘の人口を有した。大坂は天下の臺所と謂はれ、全國の物資の集散する町人の都であり、大名の藏屋敷を置いて、米其他國産を此地に販ぐもの八十餘家に及び、元祿末に三十五萬餘の人口を有した。されば當代の初期に於ては、江戸の權力、大坂の財力と京の文化とを以て互に鼎立して居たのである。地方の城下では名古屋・金澤・仙臺等最有力であつた。

都市の制

城下町はその區劃の整然たることは、古代の都城に次ぐもので、城の周圍に武家屋敷を配し、町を貫く街道を中心として町家を開き、町家は碁盤割にせられた所もあり、周圍に寺社を置いて、防禦及び行樂にも利用した。城下を貫く街道は外濠の近くを通じ、必ず數度の曲折をしたのも、軍事的關係による。普通戸數は町家最多く、地積は武家屋敷が最廣かつた。江戸は約六割都市の警備は最嚴重で、町中至る所に木戸・町門・自身番町・辻番士を設け、夜及び犯人搜索の際は木戸を塞いた。火消も江戸では旗本・

御家人の定火消、大名の方角火消の外、享保以後町人の町火消も出來、各地に火除地が設けられ、且大名や大きい寺社町人等は私設の火消を備へたが、他も多くこれに倣つた。上水道の如き江戸では寛永六年に神田上水、承應二年に玉川上水が出來たが、その他長崎の倉田水道、福井の芝原用水を初めその設備のある町は少くなかつた。

遊女

都市の娛樂機關は歌舞伎・淨瑠璃の外遊女が最重きを成した。江戸の吉原は元和三年に初まり、明曆大火後山谷に移つて新吉原となり、京は六條三筋町の廓が寛永末朱雀野に移つて島原となり、大坂もこの頃新町の廓が開かれた。吉原は最格式が嚴で、太夫の權式殊に高く、意氣を重んじて張が強く、島原は高雅優麗な京女の美に於て、新町は揚屋の結構に於て傑出した。當時は遊里のみが男女の社交の醸す情趣を楽しみ得る唯一の樂土として、遊子粹客は一夕の歡會に千金を擲つを辭せず、遊女も貴人に接するに恥ぢぬ品格教養を有したのも乏しくなかつた。併しその風俗上の弊害は免れないから、大名の城下はこれを置かないのが多く、仙臺・廣島の如きは初あつたのを廢し、名古屋は享保末に一時設けられたが數年にして徹せられ、金澤・久留米等も、文政以後に初めて公許を見た。されば地方の遊里は多く宿津・門前等で、港では長崎の丸山を初め、博多・下關・鞆・室・兵庫・堺・敦賀・三國等、宿場では伏見・大津・駿府・品川・千住・板橋等、門前では奈良・山田等最著名であつた。

貨幣の流通と都市の興隆とは自然資本の集積と商業の發達とを來たさしめる。金銀の流通が盛になれば、金銀が金銀を生み、金銀を氏系圖と尊む町人の手に財力が歸して、新井白石をして將軍家宣に、「金銀づくの儀に候はゞ、只今富商大賈も御前にまけ申ものにては無之候」兼山麓 澤秘策と言はしむるに至つた。されば三都を初め、至る所に所謂分限・長者を續出せしめ、江戸の紀の國屋文左衛門・奈良屋茂左衛門・石川六兵衛、京の中村内藏助・難波屋十右衛門、大坂の淀屋辰五郎の如きはその豪富と驕奢によつて一世に喧傳せられた。

前代の商業は專賣其他の特權を有する座制を主としたが、當代は世業の家を定めて、他の競争・侵害を防ぐ株が廣く行はれ、就中間屋の株が最重きを成した。問屋は前代には問丸とて、旅宿及び商品の委託販賣を營んだが、當代に入つては、商品の種類によつて仲間の株を定め、生産地と特約してこれを持場とし、その生産物を買入れて、仲買をして小賣業者に卸さしめた。江戸の十組問屋、大坂の二十四組問屋の如きは、その最著しいもので、大資本を利用して天下の商權を握つた。猶座の名を存したものは、幕府の特許による金座・銀座・錢座・秤座・榭座・箔座・朱座・人蔘座及び田沼時代に初まる銅座・眞鍮座等に過ぎない。小賣も江戸の越後屋三井氏の如き現金賣掛なしで大規模に營業するものも増し、行商も近江商人・富山藥賣等全國に及んだ。

資本の集積と商業組織の發達は交通運輸の便の開けたのと相俟つて市場の擴大を來たし、大坂の如きは諸大名の藏屋敷があつて、米を初め諸國の國産たる藏物を此地に輸送して、藏元たる商人をしてこれを販賣せしめた。魚類の如きも、江戸日本橋の魚市へは關東・奥羽・駿遠諸國から着荷があり、大坂の雜喉場の魚市へは、近畿・山陽・四國・九州から來、尾張の熱田の魚市も尾・三・遠・勢・志諸州の外、時には房總地方からも入荷があつた。されば各地の特産品が全国的に捌口を見出したことは言ふまでもない。

外國貿易は初期に於てはポルトガル・イスパニア・オランダ・イギリスの遠西諸國や、支那・安南・暹羅・交趾等の東洋諸國の來航があり、我國民の海外發展も隆盛を見たが、吉利支丹禁制のため貿易は遂にその犠牲となり、諸外國は或は渡來を止められ、或は自ら中止し、我國民の異國渡海も禁せられた。寛永以後は唐船・オランダ船が長崎へ來るのみとなり、その貿易額も貞享以來漸く制限が嚴となつた。貿易品は輸入は白糸を第一とし、絹織物・毛織物・砂糖・香料・藥種・硝子器等これにつき、輸出は金銀を禁せられてからは、銅・俵物煎海鼠・乾鮑・鱈鱈・樟腦・漆器・屏風・食料品等であつた。

貿易の方法としては慶長七年以來白糸は白糸割符人を定めて一手に買取らしめ、その分配の額をも一定した。寛永以來白糸以外をもこれに加へたものもあり、その他の諸品も白糸の値の出來た後に賣

買することとなつた。併し白糸の値段は春に定まつて一年間不動であつたため、唐船は連年春に少し船載して價を高くし、後多く輸入して巨利を占めたから、幕府は明暦元年割符を廢して相對貿易とし、更に寛文十二年に市法賣買を初め、引受商人から目利役を出して評價せしめ、第一・第二・第三の評價を平均した値段で買入れ、第一の高値に賣つてその利を地役人・町人及び引受商人に分配した。然るに貞享二年再び割符法に復し、元祿十一年に割符會所を長崎會所と改稱した。この間漸次貿易額の制限が加はり、正徳五年以來オランダ船二艘、銀三千貫目、唐船三十艘、銀六千貫目と定まつた。この他對馬の宗氏が釜山に和館を設けて朝鮮貿易を行ひ、島津氏が琉球を利用して福州で支那貿易をした等は、特例に過ぎぬ。

産業の發達
鑛山
白糸
絹織物

されば外國貿易の發達は鎖國のため阻害せられたが、國內商業の規模の擴大は生産を企業化し、各種産業の鬱然たる勃興を見た。戰國以來激増を示した金銀の産額は元和末に絶頂に達したが、銅は依然として産額を増し、佐渡の金鑛山、石見・生野・院内の鑛山、足尾・尾去澤陸奥・吉岡備中・別子の銅山等、最著名であつた。白糸の如き當代の初は第一の輸入品であつたのが、中期より關東・奥羽の蠶業勃興し、慶長元和から正徳享保までに一倍増、享保から文化までに四倍増になつたと言はれた程で蠶飼絹織物、幕末の開國後は第一の輸出品となつた。絹織物も社會生活の向上に伴つて需要を増し、京の西陣

染物
陶磁器
漆器
農産
特産品
社會の經濟

はその中心として精巧な織物を出し、地方では博多・仙臺地・桐生等早く開け、中期以後には秩父・伊勢崎・米澤・長濱縮等も、著名であつた。染物も京染を第一として、精巧な友禪染をも出し、尾張の有松絞は久しく廢れて居た絞染を木綿に用ゐて成功した。陶磁器は前代から茶湯の流行や、朝鮮陣の影響によつて發達に向ひ、肥前の有馬、尾張の瀬戸、加賀の九谷を初め、肥前の伊萬里、薩摩、長門の萩・備前の伊部、陸奥の相馬等著名で、京では元和の野々村仁清、元祿の尾形乾山等最優美な作を出した。漆器も名品は京を第一としたが、能登の輪島塗、飛騨の高山及び出羽の能代の春慶塗も聞え、蒔繪は元和寛永の頃京に本阿彌光悦、江戸に幸阿彌長重があり、元祿には京に尾形光琳、江戸に幸阿彌長救・古満休伯・小川破笠等の名工が出て、意匠技巧共に新生面を開いた。農産物としては米が第一であるが、荳・蕃椒・南瓜・玉蜀黍・蕃薯・甘蔗・櫛等も、南蠻人・唐人等によつて傳へられ、享保以後は蕃薯の栽培、砂糖・蠟燭の製造も各地に行はるゝに至つた。其他各地の特産品としては、京の化粧品、宇治の茶、奈良の曝布、近江の蚊張、美濃・越前・土佐の紙、蝦夷の鮭・鱈・昆布、備後の疊表、紀伊の蜜柑、阿波の藍、土佐の鯉節、薩摩の芭蕉布等、何れも名産として知られた。

かくの如き經濟の發達は社會の平和と相俟つて、金銀の威力を大ならしめ、武士も大名の如き國産の販賣のために江戸・大坂・長崎等に藏屋敷を設け、あるものは藩の專賣とし、甚しきは家督さへ賣買

の對象となつた。寺院の金貸は到る所に生じ、寺社の出開帳も絶えず行はれた位だから、諸藝の師が免許・目録の代を定め、座頭が金貸を營んだのも怪しむに足らぬ。かゝる社會全般の商賣化は後程甚しくなり、資本の力は漸く武力を壓倒せんとするに至つた。

第四十七章 江戸幕政の變革

幕政の變革

家康の死後方に百年なる正徳六年の家繼の死は秀忠の血統の斷絶となり、紀州頼宣の系統に天下の將軍職を歸せしむるに至つたと共に、從來順調に發展し來つた文治主義が破壊せられて、再び武力財力による實力主義に復歸するの大變革を見た。これより幕府は將軍又は執政者の移動により、政治に寛嚴の差があり、政策に積極消極の別はあるが、その根本の實力主義であり、武家主義たることは同一であつて、唯時勢の變化のため、幕初の如く露骨な武斷主義に復することは不可能で、常に幾分の文治主義をも加味せざるを得なかつたに過ぎない。

吉宗の繼統

家宣は家繼の幼弱を氣遣ひ、尾張吉通を嗣とせんとも思つたが、新井白石の諫止によつて、家繼を立て、尾張吉通・紀伊吉宗・水戸綱條の御三家にこれを託した。然るに尾張吉通は家繼に先んじて薨じたため、家繼の大漸に及ぶと共に、水戸綱條の推選により紀伊吉宗は家宣夫人近衛氏天英院から後見を命ぜられ、發喪と同時に其後を承けることとなつた。吉宗は頼宣の子光貞の三男で、初名頼方といひ、元祿十年越前鯖江三萬石に封せられたが、寶永二年二兄綱教の死によつて紀州家を相續して吉宗と改めた。早くより聰明英武の聞えあり、藩の財政を整理し、士風を肅正して令名があつた。而して今や

吉宗の政治方針

三十三歳の壯齡で天下の將軍となり、卓厲風發、幕政に一大改革を加ふることとなつた。

吉宗は從來の文治政治を以て、幕府を文弱な公家風に化するものとし、幕初の舊態に復するを理想とし、「權現様被_レ成置候通り」、「東照宮御定め_ノ如く」、勤儉尙武を以て幕府の武力財力を養ふを主眼とせる實力主義、武家主義を取つた。彼はその人物も家康に似て器局の小なるものであり、政治も家康時代を理想としたが、時勢の變化は幕初の古に復すべくもなく、綱吉の初政を範とするに過ぎず、謂はば新井白石の學者風の理想主義の反動としての現實主義の武斷政治に外ならなかつた。されば外から將軍の入つて繼いだ時の例ではあるが、從來勢力のあつた側用人間部詮房・本多忠良は罷められ、無官の宰相新井白石も中ノ口の部屋を取上げられて政界から驅逐せられ、紀州から従つて來た有馬氏倫兵庫・加納久通遠江守は御側御用取次として吉宗の左右の手と言はれ、其威老中を凌いだ。久通の温厚で雅量に富んだに反し、氏倫は才略縦横で頗る圭角があつたから、「人のにくがるもの、人喰蟲と有馬兵庫頭」享保世話等非難も少くなかつた。老中は依然凡物が多かつたが、前代の遺老としては、久世重之大和守が剛直篤實で權威に屈せず、白石の失脚後も常にこれを敬重し、屢、有馬氏倫の專横を詰責して、老中を凌がんとするを抑制し、新に任せられた中では水野忠之和泉守が重之の死後享保五年權勢を得、最辛辣な方法を以て財利に努め、「無理で人を困らせるもの、生酔と水野和泉守」、「わるい物、水野和泉守と懷中

幕閣の異動

おはぐる」同上と言はれ、怨嗟の聲の甚しいため遂に罷免せられ同十、五年、松平乗邑左近將監これに代つて人心の緩和を計つた等、注意すべきであつた。綱吉時代に用ひられた松平輝貞右京大夫・酒井忠舉勘解由・林信篤・荻生徂徠等の優遇を受けて屢、政治の諮問に與つたのは、前代に對する反動であつて、室鳩巢の信任を受けたのは特例に過ぎぬ。忠舉の僖公文案、徂徠の政談、鳩巢の獻可録は當時の獻言を傳へて居る。

されば武家諸法度も白石の起草した寶永の令は廢せられて、林信篤の筆に成る天和の舊令に復し、これより永く襲用せらるることとなり、白石の改正した將軍以下の服装も再びその前に歸され、京風の殿舎や中門も悉く破毀せられた。加之白石が一代の心血を濺いで内外の分を正した朝鮮の聘禮も、吉宗は林家と議し、名を正し禮を嚴にするは遠國を懐くる道でなく、瑣々たる文辭の末を争つて隣交を破らば、東照宮和平の盛慮に背くと稱して天和の舊例に復し、朝令幕改の誹を免れむとして、享保四年の來聘に際し、宗氏をして朝鮮から復舊を請はしめた。このため朝鮮は我を侮ること甚しく、この時の信使も對馬の宗氏に朝鮮の藩臣たる禮を求めた程で海遊錄、明治初年に於ける彼の無禮の遠因も此所に端を發して居る。長崎の新令も危く覆されむとしたが、老中久世重之及び長崎奉行大岡清相前備守の反對があり、吉宗もその法制の善備を認めて、僅に存せられるを得た。

吉宗の最大の長所は、氣力旺盛で常に自ら身を以て衆を率ゐた所にあるが、勤儉尙武に於て殊にさう

文治政治の破壊

武藝奨励

であり、その點に於ては小家康たるに幾かつた。武藝は武士の本務であり、武備は幕府の基礎たるべき筈であるが、元和偃武後百年の太平と幕府の平和政策は、武藝は形式に流れ、幕府の武器さへ高閣に束ねて修理も加へられず、武事を口にするを不吉と考へる程になり、白石の武藝奨励の如きも、まだ十分の效果を見るに至らなかつた。吉宗は十六夕筒を杖の様に振廻し、猛り狂ふ大猪を一撃の下に擲り倒した程の膂力を有し、騎射・鐵砲・游泳等に長じて居たから、將軍就職以來この弊を矯めるに努め、分に應じ、人馬を養ひ、武具を備へ、武藝を勵むべきことを令し、旗本をして刀槍・銃砲・騎射・游泳等を修練せしめて、屢、自らこれを試み、武事に長ずるものを拔擢し、又全國から刀工の名あるものを召して濱御殿で新刀を鍛へしめた。此ため牢人の町道場を開くものも續出し、武藝の流行を見た。又練武の一端として狩獵を再興し、江戸五里四方を御留場として、鳥を捕へ、驚かすを禁じ、十里四方は獵師も鐵砲を禁じ、享保二年五月以來頻々と鷹狩を行ひ、鷹野公方の名を得た。鷹野の途次も常に従士の武事を試みたが、享保三年には戸田で追鳥狩を行ひ、總勢一萬、自ら指揮して進退懸引總て軍陣の法によらしめ、更に十一年下總小金原に大規模な鹿狩を行ひ、老中以下七萬の大軍で、一日に猪十二・狼一・鹿四百七十を獲、五千餘兩を費した。これ等は今日の大演習にも比すべく、初は騎射も落馬多く、隅田川を泳切るものなく、狩に出づるに水盃までした旗本も、將軍の勇壯な振舞の感化を受け

狩獵

尙武の氣風を生せしむる效果は著しかつた。唯出獵の頻繁で、その度時ならぬ時に麥や蘆を刈らせられ、遠くから鳥獸を集めて獵場に放たれるため、百姓の迷惑は甚しかつた。武藝の奨励は武家故實の再興となり、吉宗は小笠原・伊勢・山名等の故實家や、水戸・加賀等の諸大名から、これに關する古書を徵し、射禮・騎射・流鏑馬・草鹿・丸物・犬追物等の古式の復興に努めたが、犬追物だけは遂に出来なかつた。この結果伊勢貞丈・伊藤幸民等の武家故實家を輩出せしめたが、殊に貞丈平藏安齋は著述數十種・數百卷に及び、武家故實の大成者であつた。

武家故實の復興

風紀を振肅して勤儉を勵行せしむるためには、當時琉球から渡來した六諭衍義清范鍊著を荻生徂徠に訓

正風紀の矯

點せしめて出版すると共に、室鳩巢にこれを和解せしめて、六諭衍義大意と名づけ、牢人書家石川勘助に書かして刊行し、寺子屋の教科に當て、又孝行・實體なものは苗字帶刀を許し、銀を與へ等して表彰せしめた。當時の惡風として賭博・富突さみつき・取退無盡せりのきむじん等が盛で、人の射倖心を煽り、俳諧の墮落した三笠みかさ附つけし、初みの五文字を出し、次なかの七文字五文字を二十一種出が流行して「財を費し家を亡すもの數を知らず」、和歌の流、其末變じて博奕となるべしとは、住吉玉津島の神もいかで知ろしめさん獨と言はれた程であつたから、三笠附の點者・取退無盡の頭取宿・博奕の筒取は遠島、三笠附の句拾ひ・無盡の札賣は非人手下、其他これ等に關したものは家屋家財を沒收する等、嚴罰を以て掃蕩を期した。當時上方から

移つて來た心中及び隠賣女をも嚴禁し、心中は相對死と稱せしめ、死骸は取捨、一人残れば下手人、共に未遂の時は三日晒の上非人手下てかとし、これを小説・淨瑠璃・歌舞伎に演ずるを禁じ、隠賣女は新吉原に摘發を命じ、その女は入札で三年間新吉原の遊女とし、私娼宿は家屋まで破壊した。書物も好色本の類の風俗を害するものを禁じ、且一般に徳川氏及び人の祖先に關すること、猥な異説等を載するを禁じた。

然るに風俗の紊亂は旗本中にも甚しく、違犯者を續出したため、三千石以下の無役の者を取締るため享保四年小普請支配十人を置き、更に享保九年柳澤吉里甲府城主の大和郡山轉封後、不行跡な旗本御家人には甲府勤番を命ずることとした。

風俗上最力を盡したは儉約の勵行で、これは一面財政・武備にも關聯するためである。彼は自ら夏は縮帷子、冬は木綿を着、野菜に黒飯で大食するを常とし、鷹狩にも麻羽織に木綿の脚半をつけ、裾をかゞげ、帯に草鞋を挟んで出かけた程で、住居も莊麗な殿舎を破壊して廊下の一部に十年餘も居り、大奥の女中も年少で姿色あるもの五十餘人を下げて婚嫁せしめた。されば家繼の靈柩も綱吉以來の例で、刀掛・椅子・簾がつき、金銀を鏤めた莊麗なものが出來たのを取毀つて白木に改め、上野の家光の廟の焼けたのを家綱の廟に合祀して、今後新廟を營むを止め、將軍の法會の萬部讀經を千部に減じ、

旗本の取締

儉約の勵行

勅使・院使の下向をも辭した。根津神社家宣産土神の祭禮の官祭であつたを私祭とし、江戸の神田・山王の祭禮も隔年とし、京の祇園祭も山車を禁じて提灯のみとし、江戸の護持院の炎上の際も再建せずして、護國寺を護持院とし、その觀音堂を護國寺とし、奈良の興福寺の焼けたのも、朝廷から再建の内旨があり、一乘院・大乘院兩門跡も下向して依頼したが、遂に應じなかつた。

大名旗本以下も分に應じて衣服・調度・乗物・結納・婚禮の行列・饗應の馳走等まで規定し、役人も衣服の奢侈なものはその上申に答へずして自省せしめた。町人には器物・衣服に新様を造り出すを禁じ、装の奢侈なものはその上申に答へずして自省せしめた。町人には器物・衣服に新様を造り出すを禁じ、衣服の縫模様、櫛笄の金銀、破魔弓・羽子板・雛人形・端午の飾物の金銀箔、三尺以上の佛像、六道錢から盆の鬼灯まで許さず、大奥の女中や、將軍の近臣には特に華美を戒めた。

かゝる儉約令も將軍自ら率先して行つただけ多少の効果はあつたが、識者も「仰天之事而已、每事戰國之風歟、殊佛供養者一向不信之體」近衛基と嘆き、土器につき候味噲にて大臣大饗をも濟し候はんやうにこの心得「白石先生手簡と嘲り、世人は「上様をやぶさか成様に申憤」兼山麗澤秘策、前田綱紀の言この儉約令に擬して動物に對する制札、釋尊極樂への御觸、閻魔王より地獄への觸等を出して冷笑した位で、その徹底は望まれません、前代の表面的華美が更に内部に浸染する端となつたに過ぎなかつた。

吉宗は風俗匡正の一端として學問の奨勵も無視せず、湯島の聖堂では林鳳岡・人見友元等に直參と

儉約令の影響

一般の儉約令

學問の奨勵

陪臣・町人とに隔日に講義せしめ、別に高倉屋敷で木下菊潭順庵・室鳩巢・荻生觀徂徠等にも講筵を開かしめ、共に不振なため屢々その振興策を下問して居るが、鳳岡・鳩巢の強制聽講説は吉宗が賛せず、松田浩瀾崎門の將軍自ら範を示すべしとの説は實行困難であつたため、その效果の擧らなかつたことは白石の時の武藝奨励と軌を一にした。彼は牢人菅野彦兵衛佐藤直方門人の請により、土地を與へ費を給して講堂を起さしめ、又幕府でも學校を設けんと意もあつたが、これは鳩巢等の反對のため中止せられた。

財政策

吉宗の極端な經費節減も、幕府の痼疾たる財政難を恢復するに至らず、町人に對する支拂の滞るのみか、旗本御家人への切米も借越が續いて、「千はやぶる神代も聞ず春かしの夏まで取らで唯勤とは」、「旗本は今ぞ淋しき増りける御金も取らで暮すと思へば」、「淋しさに隣へ行て咄せしにづくも同じ春かしの沙汰」等怨嗟の聲が喧しかつた。この對策として、享保四年金銀に關する公事を取上げないこととし、債務者たる旗本を救はんとした。これは鎌倉幕府の徳政とその趣旨を同じくし、寛政の棄捐きえんの先驅を成すものである。大名もこれに乗じ仕拂を中止するものが多く、駕籠や馬の尻について妻子をつれた町人の嘆願する慘状は見るに忍びず、町人の間にも賣掛金の不拂が激増して商取引を不安ならしめ、武士も却て融通の困難に苦しむ結果を見た。

大名の課税

幕府の財源を増すために、老中水野忠之が種々辛辣な方法を講じたが、その一は享保七年に於ける

大名の上米あひまいであつた。即幕府の財政窮迫の状を述べ、「それに付御代々御沙汰無之事に候得共、萬石以上之面々より八木差上候様に可被仰付と思召候、左候はねば、御家人之内數百人御扶持可被召放より外は無之候故、御恥辱を不被願被仰出候」とて、高一萬石に付百石の上米を命じ、「依之在江戸半年宛御免被成候間、緩々致休足候様に被仰出候」と傳へた。大名への課税も、參觀交代制の改革も制度としては一大進歩であるが、大名の課税を恥辱と公言し、在府の短縮をその代償とした所に、實行の便のみを思ふて形式の無視を敢てすることを示し、後財政難の緩和と財政策の不評のため、共に廢止したことはその一時の糊塗策に過ぎぬことを暴露して居る。上米が在府半減の代償たる以上在役にて定府のものは上米を免せられたのは當然であるが、進んで出すものは三分の一とし、御三家も其命はなかつたが五千石獻じ、總額は五十五萬俵に及んだ。當時の切米は百萬俵未滿であつたから、上米のみでもその過半に達するが、幕府の財政難は猶去らず、町人の仕拂は三割減とし、旗本御家人の切米も勘定吟味役萩原源左衛門の強硬な反對があつたに拘らず、水野忠之・有馬氏倫等の意見で、百俵に四兩を減じて約一割三分減渡すことにした。

増税

百姓に對しても租入の増加を計り、從來大體四公六民であつたのが五公五民に達したと言はれるが、幕府の態度の征利に傾いたことは役人をして収入の増加を所謂御爲と考へしめ、收斂を事とする

開墾の奨励

風を生せしめ、百姓を痛めたことは甚しかつた。又増收の積極的政策としては開墾を奨励し、享保七年以來令して、開墾の候補地の申出を命じ、且官費を要せざる開墾は上申を俟たず許可せしめた。上總の東金、下總の佐倉・小金の開墾、越後の紫雲寺瀉の干拓を初め、各地の山野藪澤の美田と化した所は枚擧に暇なく、武藏野の如きも當時の開墾によつて出来た村が頗る多い。特殊な産業の開発にも努め、享保三年薩摩の町人丸屋治兵衛に蠟の原料たる櫛を吹上・御殿山に試植せしめた後、これを諸國に弘め、同十三年に江戸の町人喜兵衛等の上申により唐胡麻を關八州に栽培せしめて、蠟燭及び燈油の油を取る用に供せしめ、同十二年には薩摩の落合孫左衛門をして甘庶の栽培を吹上で試みしめ、深見有隣等をして製糖法を調査せしめて砂糖の製造を起し、同二十年には青木昆陽の建議により蕃薯を吹上に試植した後、各地に栽培せしめ、林信龍に薩摩芋功能書を書いて開板せしめた。蕃薯は支那から琉球を経て薩摩に入つたが、水旱にも堪へて飢饉の際の代用食たるため、石見代官井戸平左衛門は管内に試みて功あり、本草學者松岡玄達も蕃薯録を著して居るが、昆陽の建議によりて天下に行はれたため、昆陽を甘藷先生と呼ぶに至つた。薬も輸入品であるため丹羽正伯等をして諸國に採薬せしめ、下總小金に三十萬坪の地を給して藥草を栽培せしめた。薬品中最貴まれた朝鮮人蔘が極めて高價なため、對馬の宗氏をしてその株を取寄せしめ、六株を得て吹上の庭に試植した後、京都・駿河等に移植せ

産業の奨励

しめ、元文三年から江戸で和人蔘として賣らしめた。染物の如きも享保十四年吹上に染殿を設け、呉服師後藤縫殿助をして延喜式に見ゆる古代の染法を試みさせ、式内染鑑を造つた。されば幕府の奨励に刺激せられ、各地の特産品のこの頃に起つたものも夥しかつた。

かくて幕府の極端な節約と増税とは相俟つて財政難を切抜けしめ、享保十五年には米三萬石、金十數萬兩の餘剰を見るに至つたが、その犠牲となつた大名以下百姓・町人の疾苦は甚しく、勝手方老中たる水野忠之に對する怨聲は日に甚しくなつたから、享保十四年末に金銀に關する公事を復活し、翌年四月大名の上米を止めて、參觀交代を舊制に復し、六月忠之の老中を免じて、松平乗邑を勝手方老中たらしめて、財政策の改善に當らしめた。

この時焦眉の急は物價殊に米價の調節である。正徳以來金銀の復舊はその數を減じた上、開墾の流行と豊年の續いたため米價の暴落甚しく、然も諸物價はこれに伴はぬため、米によつて生活する武士百姓は生計に窮するに至つた。幕府は享保八年から米價の吊上と諸物價の引下に努め、或は米穀で造るものは勿論、その他も手間賃は飯米を元とするものだからとて、米價に準すべきを令し、或は從來禁じて居た米の延賣買を默許し、大名には大坂への廻米を半減せしめ、米會所を設けて江戸・大坂で米の買占を行はしめ等したがその效なく、享保十五年に諸藩に札遣を許したことも、却つて正金銀を得

財政策の一變

米價の下落と調節

るため大坂への廻米を増さしめて、一層下落を甚しからしめ、正徳の頃百俵三十八兩位であつた米が十八九兩に達した。さればこの年遂に幕府は江戸・大坂等に米の延賣買期米、當時榎合相、場又は旗商といふを公許し、自ら糶で六十萬石を貯藏して大名にもこれを奨勵し、旗本には五百石以下に拜借金五百石三十兩、四百石以上二十五兩等を許し、十六年十月には前田家から十萬兩借りて買米の資とし、二十萬石以上の大名及び大坂の富豪百三十餘人にも買米を命じたが、大坂の町人は容易に應じなかつたから、これを大坂三郷に賦課した。

享保十七年の飢饉
然るに享保十七年には旱魃と蝗蟲のため、四國・九州を主とし、殆全國の大凶作で、飢民の數大名領百九十七萬、天領・旗本領六十七萬、餓死者一萬七千人に達し、江戸では高間傳兵衛がこれに乗じて米の買占をやつたため翌年正月二千餘人の暴民蜂起してその家を打毀した。幕府は從來の貯藏を傾けて飢民の救済に努め、大名旗本にも高に應じて賑救の資を貸與し三十萬石以上二萬、三百石七十兩、民間の救民事跡を調査して仁風一覽を造つた。このため十八年春には百俵百十兩に暴騰したが、その後再び豊作續いて下落が甚しかつたから二十年には遂に米價公定策を取り江戸は金一兩に米一石四斗、大坂は米一石銀四十二匁以上に買ふことを命じ、これより安く買へば一石に銀十匁の運上を課することとしたが、かゝる不自然な方法は却て滯貨を増し、財界の安定を得らるべくもなかつたから、遂に翌元文元年五月再び貨幣の改悪を斷行して、米價の公定を廢した。

米價公定策

元文の改鑄

これより先き吉宗は白石の金銀を慶長の舊に復する策を繼承し、享保十年からは從來手のつかなくなつた大判まで復舊するに至つたが、これによる通用金銀の大縮少は財界の不況を惹起した上、物價の變動に最敏感な米を第一に暴落せしめ、且錢の鑄造が需要に應じないため、錢價は却て騰貴し、米を金に換へ、金を錢に換へて生活する武士階級を最苦しめた。荻生徂徠は政談に於て金銀の質の良否は兩替屋の考で、通用價値は寧ろ錢との關係によつて決する故、新金の元祿金の半分、新銀の四寶字銀の三分の一に數を減じたのは無意味で、その質を下して數を増すも錢さへ増せばその價値の下落を防ぎ得るを論じ、太宰春臺も經濟錄の中にこの説を祖述し、且士人は錢の賤きを利とし、商賈は錢の貴きを利とすとて錢の増鑄を説き、大坂の兩替屋も幕府の米價暴落の防止策の諮詢に對して、金銀を元祿寶永に復すべきを説いた。このため幕府は世上金銀不足して通用不自由であるを名として元文元年改鑄を斷行し、金は一兩三・四七匁、金位六五三、銀は位付四六〇で、質は元祿金銀より遙に劣り、金の量は乾字金以下で、質と量との悪化を兼ね行つた。その通用には金は百兩に六十五兩、銀は十貫に五貫の増歩を附せしめたが、債務の償却にはこれを採用せざることをして債務者たる武士の救済に利用した。錢は銅錢及び鑄錢鐵で、本所・深川・鳥羽山を初の、全國到る所で鑄造せしめ、その原料として南部の出銅を御用銅とした外、大坂に銅座を設けて全國の出銅を一手に買入れしめた。この結果諸

足高の制

物價に先立つて米價の暴騰を見、一時武士を救つたが、程なくして諸物價の騰貴を來たし、財界は活氣を呈して、田沼時代の放漫な財政の階梯を成した。

制度の改革として注意すべき一つは足高たしだかの制で、寛文以來幕府の役人には役料の制が出来たが、世祿に高下があつて人才登用の範圍が限られるから、吉宗は酒井忠舉の官職と祿と相應せしむべき説、前田家の小身に大任を負はする時は役に應じ一定の祿に達するまで役料を給する制度、及び室鳩巢の新知加増は一代限り、役料は在役中とすべき説等を聞き、享保八年諸役相應の高を定め、それより小身のもの是在役中不足だけ足高することとしたのである。五千石、御側衆・留守居・大番頭、四千石、兩番頭、三千石、町奉行・勘定奉行・大目附・小普請支配、二千石、西丸留守居・新番頭、千石、目附・徒頭・小十人頭等、その例である。

司法制度の改善も特に吉宗の意を致した所で、これを助けて最功の多かつたは大岡忠相たすけ忠左衛門越前守であつた。忠相は正徳二年山田奉行となり、從來紀州家を憚つて奉行の決し得なかつた天領と紀州領の百姓間の争を決して紀州領の百姓を罰したことが、紀州侯たりし吉宗に認められ、享保二年普請奉行から江戸町奉行に拔擢せられ、これより在職二十年に及び、その裁決は義理明白で權威に屈せず、裁斷情に叶ひ、大岡裁さばきの名を博した。元文元年多年の功により寺社奉行に進み萬石の列に加へられた。この

司法制度の改善

間彼は吉宗の司法制度の改善を助け、享保六年には戰國割據時代の遺法たる追放を減じて、科料を以て代へることとし、又一族五人組等罪を知らざるもの、連座を制限し、武士以外は主殺・親殺等の子は上裁を請ひ、その他は一切連座せしめないこととし、翌七年には當時笞打竹笞にて百五六十敲く・石抱算盤板の上に座の石を十枚まで載す・海老責えびせめとなく、り合せてなく、釣責手首を細引でく等の拷問が行はれ、その苦痛のため無實の罪に服するものも少くなかつたから、殺人・放火・盜賊・關所破やぶり・謀書謀判等の重罪で、證據十分な場合の外は拷問を廢した。これ等は共に全廢するには至らなかつたが、かく大制限を加へたことは刑法史上の一大進歩に外ならぬ。

刑法の制定

これと共に吉宗は和漢の律を室鳩巢・荻生徂徠等に訓釋せしめて、刑法制定の準備をし、元文元年老中松平乗邑を總奉行とし、寺社奉行大岡忠相以下三奉行をして、從來の判決例を調査して成文律を編成せしめ、寛保二年公事方定書百三ヶ條俗に御定書百ヶ條といふの制定を見た。これは奉行の外他見を禁せられ、公布を見なかつたが、その規定によれば、訴訟は内濟を主とし、その調はない時奉行所に訴へしめ、寺社・寺社領・關八州以外の私領及び寺社領から江戸府内に係るものは寺社奉行、江戸町中・府内の寺社領及び寺社門前地境内から府内へ係るものは町奉行、全國の公領・關八州の私領及び關八州以外の公領から府内へ係るものは勘定奉行、山城・大和・近江・丹波は京都町奉行、和泉・河内・攝津・播磨は大坂

刑の種類

町奉行の支配であり、公領と私領との間、管轄の相違の際、重き身分に關する時等は評定所で裁くのである。刑の種類は頗る複雑で死刑に磔淺草か品川で、長二間五寸角の木に括り、左右より槍に、三日後取捨・獄門牢内で首を切り、前同所で捨札をつけ臺の上・火罪二間五寸角の木に括り、薪にて焼殺す、場所同前・斬罪前同所で、首を切る・死罪牢内で首を切る・下手人物せむしめし等の別があり、追放に遠島江戸からは伊豆七島、京坂西國、關八州・畿内・肥前・東海道、關八州が武藏・下野、輕追放は江戸十里四方・京坂、以上何れも更に住居の國を加へる・江戸十里四方追放日本橋より、四方へ五里・江戸拂内所拂町、在村等があり、その他敲・入墨・戸・手鎖・押込こめ・過料ひにんてか・非人手下等があつた。又附加刑と見るべきものに鋸挽兩肩に切目をつけ、竹鋸に、二日間望む者に挽かす・引廻引廻・晒闕所・闕所財・收等あり、武士には改易・閉門門窓、ひっそり、夜、遠慮、夜中出入・遠慮くもり開き等、僧侶には追院ついでん・退院退院・一宗一宗・一派構等の潤刑もあつた。刑の量定について倫常に戻り、治安を害するものを、最重罪に擬し、幕府に對する謀計・主殺・親殺・關所破は人相書を廻して犯人を尋ね、判決前に死ねば鹽漬にして保存し、主殺は二日晒・一日引廻・鋸引之上磔、親殺は引廻之上磔、關所破は磔で、主親は手負はせただけでも磔であるが、子弟妹甥姪等は短慮で殺しても遠島であつた。其他贖金を造つたものは引廻之上磔、放火は火罪、秤樹の贖造・殺人強盜・貫子殺は引廻之上獄門であつたが、姦夫姦婦を殺した夫、無禮な雜言をした平民を殺した武士は、共に「吟味之上無紛に於ては無構」であり、逆罪・殺人・放火・強盜等の重罪の外は十二ヶ月以上の舊惡は咎めぬ時效の制もあつた。幕府の刑法はこの後明和四年の科條類

刑の量定

典、寛政二年の寛政律等によつて益々整備することとなつた。

目安箱

吉宗は他人に事を任せ得る人ではなかつたが、他人の意見を求めて自己の考慮に資することは意らず、屢々學者に政治を諮問したのみならず、更に下民の聲をも聞かんとして目安箱めやすばこの制を設けた。享保六年から評定所に月に三度二日・十一日・二十一日、日朝から午まで箱を出して、政務に關する心付、役人の私曲及び訴訟の延滞等を投書せしめることとし、私利・私怨・不確なこと、及び訴へずして直に投書するを禁じ、投書人は宿所氏名を明記せしめ、これを鑑のまゝ將軍の前に運んで開封することとした。これより翌七年には京都町奉行所に、十二年には大坂町奉行所に、寶曆三年には長崎奉行所に目安箱を設けた。當時の投書中政務に關するもので注意すべきは、牢人山下幸内の幕政の批判、同伊賀蜂郎次ひがはちの火除地ひよけち・瓦葺漢文三冊による防火策、町醫小川笙船の施療院設立、ある牢人の東金の開墾、小梅村百姓の代官民治の意見漢文三冊等で、共に將軍の賞賜する所となり、養生所は享保七年小石川の薬園に設けられ、極貧又は看護人なき獨身の病人を收容し、小川笙船をその肝煎とし、五人の醫者を置いた。山下幸内は越後流の兵學者で、吉宗の政治に對し、「衆人奉譽候品」とて、紀州より従つて來たものを過分に加増せず、法外の物入を止め、賄賂輕薄を嫌ひ、旗本御家人の金銀で家督を譲るを禁じ、武備を奨励する等九ヶ條を擧げ、次いで「衆人奉譽品」とて、金銀公事を取上げず、切米を金にて渡し、狩が頻繁で百姓を苦しめ、神佛

を疎にし、金銀の融通を悪くする等七ヶ條を記し、吉宗を以て武門大道の修行未熟とし、收斂を事として人心を失ふは武門の小乘に過ぎず、かゝることを諫める役人のないは誠ある人を好まれぬからであること切言した。吉宗はその直言に感じて白銀三枚を與へ、三奉行以下に上書を示してその戒とし、後松平定信は輔佐の時これを老中に廻覽して意見を求めた程で、これについて幸内に面會を求めもの多く、門前の車馬市を成すを厭ふて幸内は轉居したといふ。

江戸は風が強い上、町並が亂雑で家屋が粗末なため、大火が多く、吉宗の就職後も享保二年正月の大火は幅十六町、長さ一里二十九町を焼き、享保六年は三月までに六度の大火があつて幅一町積にして八十九里十三町、武家邸七千四百十五、寺社五百六十、陪臣及び町家十三萬三千七百二十を焼亡した程で、吉宗も防火に注意したが、酒井忠舉の建議、伊賀蜂郎次の上書もあつたから、大岡忠相と計つて防火制度を整へた。即ち家屋の構造に茅葺・板葺を禁じて瓦葺・蠣殻葺に改めしめ、再築の分は土藏造を奨励し、護持院跡や柳原河岸を明地として火除地に當て、放火の取締を嚴にして、その常習者たる非人二百餘人を西國に送り、且享保三年以來町人の火消を設け、十五年に十番四十八組としひを除き、百千萬とし、本組を加ふ、元文三年更に本所深川に南中北十六組を増設し、纏を印として互に意氣を競はしめた。

防火制度

人別改

全國人口の調査も享保六年諸國に命じて領分限に石高及び新田の段別と共に百姓・町人・僧尼・社人等の數を勘定所に届出でしめたに初まる。次いで享保十一年に郡毎に記して出さしめ、爾後子午の年に行はることとなつた。但この中には前の記録によつたものもあり、武士・武家奉公人及び十五歳以下の子供は入つて居ないが普通だから國民の全數とは言へないが、その總計の例を左に舉げて置く。

享保七年	二六〇六、五四二五人	同	十七年	二六九二、一八一六人
同	十一年	二六五四、八九九八人	弘化三年	二六九〇、七六二五人

吉宗の次子宗武は文武に秀でた英才であり、三男宗尹むねたか亦凡庸でなかつたに反し、長子家重は酒色に耽り、猿樂に溺れ、文武を顧みず、遊宴を事とする不肖兒であつたが、吉宗は長幼の序を重んじて家重を嗣とし、二弟は城中に置いて田安・一橋と稱せしめ、家老以下幕府から命じて、繼嗣の絶えた時に備へた。家重亦これに倣ひ、次子重好を清水と稱せしめたから、併せて御三卿と呼ばれた。

家重の嗣立を危み、宗武を推さんとしたものも少くなかつたらしく、延享二年家重が三十五歳で將軍に任ずると共に、十五年間老中の職にあつて剛毅・廉潔・聰明な好宰相と謂はれた松平乗邑が職を免じ、新加恩地一萬石と邸を沒收せられ、同時に田安宗武の登城を止められたは、乗邑が宗武擁立に傾いて居たためと思はれる。これから吉宗は大御所として後見すること六年で寶曆元年に薨じたが六十、八十

家重と御三卿

家重時代

家重はこの頃口が吃つて上意を傳へるを得ず、御側御用取次大岡忠光出雲守のみ、よくこれを察したため、自ら威權幕閣を傾け、この年大名に列して若年寄を兼ね、翌年側用人に進み、岩槻二萬石の城主となつた。このため老中さへ忠光に音物を贈る有様で、賄賂・饗應・請託も盛に行はれ、綱紀紊亂して、金森騒動には若年寄・勘定奉行・大目附の收賄のため處罰せられるあり、無盡のため改易せられた勘定吟味役もあつた。されば治績は擧らず、失費は増して財政の窮迫を見、寶曆五年には勘定方の取計緩漫に歸し、今後は諸役向の豫算を定めてこれに従はしめることとした。かくて寶曆十年大岡忠光の病免と共に、家重も五十の賀を機會に長子家治に將軍職を讓つた翌十一年薨。

家治の就職

家治は幼少から聰明濶達で文武に勵み、吉宗の囑望した所であつたが、長じて疴癢が強く、老中と對談するを厭ひ、氣に入つた御側衆の取次によることにしたため、松平武元左近將監の如き謹厚精勵な人が久しく老中上座であつたに拘らず、その威令行はれず、殊に彼の死後安永八年は全く田沼意次の專權に歸した。意次主殿頭の父意行衛門は紀州から吉宗に従つて來て六百石を領したが、意次は家重の小姓となり、御側衆に進んで、萬石の列に入り、家治になり明和四年側用人に進み、遠州相良に新城を築き、老中格を経て安永元年老中となり、所領五萬七千石に及んだ。その子意知山城守も天明三年若年寄となつて父子相並び、側用人水野忠友意次の子を養子にし、七千石から沼津三萬石の城主に至る・勘定奉行河井久敬越前守・赤井忠晶越前守・松本秀

田沼意次の專權

持伊豆等を股肱とし、巧に大奥に取り入り、將軍の明を擁蔽して、政權を私し、諸役人は彼の鼻息を覗ひ、諸大名も毎朝彼の家に伺候して一顧を得るを榮とし、彼の公用人さへ若年寄・三奉行等を願使する程であつた。

紀綱の紊亂

されば役人の紀綱は全く紊れ、賄賂・請託・饗應等未曾有の盛行を見、大名・旗本の役付も官位の昇任もこれによるもの多く、近年最少きものとして、「御上洛・社參・鹿狩・敵討、金を使はずなつた役人」とまて言はれ、田沼意次は命にも換へ難き金銀を贈つて役付を願ふは上への忠の印で、志の深淺は音信の多少に知らるゝといひ、又一日政務に心を勞するも歸郎して諸家の音物の夥しきを見れば勞苦も忘れると言つたとの噂さへ傳へられ江都聞見集、長崎奉行は二千兩、目附は千兩位を要したといふ。彼が岩石菫を好むと傳はると座敷二間が忽ち岩石菫に埋まり、池に鯉を放つと好いと言へば、一日に溢れる程贈られたといひ、彼の七つ目の生年から七つ目の千支に當たるも、午であるため、馬に關した道具が十倍に騰貴し、彼の紋の七曜の模様ある品が日本で高く賣れるとオランダ人にまで噂せられた。彼の下にある役人がこれに倣つて賄賂取に耽つたのは言ふまでもなく、殊に勘定方は政商・山師連と結托して不正を働くものが多く、代官や與力・同心も百姓・町人からの收賄を役徳と心得るに至つた。役人の間でも新參のものは同役を招いて贅を極めた饗應し、且つその宅を訪問して面會の上挨拶するを要し、その費用と

武士の墮落

手数は新参者の大苦痛であつたといふ。

藏宿と座頭金

武士階級も文武の教養を忘れ、遊蕩無頼の徒と化するもの多く、旗本の三味線を弄び、淨瑠璃を語り、素人狂言を演ずるもの少からず、同役の寄合にも女藝者を招いて藝者寄合とし、吉原の遊客も武士七分に町人三分と言はれた位で、交代寄合の旗本で遊女と心中するものもあれば藤枝外記、四千、大藩の家老で廓中で藩政を見たものもあつた夜話甲子。このため家計の窮迫は言ふまでもなく、地方取は百姓を誅求し、藏米取は藏宿の借越が嵩み、高利な座頭金を借りて苦しむものも多かつた。藏宿は旗本・御家人の藏米請取の代辨人で、享保九年百九人の株として幕府の公認を得、百俵に金一分の札差料を取つたが、この藏米を引當にして旗本・御家人へ高利な金を貸し、不正を行ふものが少くなかつたから、安永六年三十餘人の處罰を見た。座頭金は仲間の資金と稱して二割五分天引、三月限の高利の上、證文の書替には二月分の利を取り、返済の出来ぬ時は大勢の仲間が押掛けて喧争を極めたもので、幕府もその不法を屢、戒しめたが行はれず、安永七年には鳥山檢校以下十人の檢校・勾當の家財を没収して追放した程であつた。されば一般社會の奢侈淫靡に向ひ、安逸遊惰に流れたことは自然で、衣服の如きも流行の變化甚しく、前代の如く豪華な色彩よりも、表は目立たぬ縞物にして、裏に莫大な金を投ずる様になり、女髪結も安永の末頃から初まり、髪形に新様を競つた。茶屋・女藝者も到る所に生じ

風俗の頹廢

たが、殊に大橋下を埋め立てた中洲なかすは夏の遊樂の中心となり、吉原の三名物たる春の夜櫻・夏の燈籠・秋の俄も此頃から盛になり、安永の火災に淺草・兩國に許された假宅かりたくは一層人氣を集めた。遊興も元祿の豪快は見られず、遊女も張を失ひ、客も服装・言語・動作に一種の型を生じ、それに適ふを通人と稱し、藏宿の札差大口屋曉雨等十八人が、十八大通とて喧傳せられた國學者村田春海、蘭學者桂川甫周もその中である。一層盛んで、江戸中に四十餘ヶ所に及び、幕府は上納會所を設けて、これに運上を課した。「近年最も多きもの、つぶれ武士・乞食旗本・火事・火盜・金貸座頭・分散の家」、「世にあはぬ武藝・學問・御番衆・ただ慰懃に律義なる人、世にあふは道樂者に驕り者、ころび藝者に山師運上」等の落首は、當代の暗黒面の縮圖である。

經費節約

田沼時代の施設中最見るべきは財政策で、吉宗以來の興利主義を更に積極的に發展せしめた。明和元年に經費の節約を命じて、役所の消耗品も品物で渡さず、一定の金を給することとし、明和八年には前年の大早魘のため向五年間の特別の儉約を令し、老中以下の食事も湯漬として酒をも止め、疊の切損じをも仕換へないこととし、「是やこの酒も料理も減らされて、へるもへらぬも御湯漬の腹」、「見渡せば酒も肴もなかりけり、裏店めきし秋の夕暮」との嘆聲を發せしめたが、天明三年にも更に向七年の特別儉約令を布き、寶曆の豫算を二割八分減じた。

貨幣に就いては明和二年五匁銀を鑄て、重量を一定し、更に同四年金銀の比價に關せず、金一分に五匁銀三個、金一兩に五匁銀十二個に通用せしむることを令し、從來銀の計量通用であつたのを計數通用とし、金の補助貨たらしめた。次いで、安永元年には五匁銀を止めて南鐮二朱判を鑄、その表に「以南鐮八片換小判一兩」と明記して、この趣旨を一層明にした。五匁銀は文字銀と同質であつたが、南鐮二朱判は重量二匁五分、銀位九七七で、一兩中の純銀二十一匁二分に過ぎず、慶長銀より約五割、文字銀・五匁銀より約二割を減じて居た。されば初は一般に喜ばれず、百兩に二十四五匁の増歩を附したが、後には一分金より取扱に便のため、盛に流通するに至つた。錢も明和五年眞鍮の寛永通寶を鑄、裏に青海波を附し、四文に通用せしめた。

金銀産出の減少は、金銀鑄造の地金の缺乏に苦しむこと久しかつたが、田沼意次はこれを外國から輸入せんとした。寶曆十三年唐商の鑄錢の料として銅の輸出を請ふたに應じ、二十年間年々銅三十萬斤を輸出し、これに對し銀三百貫目を輸入することを約し、天明二年これを終つた後、更に二十年間に銀三百三十貫宛を銅に代へるを約したが、この外にも當時唐商の安南金・西藏金・我古金銀及び金銀箔を輸入し、蘭人の銀錢を舶載したのも少くなかつた。寛政二年松平定信は我銅の産出の少いのを理由に唐商との契約を中止したが、この間に輸入せられた金銀は、我古金銀及び金銀箔を別として、金

三百五十一貫五百三十七匁餘、銀八千八百五十二貫九百八十八匁餘に達して居り、この風潮の繼續として天保までに輸入せられた總額は金千四百十九貫五百三十六匁、銀一萬三千七百六十八貫五百五十六匁に及んで居る。この代償たる銅の産出を増すため、寶曆十三年銅山の採掘を奨勵し、大名・代官にも銅山の調査を命じ、明和三年には大坂に銅座を設けて銅を專買せしめた。併し銅の産出は容易に増さぬため、幕府は倭物即煎海鼠・乾鮑・鱧鱒等を以てこれに代へる策を取り、初は銅七分・倭物三分であつたが、後には倭物を主とし、その産額を増すため一切の運上を廢し、幕府への獻上物をも止めて、長崎へ廻さしめた。

銅の專買に續いて、龍腦明和五年・鐵・眞鍮安永九年等の座を設けて、專賣制を取り、問屋の株をも定めて、共に冥加金を取つた。大坂二十四組問屋が一組百兩、飛脚問屋が五十兩、質屋を二千戸に限つて一戸銀二匁五分とした如きその一例に過ぎぬ。油・酒・醬油にも運上を課し、上州武州の絹類にも十ヶ所に改所を設けて絹一疋に銀二分五厘、糸百匁に銀一分、眞綿一貫目に銀五分の運上を課した。併し後者はこのため江戸の商人が買出を手控した結果、五十三ヶ村の百姓が蜂起し、三千餘人高崎城城主老中松平輝高に押寄せて改所の撤廢を求め、遂に幕府をしてこれを中止せしめた。

大名貸町人の大名への金貸は最巨利を得易いが、屢、所謂御斷返金謝絶のため富豪の破産したのも多かつたから、

幕府は天明五年自らその仲介をなし、大坂の富豪に出金せしめて、大名の藏入を引當に七朱の利で貸付け、幕府が一朱の利鞘を得る融通金を企てた。これは大名も融通がつき、町人も御斷の危険がなく、幕府も利益を得る三徳と考へられたが、町人は幕府から返金せられざる時を慮つて、これに應じなかつたから成立しなかつた。このため翌六年全國の寺社・山伏は金十五兩上の分、以下、それに準ずる、百姓は持高百石に銀二十五匁、町人は間口一間に銀三匁宛の割で、五年間出金せしめ、これを七朱の利で大名に貸し付け、貸金會所の雜用を引いた外は、出金者に與へることを令した。これ等は多くの人から資金を集めて運轉する銀行業に當たるが、不幸にしてこの年六月關東の大洪水で、出金が困難であつたため、實行を中止した。

開墾

開墾の奨励も前代の策を繼承したが、殊に大規模なものは下總印旛沼・手賀沼の干拓で、江戸・大坂の富豪の出資と地元百姓の勞作によつて工事を初め、平戸から檢見川へ運河を掘つて水を落し、數萬頃の新田を得て、金主八分、百姓二分に分配する筈であつた。幕府は勘定方を遣して工事を督し、頗る進捗を見たが、不幸にして天明六年の大洪水のため堤が潰れて川も田も一面の海と化し、續いて田沼が没落して成功を見なかつた。開發の最重大な意義あるは所謂蝦夷御開國開拓の意であつた。蝦夷開發策は元祿頃から幕府又は松前氏に上申するものがあつたが、この頃はロシアの南下のため一層その必

蝦夷開拓策

要を強めた。ロシアがシベリア經營に成功し、千島・樺太に迫つて來て居るを説いて幕府の注意を促した最初は、明和八年のオランダ商館長フェイトの風説書であるが、天明元年彼は更に甲比丹チングと共にロシアの漂流民によつて日本語を學び、日本侵略の遠謀を廻らして居ることを上申した。更に天明三年仙臺の藩醫工藤球卿は赤蝦夷風俗考を著して、ロシアの南下の状況を説き、捨て置けば蝦夷も彼の下知に従ふから、要塞を築いて防備を嚴にし、蝦夷地で貿易を開いて、その利潤を開發の資とすべきを説いた。勘定奉行松本秀持はこの説を聞き、田沼意次に上申した上、先づ勘定方數十人を蝦夷地に遣して事情を調査せしめた結果、貿易の開始は長崎の衰微ともなり、金銀流出の惧もあれば賛し難いが、蝦夷地は周圍七百里、平均長百五十里・横五十里あるから北海道面積凡六千方里に比し、その千五百方里多く見積つて居る、十分一開發するとして新田百十六萬餘町歩・高五百八十三萬餘石を得べく、彼地が開ければ商人も入込み、人口も増し、異國人の取締も出來、奥羽も中國同然にならうとの案を立てた。開拓には穢多彈左衛門に勸め支配下を率ゐて移住せしめんとし、彈左衛門は自己の支配下十二ヶ國三萬三千人中から七千人を選び、更に全國の穢多非人二十三萬人中から六萬三千人を加へ、七萬人を率ゐて赴かんとした。田沼意次もこの策を納れ、天明六年更に吏を派してこれが調査を進めたが、程なくして彼の失脚のため、實行中止となつた。かくの如く成功を見るに至らなかつたとはいへ、日本に於ては神代以來未曾

有の草創にして、夷域開拓のもとひ、無窮の大業を開れし朝比奈如有子功は没し難い。

天災

されば田沼意次の政治は利弊相伴つたが、その長所も彼の私利私益のためとせられ、當時天變地異の多かつたことまで、支那思想により悪政の結果とせられて、全く人心を失ふに至つた。寶曆十年江戸に五十年來の大火があり、明和七・八年は旱魃が續いた上、九年春には更に江戸は明暦以來の大火があり目黒行人、坂出火、秋は關東・奥羽・東海道から九州に亙り暴風雨に襲はれ、遂に安永と改元せられたが、「年號は安く永しとかはれども、諸色高直今に明和九(迷惑)」の嘆を免れず、翌春の疫病には江戸のみで四月の間に十九萬の葬式を出した。安永六年から火山の活動が盛になり、此年から七年八年に亙り伊豆の三原山の大噴火があり、八年には大隅の櫻島が爆發して萬餘の死者を出し、天明三年には信州の淺間山の大爆發を生じ、大茶碗から手桶位までの石が飛び來り、一貫目の鐵砲を亂撃する様な響で、幅七八里・長二十五里、百數十ヶ村は噴出物に蔽はれる大慘事を演じた。この他風水害・地震に凶作つづいた上、更に天明六年には關東は江戸開府以來の大洪水に見舞はれた。されば天明三年以來米價暴騰して奥羽を始め全國に悲惨な飢饉を生じ、それと共に百姓・町人の一揆も續出した。

意知の刺殺

天明四年若年寄田沼意知は城中で新番組佐野善左衛門言に斬られ、重傷のため落命し六歳、善左衛門は亂心として切腹を命せられた。之は意知が佐野系圖と七曜の旗を借りて、自ら佐野の嫡流と言ひな

して返さず、善左衛門が役付を願つて公用人に六百二十兩贈つたが効なく、川狩の際の功をも意知が遮つて言上しなかつた怨によるが、田沼父子の權勢を悪んで居た人民は、これを痛快とし、天に代つて誅伐を加へたものと解して、田沼の罪狀十七ヶ條を擧げた斬奸狀まで出來、これが影響して米が下つたため、淺草徳本寺の佐野の墓へは世直大明神の旗を立て、參詣に來るものが多く、町奉行から吏を派して止めた程で、「山城の白のお小袖血に染めて赤年寄と人はいふなる」等の落首や、「金をとるならいふ事聞きやれザンザ、いたひ思ひで恥をかき、田沼が袖から血はざんざ、ヨイ氣味じやにへ」等の俗謠の盛行を見た。意知は親を辱しめぬ才物で、新政の彼による所も少くなく、長崎奉行を通じて西洋式造船をオランダに依頼したと傳へられるから、意次に取つてはその非業の最期は、片腕を削がれたものであると共に、一抹の暗影をその運命に投せられた感を免れなかつた。

家治の死

意次の失脚

將軍家治の子家基は賢明の聞え高かつたが、安永八年狩獵中病を發して頓死したため、意次は弟意誠の能登守の家老たる一橋家の家齊を嗣に定め、擁立の功を負うて、更に勢力を固めんとした。然るに天明六年八月家治の病氣になつた際、彼は町醫二人を奥醫者として調劑に當たらしめたが、其效なくして將軍が薨去した五十歳故、彼は面目を失ひ、喪を祕して謹慎し、大奥の人望も俄然として失墜した。尾張宗睦・紀伊治貞・水戸治保の御三家は前將軍の遺命によりて家齊の後見となり、先づ貸金會所・鑛山調

查・印旛沼干拓等を止め、意次の老中を免じた後喪を發し、次いで意次の所領二萬石と大坂の藏屋敷を沒收し、その股肱であつた勘定奉行赤井忠晶・松本秀持の職を免じた。更に翌年松平定信が老中となつた後、意次は閉門の上領地を沒收せられ、相良城は破壊せられその子龍助陸奥一萬石封與、赤井・松本の二人も所領を減じて逼塞を命せられ、彼の政策も悉く破壊せられた。

吉宗が中興の英主として、後世名君賢相の範とせられたに反し、田沼意次は江戸時代を通じても最悪評の甚しい政治家であつた。吉宗が勤儉尙武を勵行し、法制を整頓して、武士の氣風を引立て、社會の風紀を肅正したに反し、意次が文武を顧ず、賄賂を貪り、奢侈に耽り、紀綱風俗を潰亂したことは、兩者の著しい對照であり、世評の分れる一因であつたが、更に意次が一代の成上者であり、天變地妖の頻出に遭遇したことも、一層その惡聲を大ならしめた所以であつた。而して兩者に共通した所は財利を主としたことで、唯意次の方が一層大膽であり、積極的であつたに過ぎず、幕府の財政は享保・寛政よりも田沼時代の方が豊であつた。さればこれに伴ふ短所も相同しく、朝廷・大名・人民の幕府に對する態度の惡化、武士の氣風の卑くなつたこと等、その著例である。

吉宗の長所を範として政治の改革を試みた人々中、最著名なのは、細川重賢・上杉治憲・松平定信・水野忠邦等であるが、定信・忠邦は後に譲り第四十九章參照、他の二人の事蹟を略敘する。重賢銀臺公は熊本城主細川

享保時代
と田沼時代

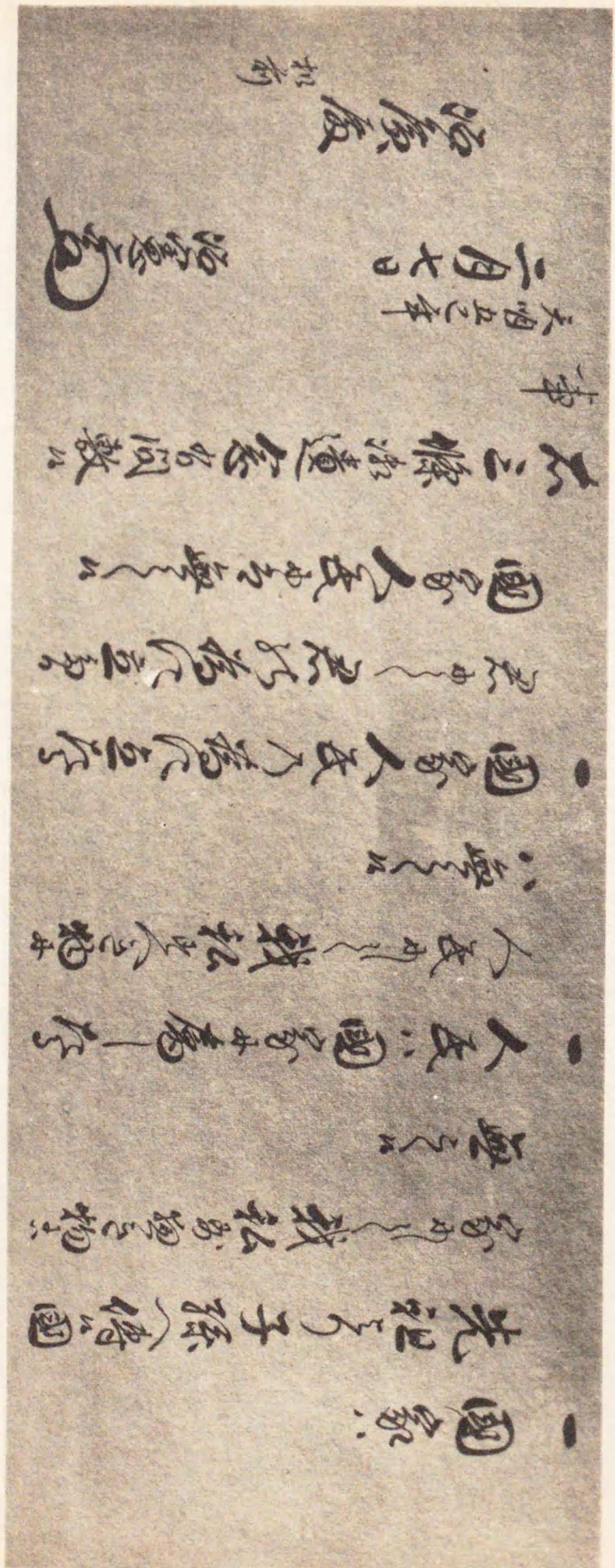
吉宗の好
影響
細川重賢

宣紀越中守の次男に生れたが、兄宗孝が江戸城中で人違のため刺殺された結果、延享四年その後を繼ぎ、それより三十八年五十四萬石の藩主として治績天下に喧傳した。天明五、年歿彼は堀勝名平太左衛門の偉材を認めて重用し初五百石小姓頭、後三千五百石家老、所謂寶曆の改革を斷行して、財政の整理、文武の奨励、風俗の匡正を計つた。細川家の財政窮迫は久しく、大名貸の鬼門とせられた程で、大坂の藏元たる鴻池氏も遂にこれに辭するに至つたが、重賢は儉約を勵行して身分により衣服以下の制を定め、自ら綿衣粗食朝茶漬・香物・夕一汁一菜、夜吸物、肴・酒・香物・焼味噌、成趣園の別邸を破壊し、居室の壁や疊の縁に濫紙を用ひ、容易に修繕を許さなかつた。祿制を改めて慶安二年以前の知行の外は、家督相續の際人物によつて祿を減じ、人才登用の資に供し、税法の冬夏分納を冬のみとし、一部を糶で納めしめて備荒儲蓄に當てた。産業として桑・櫨・楮の栽培を奨励して、養蠶や蠟・紙の製造を藩の有力な財源たらしめた。新に時習館を設け、秋山玉山を教授として、藩士の子弟及び平民の篤學なるものに文武を修練せしめ、屢、自ら臨んで生徒を試み、又よく詩會を催し、藩士の詩文を集めて刊行すること數次に及んだ。醫學のためには再春館及び藥園蕃滋園を開いて、研究を奨励し、武藝は弓馬に長じ、農事を害せざる時に屢、鷹狩を試みた。刑は從來死刑・追放の二種であつたのを改め、笞十から百・徒一年から三年の二刑として追放を廢し、徒刑者は勞役に服さしめて、その勞賃を出獄後の資本とせしめた。かくの如き善政よく藩内に徹底し、人民は彼の徳を

慕つて、年々殿様祭をして謳歌した。

上杉治憲 鷹山 は秋月種美たねみ日向高鍋三萬日向高鍋三萬の次男で、寶曆十年米澤城主上杉重定十五萬石の養子となり、明和四年封を襲いだ十七。上杉家は關ヶ原陣後百二十萬石から三十萬石となり、更に寛文四年高家吉良義央の子綱

憲の養子になつてから十五萬石に減じた上、綱憲の驕奢により藩の財政は極度に疲弊して居た。治憲は先づ密に春日神社謙信を祀るに願文を捧げ、文武を勵み、民の父母たることを第一とすることを誓ひ、非常な決心を以て大改革を企てた。「省略之條々」を定めて、嚴に儉約を勵行し、自ら夫人と共に綿衣を着、一汁一菜を限り、五十餘人の女中を九人に減じ、千五百兩の賄を二百九兩に減じて範を示し、粗倉を設けて凶荒に備へ、國産役場を設け、漆・桑・楮等を領内に植ゑしめて、漆器・織物・紙の製造を盛にし、米も他領への輸出を解禁して増産を計つた。郷村教導出役を設けて人民の風俗匡正に當たらしめ、殊に老人を敬ひ、又墮胎・間引の悪習を嚴禁せしめ、藩校を再興して興讓館と名づけ、細井平洲を聘して學制を振張した。この間最彼を助けたのは竹俣當綱美作家老・蒞戸善政九郎左衛門太近習頭の二人であつたが、當綱は後改革の成功と共に、功を誇つて、驕慢に流れた爲め、遂に終を全くしなかつた。治憲の治績は天明三年の飢饉にも米澤領は一人の飢死流亡をも見なかつたが、彼は同五年前代の實子治廣に家督を讓つて隱居し三十、五。その際、國家は祖先より子孫に傳へるもの、人民は國家の人民で、共に私すべ



第二十九 上杉治憲護國詞 (伯爵上杉憲章氏藏)

治憲の封を子治廣に讓つた時に自ら書して與へたものである。(古文書時代鑑所載)

きものでなく、國家人民のための君で、君のための國家人民でないことを忘れざらむことを戒めて、讓國の詞とした。このため寛政の改革の際將軍の賞賜を受け文政五年歿、七十二歳、維新後上杉神社春日神社改稱、別格官幣社に合祀せられた。

これに次いで細川重賢と併せて紀麟肥鳳と呼ばれた紀伊治貞や、毛利家中興たる英雲公重就の如きも、同時代の類例であつた。この二人は共に支藩から入つて宗家を繼いだ、治貞は窮迫した財政を整理し、風俗の教化に努め、重就も人才を拔擢して藩政を改革し、撫育局を設けて大に殖産興業に成功した。これ等の例にても明なる如く、當時賢明の聞あつた大名は何れも長男に生れず、養子相續であつたことは注目に値する。

吉宗の長所が實力の増進にあつたと共に、その短所も實力主義の結果に外ならぬ。而して田沼時代に著しくなつた時弊も既に端を彼の時に發したものが頗る多かつた。吉宗は學問を無視しなかつたが武に偏し、田沼時代には文武共顧られなかつたことは、兩者の征利を事としたと相俟つて、武士の心を卑しくして、財利を主とし、却つて内部の奢侈・遊蕩の風を甚だしからしめた。「享保より以來人心むさぼるを元とし、仁に似て不仁、儉に似て奢る」我衣と言はれ、元文以來士大夫以上の不義姦通激増したと傳へるは獨語、この現れに外ならぬ。この結果は武威を薄からしめ、百姓・町人は武士を侮り、幕府の

觸をも誹謗して用ゐず、訴訟のことあれば徒黨して狼藉に及び、延いては大名の公然將軍に反抗するものも生じ、旗本も城中の番所で將軍・老中を嘲哂するに至り、尊皇の志士は遂に王政復古の運動を企つるに至つたのである。

人口減衰

幕府の態度が財利を主とすれば、代官は誅求收斂を事とし、百姓の疲弊を見るは自然の數であり、その結果は人口減衰と一揆の頻發となつた。享保以前の人口率は不明であるが、享保七年以來の幕府の人別改によれば、その増加は極めて少く、甚しきは減少して居る時さへあつて、百二十五年後の弘化三年に至つても八十四萬二千二百人を増したのみで、平均年六千七百三十七人、千分の二分五厘の増加率に過ぎない。これ主として百姓の疲弊による墮胎・間引の結果に外ならぬ。百姓一揆は享保以前には極めて稀であつたが、享保以後は頻々として生じ、其主なるものを列擧しても、享保二年丹波篠山領、同三年廣島領備後五郡、同四年岩國領、同五年奥州白河領、同八年出羽長瀧・湊山の天領、同十一年津山領、同十三年有馬領筑後三郡、同十四年奥州伊達・信夫二郡等に起り、同十八年には江戸に町人の打毀があつた。此ため十九年には今後天領に一揆が起らば、幕府に伺ふに及ばず、隣國の大名の援兵を借りて鎮壓すべきを命じたが、此後も元文四年奥州平領及び但馬生野銀山、延享二年豊後日田の天領、寶曆四年久留米領、同八年美濃郡上領、同九年日向の天領等に農民の騷擾を見た。就中

百姓一揆

平領の一揆は割元庄屋を打毀し、役所の帳簿を焼き、牢屋を壊し、囚人を放つて城下へ押寄せて居り、有馬領二百餘村蜂起の際は猪狩と稱して一萬八千挺の鐵砲と六千本の槍を藩から借り、十七萬石の兵糧を集め二十萬の大勢一人の頭をも作らず、大庄屋・御用達を襲つて、誅求を撤廢せしめて居り、郡上領の騷動は領主金森氏が幕府の要職に贈賄し幕威を借りて鎮壓せんとしたため、百姓社人は江戸へ出て直訴し、遂に金森家の改易を見た程であつた。田沼時代に入つては益々激しく、明和元年二年に互る上州武州の百姓七八萬が、傳馬人足役免除のため、江戸に押寄せたのを初め、同五年には福井領・龜山領に起り、翌年幕府は大名が幕府を憚つて穩便に濟さうとするから百姓ががさつになること、今後手強く打散し、理非によらず願意を取上ぐるなど令したが、更に同八年肥前唐津領、安永二年飛驒の天領、同四年信州、天明元年上州五十三ヶ村續改、廢止、同三年信州・上州淺間噴、火救濟等に騷擾あり、田沼意次の失脚後ではあるが七年大坂に米屋の打毀が起り、忽にして全國の主なる町に傳播した。是等の原因は殆皆誅求・收斂の結果であるが、その結果は主謀者は犠牲となつても、要求は多く貫徹して居るから、「領主地頭の勢は何となく衰へて、下に權の落るに似たり」後見草と謂はるゝに至つた。

大名の反抗の著しいは將軍吉宗に對する尾張宗春であつた。尾張家は繼友が吉宗に越されて將軍たる能はず、その急死も幕府の魔手によるとの浮説すらあつたから、弟宗春は宗家を繼いだ後も吉宗に

大名の反抗

服せず、事毎に吉宗の政策の逆に出た。吉宗の儉約を以て小心とし、國を豊にするが眞の仁政とし、自ら華麗な衣裳・行列に人目を驚かし、名古屋城下の繁榮を策し、從來なかつた遊里も三所に設け、温知政要を著して、彼の自由主義を宣言し、幕府の戒飭に對しても却つてこれを反駁した。かくて世間では尾張家擧兵の噂さへ頻に傳へたから、吉宗は元文四年遂に隱居を命じたが、親藩の第一たる尾張家の公然の反抗は、幕威を損したことを夥しかつた。

竹内式部の王政復古論

江戸時代に於ける尊皇思想の淵源は久しく、その歸結が王政復古に至らざるを得ないことも明であるが、この具體的運動を試みた嚆矢は寶曆に於ける竹内式部であつた。式部は越後に生れ、京に出て徳大寺家に仕へ、玉木葦齋正親町・松岡仲良門等葦齋に崎門の學を受け、寶曆の初から講筵を開いたが、徳大寺公城大納言・坊城俊逸・西洞院時名小納言以上を初め、正親町三條公績大納言・久我敏通大納言・烏丸光胤中納言・高野隆古中納言・中院通維少將・勘解由小路資望左中納言等公家衆四十餘人その門に入り、地下を併せて數百人に及んだ。彼は日本紀神代卷を講じて、我皇統の神聖正大、萬國に比なきを説いて、尊皇思想の根本を明にし、保建大記を講じて王室の衰へ、政權の武門に移つた事情を明にして、恢復の方法を論じ、靖獻遺言を説いては、大義のために身命を惜まない氣節を鼓舞するに努めた。而して天子程尊き御身はないのに、將軍の貴を知つて天子の貴を知らぬは、天子代々不學不徳、關白已下非器無才の故であ

るから、天子より諸臣一統に學を勵めば天下萬民歸服して、將軍も政を返され、公家一統の世となることは必定である、併し他の學や僅の人數では無益で、天子より諸臣一統垂加流に成り、君臣合體せねばならぬといふが、その趣旨であつた。

堂上と王政復古説

垂加流進講の紛議

かゝる説を聞いた年少の公家衆は、王事のために奮起する英氣を生じ、その交會言論が外間の注視を惹き、その中には武藝を學ぶものもあつて一層噂を大ならしめた。このため寶曆六年公家衆の武藝を禁じ、且所司代をして式部を糺問せしめたが、固より何等の罪狀を見出さなかつた。然るに翌七年六月桃園天皇十七歳に達せられ、近臣徳大寺・坊城・高野・西洞院の諸卿から日本紀の講義を聞かせらるゝこととなり、彼等は「嗟呼上古神聖之所傳、舍人親王之所編、我垂加靈社之發揮、師翁之親授、今日一時に達天聽、吾輩寸咫之精神不空、其歡喜踴躍豈筆舌之能盡」徳大寺公城日記と喜び、「太平之業殆望べし」同上と期待した。然るに前關白一條兼香は武家傳奏柳原光綱と共にこれを悦ばず、關白近衛内前うちさきに中止を説き、女院天皇嫡母亦御反對であつたから、八月女院の旨によつて進講の中止を見た。併し英邁剛毅な天皇は神書御覽の意を斷ち給はず、屢、關白に對し、強硬に再開の叡慮を傳へられたため、關白は女院と計り、翌年三月再び西洞院時名に進講せしめ、自ら陪聽するに至つた。一條前關白はこれを悦ばず、九條右大臣・鷹司内大臣の二公と關白に抗議し、四人熟議の上女院に奏し、六月強く御諫奏申して再び中止

を請ひ、且徳大寺公城の近習罷免と正親町三條公績の所勞引籠を命じた。天皇は御憤懣甚しく、神道は皇祖の天地自然の道を考へて建てられた我國の大道なれば、天子は勿論政を執るものの必ず學ぶべき道であり、垂加流以外には學ぶべき人なき旨を述べさせられ、垂加流の不可なる所以を詰問せられた。關白は垂加流は野卑な新流にて、式部は更に不確な臆説を加へて師から破門せられたこと、式部の褒貶共に甚しく、門流の言動の不謹慎なこと等を挙げ、かゝる曲説を最初に聞かせらるゝことの一生の御爲と思へず、先年來の事略、關東に聞へたらしく甚心痛せる旨を奉答した。而して「いかほど御つよく仰られ候ても、於内前はいつ迄も折れ申さず」と申し上げ、強硬な態度で迫つたため、遂に天皇も餘議なく垂加流を止めることを御許になつた。攝家は竹内式部を堂上に武器を買はしめた廉で京都より追放し、これを口實にその一味を朝廷から斥けんとして、その糺問を所司代に託したが、却つてその虚傳を明にするに過ぎなかつた。然るにその間に式部の門弟等が天皇に密奏して畫策して居たことが洩れたため、攝家等は急遽議を決し、正親町三條・徳大寺・烏丸・坊城・高野・西洞院・中院・勘解由小路の八人は官を免じ、永蟄居、その他十數人を遠慮と定め、一列參内して天皇の勅許を強要し、遂に「せう事がない、どうなりとも宜申付」近衛内前公記の仰を受けて、これを斷行した。その罪狀は式部の教方宜くないため、徒黨謀反の風説を生じたが、これは二三十人の徒黨、一兩年の申合で出来ることではない

式部門公卿の處罰

が、主上に馴添ひ、朝廷の權を取らんとし、關白以下を輕んずる法外の失體計り難いといふにあつた。かく罪名の曖昧なは本來式部一味の公卿の尊皇の大義を昂揚する時は、騎虎の勢に驅られ、輕舉妄動に奔り、如何なる重大事を惹起するやも計り難いとの攝家の顧慮から、一向にこれを抑壓して幕府に干涉の餘裕をも無からしめんとしたために外ならなかつた。

竹内式部の追放

堂上家の處分を事前に諮らなかつたについては、所司代から抗議を見たが、式部の糺問は更に進められ、式部は町奉行所から今の天下を危い天下と述べたことを問はれ、「成程あやうき世中と奉存候」と斷じ、「大事は三公之御相談有之、勅命を請て被爲取行候は、禮樂征伐從天子出ると申者にて、危も安く成るシカタと奉存候」糺問次第と、王政復古の主張を吐露したが、結局堂上には神書の家あるに辭退せず講せること、三本木にて堂上と酒宴せること洪水の際水見の宴を催し、堂上衆等水馬を試みたこと、教方宜くないため門人等御答を受けたことを名として、重追放に處せられた八年五月。三本木事件の暴露のため前に永蟄居を命ぜられた七人も落飾となつたが十年四月、式部はこの後八年、山縣大貳の連累者として再び取調べられた結果、御構場たる京都へ立入つたことが知れて八丈島へ流さるゝ途中、三宅島で病歿した五十、六歳。

山縣大貳昌績は武田牢人の子孫で、一時甲府與力であつたが、後江戸に出て學を講じた。彼は初三宅尚齋門の加賀美櫻塙に崎門の學を受け、且天文・地理・兵學にも通じた。その著柳子新論は名分を正し、

式部の最
後
山縣大貳

藤井右門

禮樂を起すを切論し、王政復古の意を寓したもので、講席でも常に當時の禁中の囚同前で、堂上方も故實に背くを慨き、又甲州等の地理につき要害を論じ、甲府城の武具の數をも例に取つて、實際的な兵學を論じ、兵亂の節用に立つべきを説いた。正親町三條家の臣と稱して彼の家に寓居して居た藤井右門は一層過激で、甲府城も勝頼の時の如く攻めれば落ちる、江戸城は南風の日に品川から火矢を放つが宜く、自ら江戸城を攻める時は東方よりせめる等、幕威を憚らぬ不穩な談論を敢てした。然るに織田信邦上野小幡二萬石美濃守の家老吉田玄蕃の信邦に親任せらるゝを悦ばぬ用人松原郡太夫は、玄蕃の師大貳の言論の忌避に觸るゝを利用し、信邦の實父織田信榮高家二千七百石對馬守に讒し、その内旨と稱して他の老臣と計り、玄蕃の職を免じて監禁した。これを聞いた牢人桃井久馬等四人の大貳の門弟は、連座を免れ、訴人の賞を得たため、大貳・右門等が堂上方・御家人等と共に徒黨謀叛の旨を幕府に訴へた。幕府はこのため大貳・右門及び大貳の一族門弟及び竹内式部等を召捕つて取調べたが、事實無根のこと明になり、訴人達は不慥なことを重く聞える様に訴へた罪によつて遠島となり、大貳・右門はその言論不敬の至として、大貳を死罪四十歳・右門を獄門四十歳とした。織田信邦は信雄の嫡流として従來四品に敍し、特殊な優遇を受けて居たが、このため家事不取締として、隱居塾居を命ぜられ、國換格下となり、同信榮は隱居、松原郡太夫等の老臣は重追放、吉田玄蕃は無罪とした。

吉田玄蕃の處分

大貳右門の處刑

寶曆・明和の義事件の意

かくの如く寶曆・明和の兩事件が相續いて生じたため、兩者を連結し、公家と諸大名とが相應じて、討幕の宣旨を受けて舉兵の計畫が進んで居た如く傳ふるものもあるが、これ恰も將門と純友とを相策應したものとすると同じく、信するに足らぬ訛傳に過ぎぬ。さはれかくの如き王政復古論が或は堂上方を動かし、或は幕府の膝下に唱へられたことは、文治政治の破壊に伴ふ朝幕間の睽離の具現でもあり、又思想上に於ける幕府政治破綻の端緒に外ならなかつた。而して竹内式部の處分が公家の要請に出で、山縣大貳等の所刑も他の誣告によつたのを見ても、この危険に就て當事者の無自覺を示して餘ある。

而してこの時代に發した朝廷・大名及び人民の幕府に對する思想の惡化は今後益々甚しく、遂には幕府衰亡の精神的端緒となつた。

幕府衰亡の精神的端緒

第四十八章 文運の東遷

文化の變革

幕府政治の變革期は、文化に於ても一大轉向を示した時代であつた。而してその最著しいは文化中心の移動であつた。

文化中心の移動

文化の地方的普及は時代により消長を見たが、その中心は建國以來帝都の所在地たる畿内地方を出でなかつた。關東の如きは久しく東夷の地として文化圏外とせられ、鎌倉開府以來政治中心となるに及んで、文化の開發も著しかつたとは言へ、特例の外は京の文化の光被を見たに止まつた。然るに江戸開府以後、幕府の集權政策の成功は江戸の急激な發展を見、次いでその文治主義は文化の著しき昂揚を效果し、京坂に對立する新なる文化中心を現出するに至つた。併しその初期は猶上方に發した文化を移入したに止まり、江戸の文運に貢獻した主なる人々も皆上方下りに過ぎなかつたが、太平百年に及んだ元祿頃より漸く獨自の文化の發生を見、遂に明和・安永・天明に及んで、全く上方を凌駕して全國に冠たるに至つた。儒學に於ては徂徠學派が天下を風靡し、國學に於ては賀茂真淵が東下して以來、江戸中心となつたが、蘭學や、黄表紙・洒落本・狂歌・川柳の文藝及び錦繪の如きは、共に江戸に生まれて、江戸に榮えた大江戸の花であつた。而して明治時代に入つての文化の東京集中は江戸時代の

文化の普及

江戸以上であつたから、この文運の東遷は我國に於ては空前にして絶後であり、恰も支那に於て黃河流域に榮えた文化が、晋の南渡により、南蠻馱舌の地とせられた揚子江流域に擴まり、更に宋の南遷後は前者を凌駕し、江浙は人文の淵藪と稱せられたに對比すべきである。

併し今後と雖も京坂の文化は江戸に對立する特色を遺存し、殊に京都は千年の古都として江戸の輕妙卑陋の傾あるに對し、高雅な貴族的傾向を有し、繪畫に於ける文人畫・寫生畫の興起、和歌・俳諧の革新等を見た。この兩中心から更に地方に及ぶ普及は、社會の各階級へのそれと共に、遙に前代を超過した。當時の戲作者・俳諧師・浮世繪師に旗本・御家人・藩士が多く、學者に町人・百姓出身の少ないのを見れば、文化に於ける階級制は既に全く消滅した感がある。

學問の傾向

文化の内容としては、前代の如き目覺ましき發展はもはや見られなかつたが、その多種多様なことはこれを凌いだ。學問に於ても前代は儒學の全盛であつたのに對し、國學・蘭學が大發展を來たし、自然科学も著しき進歩を見た。

儒學

儒學は、朱子學の林鳳岡享保十一年歿・室鳩巢同十九年歿・三宅尚齋寛保元年歿、堀河學派の伊藤東涯元文元年歿等享保末以後相次いで凋落してから共に振はず、陽明學派も三輪執齋・中根東里が出て斷を繼いだと言ふに止まり、享保以後二三十年は徂徠學派の全盛期であつた。徂徠の歿後享保十三年その中心となつたのは、太宰春臺と

徂徠學派の全盛

服部南郭の二人で、前者は道德・經濟を主とし、晩年一己の見を立て、後者は最詩文に長じ、文人畫を能くし、人物亦溫籍風流であつた。その他山縣周南は毛利氏の明倫館を總へ、高野蘭亭は詩文に長じ、宇佐美瀧水は經術を主として共に聲名が高かつた。

折衷學派

徂徠學派の全盛に反抗して、遂にこれを壓倒するに至つたは折衷學派である。折衷學派とは朱王の徒が宋明の性理を主として空疎に流れ、徂徠學派が文は漢、詩は唐以前に限つて徒に險怪贅牙に陥り補綴を事とするに對して、註に新古を問はず、詩文は宋明の平明を主とするものをいふ。經義に於ける折衷は木門の榊原篁洲に端を發し、注疏は漢唐を取り、義理は宋明によるべきを唱へて、學派の別を斥けて居り、古文辭に對しては太宰春臺さへ之を糞雜衣と罵つて居るが、これが一派を成すに至つたは片山兼山天明二年歿五十三歳・井上金峨天明四年歿五十三歳の崛起以後である。兼山・金峨は共に初め徂徠學を學び、後その非を悟つて折衷學を唱へたもので、殊に後者は訓詁は唐宋を取り、義理は宋明を折衷し、詩は中唐・晚唐、文は韓柳歐蘇を推し、清新流暢を主として、盛に古文辭を攻撃し、其門に山本北山・龜田鵬齋が出てこれを助け、護園名家の凋落と共にこれを壓倒するに至つた。字義の研究から入つて、經學文章に一家を成した京の皆川淇園や、成徳作用を主として米澤及び尾張の學館創設に與つた細井平洲も、註の新古に關せない意義に於て折衷學と謂ひ得る。

學校

儒學の普及に伴ふ學校の建設もこの頃より漸く多くなつた。前代に藩校の起源を有するものも、何れもこの時期に入つてその整備を見て居り、當代新に設けられたものも、萩の明倫館享保・熊本の時習館・鳥取の尙徳館・松江の修道館・高知の教授館寶曆以上・津山の修道館天明・鹿兒島の造士館・米澤の興讓館・平戸の維新館永安・佐賀の弘道館・名古屋の明倫堂・福岡の東西學問所天明等を初め六十九校に及んだ。私學としては大坂の三宅石庵の懷徳堂書院・江戸の菅野彦太夫の深川の講堂享保以上・名古屋の蟹養齋三宅尙の明倫堂寛延等、何れも幕府及び大名より、土地を與へられ、保護を受けて出來、懷徳堂は連綿として今日に及んで居る。

心學

文字なき社會の風教の維持に任じた心學もこの時代に起つた。その祖石田梅巖延享元年歿六十歳は朱子學に王學の心法及び佛説を交へて心學と名づけ、京に於て人倫の講説を試みたが、その弟子手島堵庵家財を散じて貧窮を恤みつゝ心學道話に努めて、盛大を致した。その江戸に及んだのは堵庵の弟子中澤道二が下つて、神田に參前舎を設けてからであつた。

國學の隆盛

前に荷田春滿によつて起つた國學は、今やその弟子賀茂眞淵岡部衛士政藤によつて盛運に會するに至つた。彼は初古文辭を學んだが、後春滿の門に國學を學び、元文三年江戸に下り、先師の養子在滿の推選によつて、その舊主田安宗武に仕へた晩年致仕し家を縣居といふ。彼は國意考等に於て我古道を力説し、儒教の排斥に

賀茂眞淵の古道説

真淵の古
言説

努めた。即我古道の天地自然の道であるに反し、儒教は人爲の煩瑣な教であつて、我國の君は日月の如く、民は星辰の如く位定まり相犯さぬに、支那の變亂常なきはこのためである。漢學により我國民が初めて人倫の道を解したので、その前は禽獸と同じく兄妹相婚し、文字をも知らなかつたといふが、五常の名のなかつたは、心直く、名を喧しく言はぬため、實の存したことは、春夏秋冬の語なくとも四時の運行のあつたと同じであり、我は兄妹婚しても同胞に及ばず、彼は同姓娶らずと唱へても母子相姦するもあり、禽獸に比するも禽獸は人間の心の汚れ邪なるに勝り、漢字の數萬の多きに及ぶは彼國人の心の邪なため、我は四十八文字で事足り、オランダの如きも、二十五文字に過ぎない由である論じて居る。かく太古を理想とし、純樸を貴んだ結果は文化の進歩を否定し、老莊と相通するに至つたが、更に彼はこの古道を解するには古言に通ずるを要するとして、漢意の加はらぬ萬葉集及び記紀の歌を重んじ、萬葉考等を著し、「言はみやびたる古ごと、心は直き一つ心」とて、古言を驅使して盛に萬葉振の歌を詠んだ。これは徂徠の古文辭學を國學に轉用したものであるが、徂徠と同じく文學的才能に長じ、長歌・短歌共に傑出して居た明和六年歿。七十三歳。真淵によつて國學は天下に弘まり、弟子三百餘人に及んだが、その門流は歌文を主とする文人と、國學に進んだ學者とに分れ、江戸の加藤千陰・村田春海等は前者を代表し、伊勢の本居宣長・荒木田久老等ひさをひは後者に屬し、春海の如きは儒佛の外に道

真淵の門
流

なしとまで極言して居る。

本居宣長

宣長健藏、春庵、鈴屋は伊勢松坂の人で、京に出て儒醫を修めたが、心を古典に寄せ、真淵の松坂を過ぎた際其門に入り、専ら古事記の研究に努め、三十五年を経て明和元年三十五歳から、寛政十年六十九歳まで、古事記傳四十八卷を大成した歿後二十二年の文。政五年全部刊行。この間盛に書を著して古道を説き、古典を釋し、文學・語學を論じ、名聲天下に聞え、

宣長の古
事記研究

領主紀伊治貞に召されて財政の諮詢を受け、上京の際は堂上の卿相に招かれて古道を講じた享和元年歿。七十二歳。彼が古事記の研究に身を委ねたは、從來神道家の經典とせる日本紀の文により意を曲げた點多く、古事記の古言のまゝで漢意少きを勝れりとしたため、その成果たる記傳は單なる語釋に止まらず、精細な文獻學的研究によつて我上代の思想生活を究め、所謂神ながらの大道を明にせんとしたものである。その研究態度は純然たる文獻學であるが、その記事は總て神わざとして、如何なる矛盾もそのまゝ信じ、記されざることは固より不明として顧みなかつた。これは從來の合理化を小智のさかしらとして排斥し、上代人の心を以て受け納れむとした當然の結果であつた。

宣長の古
道説

而して直毘靈等なほびのみたまに見ゆる大道とは諸冊二尊が高御産巢日神の御靈によつて始められ、天照大神の受つがれたもので、天日嗣たる天皇は神勅に従つてこの國を治められ、國民は天皇の大御心に従ひ、大御惠によつて、各その分を守り、楽しく安らげ暮すことに外ならぬ。これ即古事記に記された大道

の行はれた上代の姿であつて、更に儒佛の如き宇宙人生を説くは小智のさかしらに外ならず、後世の亂りがはしくなつたのはこれ等の教の入つて來たためであると解した。かく古道に於ては師説を繼いだ彼も、歌は時代によつて言葉の變化すべきを唱へて、眞淵の萬葉振を取らなかつたことは、太宰春臺の古文辭に反對したと比すべきであつた。宣長はその子春庭・養子大平何れも家學を繼ぎ、門人帳に名を連ねたもの六百餘人に及んだが、歿後の門人たる平田篤胤・伴信友の二人が最傑出した。

かくの如く眞淵・宣長に至つて儒學を非難することの甚しかつたのは、國學が本來儒學の全盛に反抗して生じ、我國の優越を主張せんとするためであるが、これに對して儒者の反駁を見たことは當然である。即眞淵の國意考に對して海野公臺が讀國意考を出だして、彼の直は直情徑行の直で戎狄の道であるとし、宣長の直毘靈なほびのみたまに對し市川匡鷹が末賀能比禮まがのひのりを著して、彼の人智を否定するを老莊の模倣とし、聖人が出て人と禽獸の別が生じたから、太古の神とは人でなくば獸にてもあるか、安く治まつたといへど、文字なき時の傳は信せられずと論じた如き、その一例に過ぎぬ。

鎖國以來漸く退化した西洋に關する智識は、前代の末新井白石によつて復興の端を開かれたが、續いて將軍吉宗の保護によつて、遂に蘭學の開創を見るに至つた。吉宗は天文曆數に興味を有した結果、享保五年に切支丹に關せぬ書物の輸入を許したが、更にオランダの獻上した天文書の挿繪を見て、讀

國學者と
儒者の論
争

蘭學の起
源

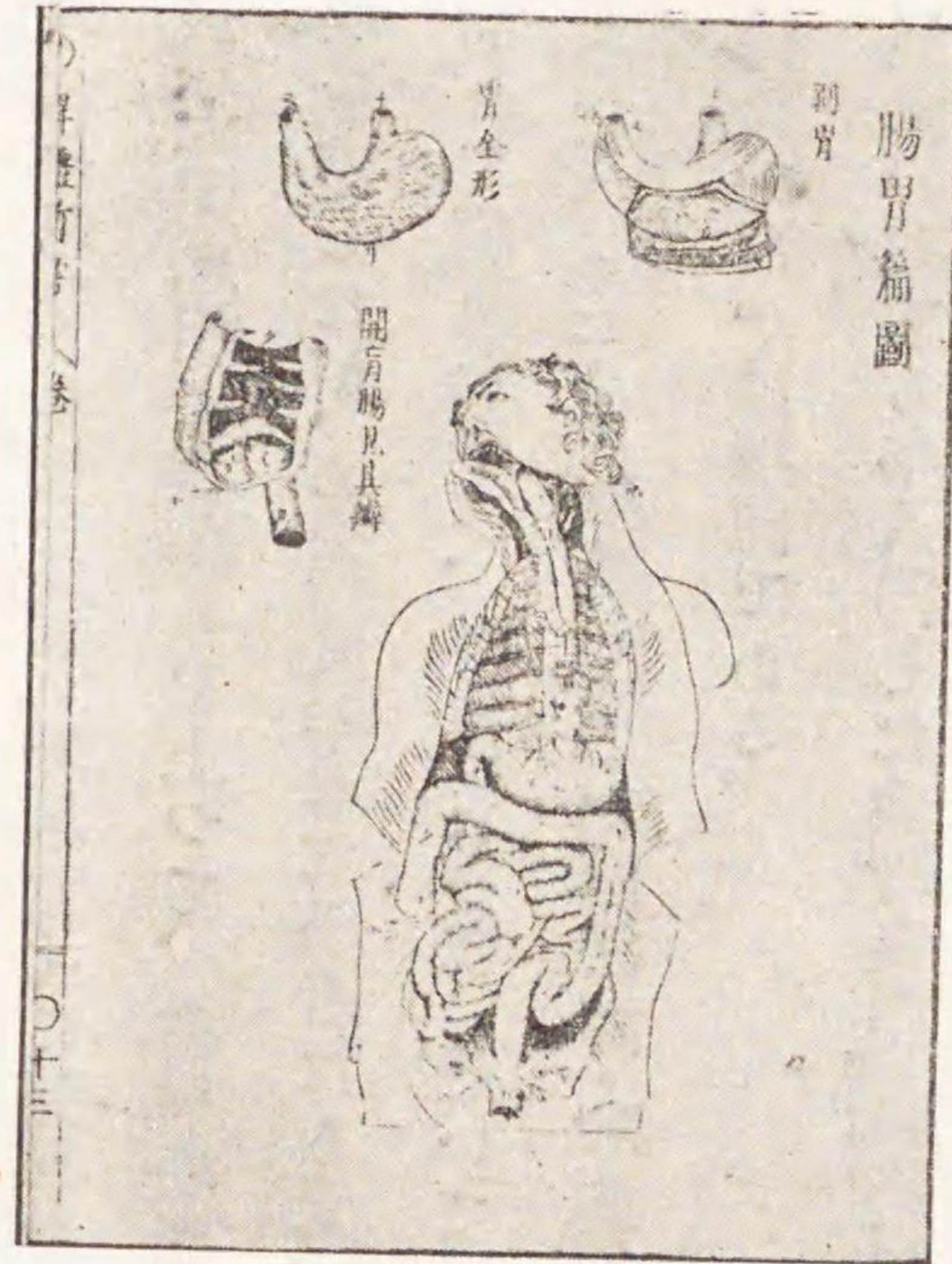
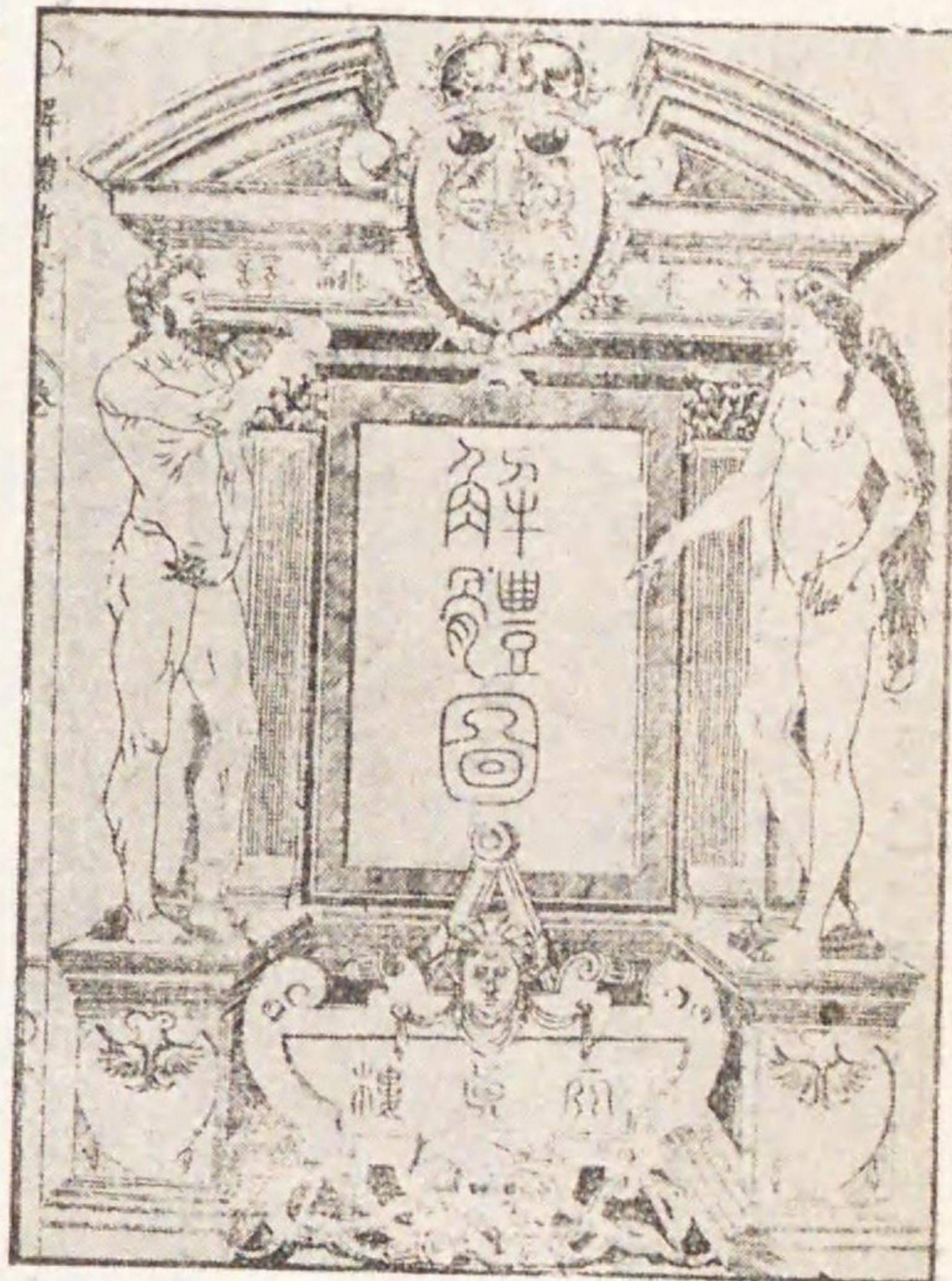
青木昆陽

解の利を思ひ、青木昆陽・野呂元丈に蘭學を命ずるに至つた。昆陽は伊藤東涯に學び、博通を主とし、大岡忠相に蕃語考を上つて、書物御用に召出された。それより幕府の書庫に出入し、蘭書を見て蘭學を志したが、寛保元年本草學者たる元丈と共に命を受け、オランダ人の江戸參禮の度毎に其宿屋長崎を訪れて蘭語を學び、後更に長崎に赴いて學修を重ねた明和六年歿。七十二歳。かくて昆陽は和蘭文字略考卷一に文字・發音に單語七百を記す・和蘭文譯・和蘭話譯・和蘭貨幣考、元丈は和蘭本草和蘭解ワケを著したが、果して蘭書を讀み得たか否かは疑問である。

前野良澤
と解體新
書

昆陽の歿する年入門した前野良澤豊前中津藩醫は、蘭語五百餘を學び、更に長崎に遊んで二百餘語を學んだが、明和八年杉田玄白・中川淳庵共に若狭小濱藩醫と小塚原に腑分ふわけ屍體屍體を見た際、オランダの解剖書カタヘルアナトミアの精確なるに驚き、共にその翻譯に當ることを決した。良澤が僅數百の蘭語を知るのみで、他の二人は全く蘭語を解しない故、「艦舵なき船の大海に乗出せし如く」蘭學事始、春の長き日の暮るゝまで互に睨み合つて、僅一二寸の文字が解せられぬことが多かつたが、讀み得た時は連城の玉を得た程に思はれ、未知の世界への勇猛精進に伴ふ困苦と歡喜とは、その境にあらざるものゝ想像すべからざる所であつた。後桂川甫周幕醫等も加はり、不明な分は或は犬猫を解剖して試み、或は蘭人の參禮を待つて問ひ等し、四年の間稿を改める事十一回で之を完成し、安永八年解體新書と名づけて出版した。これ實に我國に於け

盛蘭學の隆



第三十六圖 解體新書

る蘭書翻譯の嚆矢で、蘭學發展に一時期を劃したものである。

良澤は名利を求めず、自ら譯主たる解體新書にも名を出さなかつたが、杉田玄白著、中川、淳庵校、桂川甫周閱この後も門を閉

ちて蘭學に没頭し、和蘭譯筌・和蘭文略・魯西亞本紀等を著した。享和三年歿。八十一歳これに反し玄白はこの書によ

つて人身形體の誤解を説いたことに満足して、蘭方醫術に努め、文化十四年歿八十五歳中川淳庵は主として和蘭藥方

の研究に當つた。桂川甫周は將軍の侍醫に進んだが、後専ら翻譯に努め、萬國圖説・魯西亞志・北槎聞

略・和蘭藥選等を著した。文化六年歿。五十九歳寛政五年にロシアから歸つた漂民幸太夫の語によれば、甫周・淳庵の名は當時ロシアにも知られて居たといふ。

甫周の弟森島中良も萬國新話・紅毛雜話・蕃語箋等

西洋物の流行

を著して西洋に關する知識を普及せしめたが、その師平賀源内は天成の奇才により複雑な器械も一見してその理を究め、寒熱昇降寒暖・火浣布石綿製布・野禮幾エレキナル的爾電氣機械等を創製して一世を驚倒せしめた。丹波福智山の城主朽木昌綱龍橋が西洋錢譜・泰西輿地圖説を著し、林子平が三國通覽圖説・海國兵談を著したのもこの際であつた。次章参照

天文曆數

蘭學の端緒が吉宗の天文曆學にあつた程だから、天文曆數の發達も著しく、吉宗は自ら測午器・渾天儀・簡天儀を工夫し、西川如見を長崎から、中根元圭を京から招いて天文曆數を講せしめ、西洋説による曆象全書清梅文鼎著を輸入して翻譯せしめた。又神田に天文臺を設け、建部賢弘・西川忠次郎如見の子・山路彌左衛門等をして觀測に當たらしめ、貞享曆の誤差を正して寶曆曆に改めた。

醫方

儒學に於て古文辭學の天下を風靡すると同時に、醫學も古方家の全盛を見、後藤良山・山脇東洋・吉益東洞等相次いで京に古方を唱へた。良山は病を一氣の留滯として溫泉・熊膽・艾灸を主とし、湯熊灸庵と謂はれた東洋その門に出で、腑分を見て臍志を著して實驗醫學の端を發し、寶曆四年解體新書より十四年前東洋の推選によつて名を得た東洞は、豪邁達識、萬病一毒を唱へて、その説天下を風靡した。古方家は金元流の空疎を斥け、實地の經驗を重んじたが、舊説の打破に力があつた程、新しい建設の見るべきものが乏しかつたから、儒學と同じく江戸に折衷派が生じ、望月鹿門・多紀桂山等が出て、折衷説を唱へて勢力を得るに至

蘭方醫學

つた。賀川玄悦・玄廸父子が出て、全く實驗によつて助産術を創めたのもこの頃である。玄悦の産論を敷衍した玄廸の産論翼は西洋に傳へられた。蘭學が前野良澤以來蘭方醫家によつて研究せられた結果、蘭方醫術の發達を見たことは自然の數であり、解體新書によつて杉田玄白等が大名を成した外、長崎では通事吉雄幸作亦蘭方外科を究めて、吉雄流を開いた。

本草

本草學も吉宗は意を注ぎ、前田家から獻じた稻生若水の庶物類纂をその弟子丹羽正伯をして續輯せしめて一千卷とし、正伯及び同門野呂元丈等に屢、藥草採集を命じ、日光・箱根・富士の諸山、大島・佐渡・蝦夷の諸島にまで及んだ。若水の門人松岡恕庵は京に本草を講じ、その弟子小野蘭山の本草綱目啓蒙四十八卷、その子職孝筆記は我本草書中の白眉とせられる。阿部蔣翁の弟子田村藍水によつて寶曆七年に催された物産會は、その後各地に行はれ、その弟子に平賀源内を出した。

文學の傾向

和歌

文學も前代の如き人生に即した深味や、天馬空を行く氣魄は見られず、大體は遊戲に傾き、技巧を主とし、輕妙を喜び、且古典の影響を受けることが著しかった。和歌は前代に堂上歌道の束縛に對する反抗を見たが、その作歌に於ける實現は眞淵の崛起以後であつた。彼の萬葉振の長歌は萬葉以後比を見ない所であるが、これに古今・新古今を加味した短歌は更に一層立勝つて居た。田安宗武・楫取魚

彦等彼の萬葉振を繼承したのもあつたが、最盛であつたのは古今・新古今風の加藤千蔭・村田春海等の江戸派で、千蔭は書、春海は文及び歌論にも長じ、縣居門文人の双壁であつた。春海が歌の本義を雅情にありとしたことは、本居宣長が歌・物語は「物のあはれ」を現はすものとしたと共に、從來の宗教的・道德的解釋から純藝術的立場への復歸として、注意すべきである。堂上歌道の束縛と共に國學者流の擬古的傾向を排し、歌は自然の情を平言で言ひ現はすものとして、たゞごとの歌を唱へたのは、京の小澤蘆庵で、無味平板に傾く缺陷もあるが、感情の素朴自然な長所は捨て難い。

俳諧

俳諧は芭蕉以後墮落を免れず、この期の初に横井也尾張家重臣が出て、俳文に長じ、その集たる鶉衣は、古典的な雅言や、卑近な俗語や、漢語を自由に驅使して、輕妙で卑俗に墮ちぬ滑稽味の溢れた逸品が多いが、俳諧の革新は谷口蕪村天明三年歿六十八歳の力であつた。彼は元祿の俳人を心の友とし、脱俗な風格や、遊歴を常としたことは芭蕉に似たが、その俳諧は内容・形式とも頗る趣を異にして居た。芭蕉は生活即俳諧であつて、自然その趣味が局限せられたが、彼の俳諧は、幻に畫かれた美の世界であり、その美は古典味と支那趣味とが多く、豪華・優麗・凄艶・洒脱等、千態萬姿である。技巧としては漢語や對照により、調子緊張し、複雑な意を含め、印象最鮮明である。彼に續いて出た曉臺・白雄・蘭更・召波・几童等のみならず、俗流に持囃された大宗匠だつた蓼太まで、その影響を受けた清新な調に移つ



第三十九圖 赤本猿蟹合戦

草双紙



「誹風柳樽」と題して刊行したが、「もしやく」とに「水茶屋へ来ては輪を吹日をくらし」「仕合、これがなこく」に「主の縁一世へらして相續し」等、これが非常な好評を得て、遂に二十四編まで出したため、かゝる句を川柳と稱するに至つた。寛政二年歿。彼の後二世・三世と相繼いで十數代に及んだが、一世に次いで四世が勝れて居た。川柳は機智に富んだ樂天的な江戸兒に最適、百般の日常生活を鋭敏な直感と寸鐵殺人的の表現とで詠じた風俗詩で、人情の機微に觸れたものが多く、且初はその作者さへも傳へて居ない程平民的なものであつた。

江戸では前代から御伽話や金平淨瑠璃の筋等を書いた草双紙が行はれ居り、元文頃から軍記や敵討等が多くなつたが、女子供ので弄、文は繪解に過ぎず、一冊五枚で、二冊又は三冊續であつた。二冊物十二文三冊物十六文位

黄表紙

その表紙により初は赤本と言ひ、寶曆頃から青本、明和頃から黄表紙と呼ばれた。然るに安永四年戀川春町の金々先生榮華夢が出て以來、文章は輕妙な滑稽を交へた寫實的となり、繪組も趣好を凝らしたため、小説として持囃されるに至つた。春町駿河小島藩士倉橋壽平は狂歌酒上・浮世繪にも長じ、金々先生榮華夢の外、高慢齋行脚日記・楠無益委記豫言に擬したもの・鸚鵡返文武二道寛政の改革の諷刺等名高く、その友朋誠堂喜三二秋田藩士平澤平格も狂歌淺黄裏成・俳諧月成・狂詩韓長に長じ、鼻峰高慢男・長生見度記豫言に擬す・文武二道萬石通等寛政改革の諷刺の名作を出したが、共に幕政を諷刺したことが忌諱に觸れて戲作の筆を絶つた。森羅萬象森島中良の夫從それから以來記豫言や、唐來三和遊女屋の莫切自根金生木金の殖え・天下一面梅鉢鏡寛政改革の諷刺等亦著名であつた。山東京傳岩瀬傳藏は浮世繪北尾政演・狂歌身輕折助にも長じ、二十二歳の時天明二年御存商賣物各種の本を擬人化したものが評判記の總卷軸に擧げられてから名を得たが、次いで江戸生えごうまれ艶氣うはきのかはやく樺燒あだきに仇氣屋えんじ艶次郎といふ醜男の色男にならうとして苦心する滑稽を書いて大當りを取り、寛政の文武奨勵を諷した孔子縞干時藍染・玉磨青砥錢の傑作を出し、善玉悪玉の入替る教訓談を書いた心學早染草寛政二年では教訓物への轉向を示した。黄表紙は固より片々たる小冊子に過ぎぬが、その浮世繪との融合と、輕妙な毒のない洒落とは、他に見難い獨特の味を示して居る。

洒落本

洒落本は菟蕪本ともいひ、半紙半載三四十枚に土器色の唐本表紙をつけたもので、滑稽諧諷を主とし



(題箋)



第四十四圖 孔子于時盛

て、遊里の有様を寫した小説である。その起源は廓の細見に附した戯文に發し兩巴厄言(享保十三年)、寶

曆七年の江戸の異素六帖東江と大坂の聖遊廓・穿當珍話等を初見とするが、その江戸で盛になつたのは、

明和の初遊子方言多田が出た以後で、その洒落本の祖と稱せられた辛夜所以である。明和・安永期には淡

海三鷹の郭中奇譚、夢中山人の辰巳の園・南閨雜話、金錦總川の當世風俗通・女風俗通、田螺金魚の當

世虎之卷・一事千金、妓者呼子烏蓬萊山人歸橋の美地の蠣殻・不埒山人の多佳餘宇辭等名聲があつた

が、就中最大當を得たのは當世虎之卷鳥山檢校と遊であつた。天明に入つては歸橋の富嘉川拜見、唐來

三和の通神三教色・和唐珍開長崎の丸山を寫し、李踏天・吳等の名作が現はれたが、續いて山東京傳が天明六年

から寛政二年までに、客衆肝膽鏡・通言總籬・吉原楊枝・傾城鐫・夜半の茶漬・通氣粹語傳・新造圖彙・傾

城買四十八手・繁々千話・京傳餘誌・田舎談義・白川夜船等を出して洒落本界の第一人者となつた。洒落

本の特色は、寫實の精細とその大部分が對話で出來て居ることであり、就中京傳は會話の描寫、遊

里の表裏の活寫に傑出して居た。遊里の描寫の喜ばれたのは當時廓・岡場所の繁昌の反映に外ならぬ

が、これが遊里の手引ともなるため、寛政二年遂に幕府の禁止する所となつた。然るに京傳は翌年版

元蔦重の煽動で、教訓に托して仕懸文庫・錦之裏・娼妓絹篩の三部を出して、手鎖五十日の刑を受けた

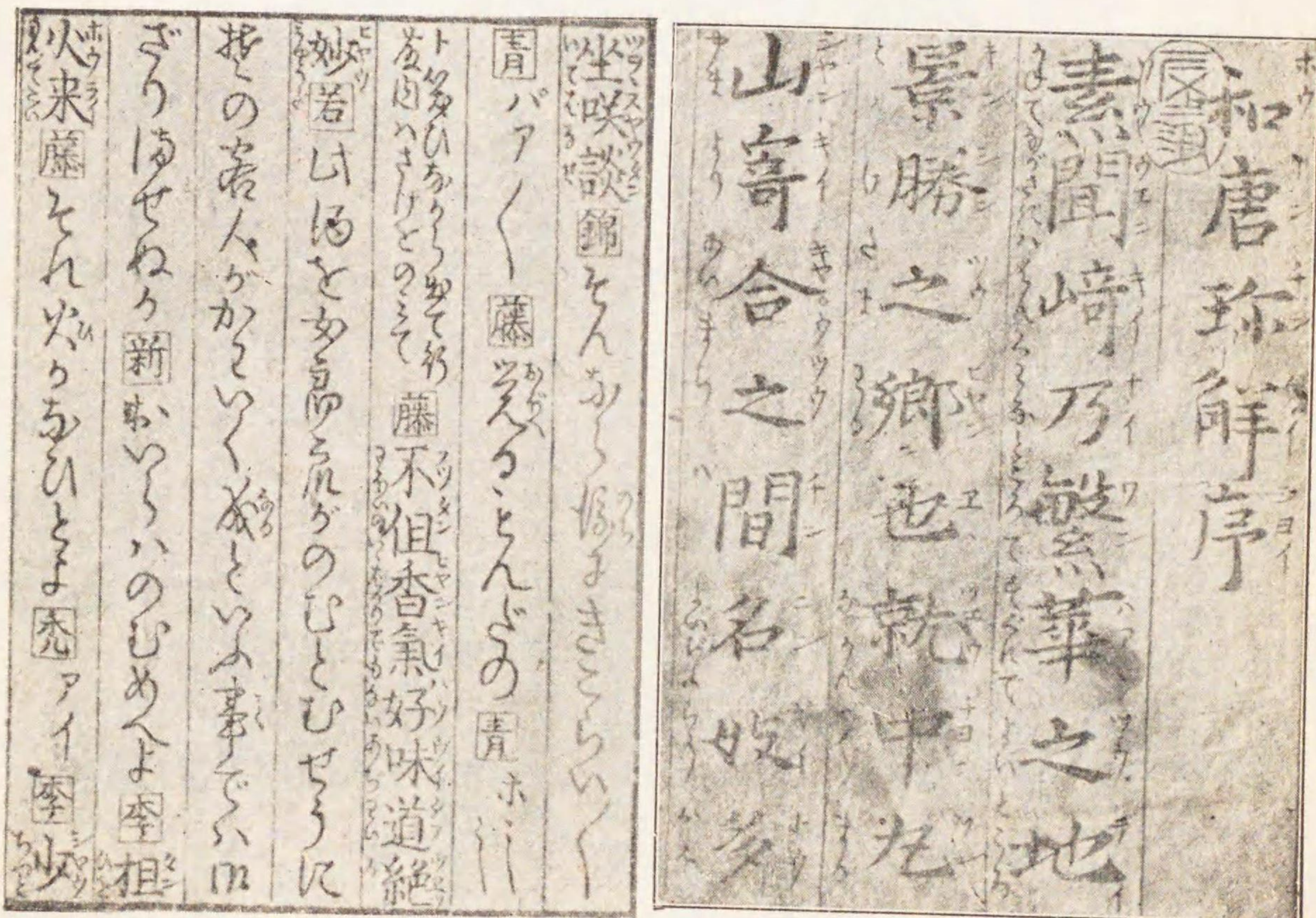
蔦重牛、
關所

山東京傳

湯浅 李白	女房	中長	おのり
小川 大石	大石	老子	おん
釈迦 大石	飯也	右	おん
五柳 生南	飯也	右	おん
周茂 叔	飯也	右	おん
韓退 子	飯也	右	おん

此の間に上方では享保・元文の頃は八文字屋本の町人物・氣質物依然として盛に行はれ、その後大坂の近路行者都賀の英草紙・繁々野話、上田秋成の雨月物語等が出で、支那小説の影響を受けた傳奇體を創り、後の江戸の讀本の前驅となり、殊に雨月物語は怪異を描いた短篇で、幽玄漂渺たる趣致は他に比類を見ないが、未だ廣く行はるゝに至らなかつた。

第四十四圖 西落本聖遊那



第四十四圖 西落本和唐珍解

上方の小説

寶曆期の
大坂淨瑠璃

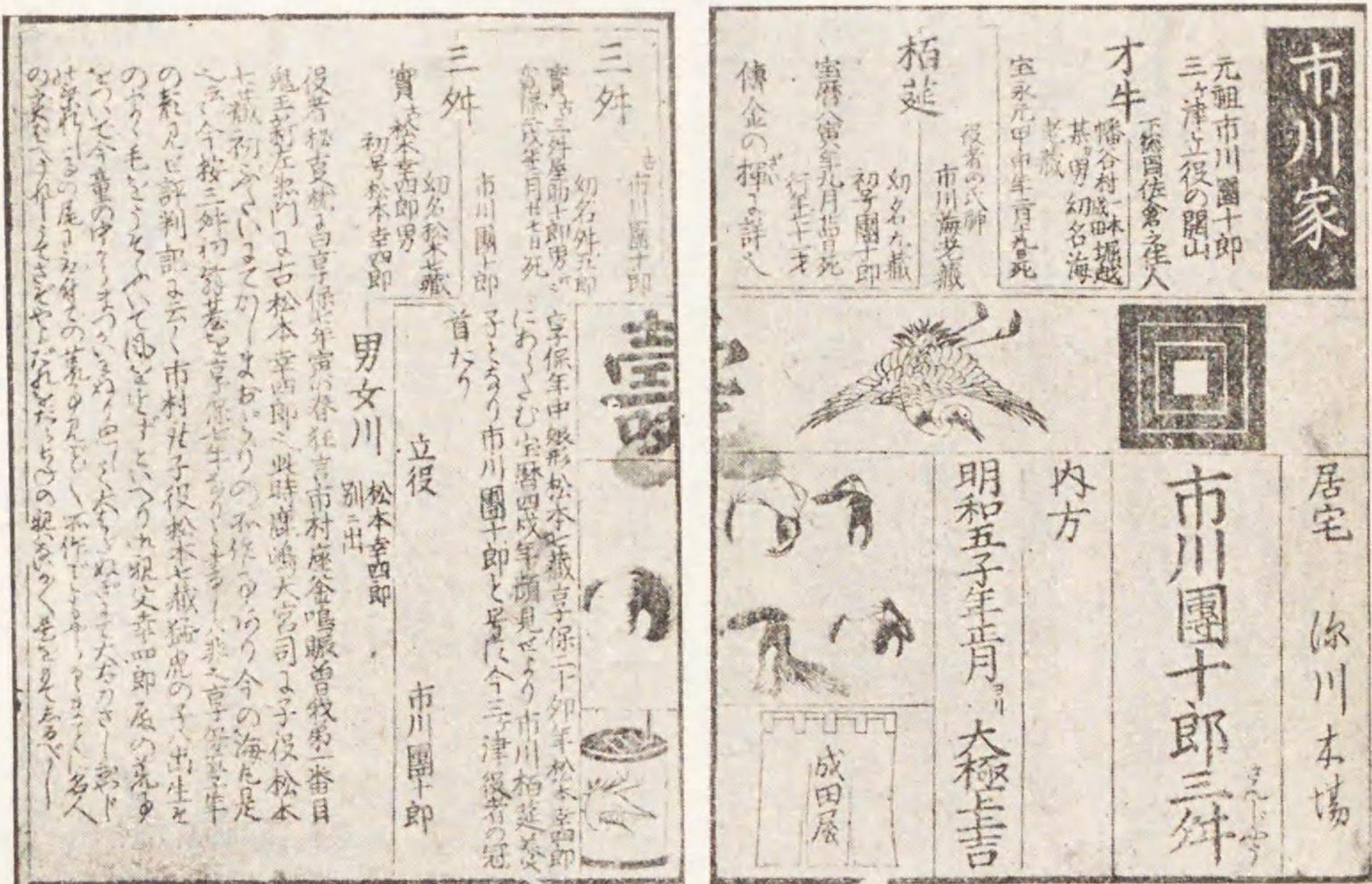
明和以後
淨瑠璃の界

この間上方では享保・元文の頃は八文字屋本の町人物・氣質物依然として盛に行はれ、その後大坂の近路行者都賀の英草紙・繁々野話、上田秋成の雨月物語等が出で、支那小説の影響を受けた傳奇體を創り、後の江戸の讀本の前驅となり、殊に雨月物語は怪異を描いた短篇で、幽玄漂渺たる趣致は他に比類を見ないが、未だ廣く行はるゝに至らなかつた。

大坂の淨瑠璃は寶曆前後が繁昌の絶頂で、竹本座には竹田出雲・文耕堂・長谷川千四、豊竹座には西澤一鳳・並木宗輔等の作者があり、互に趣好を競ひ、新案を争ひ、一方に曲節の優艶があれば、一方には人形の目・耳・眉等を動かす工夫をして、その人氣は歌舞伎を壓倒した。竹本座の御所櫻堀川夜討・平假名盛衰記・菅原傳授手習鑑・義經千本櫻・假名手本忠臣藏・源平布引瀧、豊竹座の荻萱桑門筑紫轢・播州皿屋敷・一谷嫩軍記・祇園祭禮信仰記等は相次いで演せられ、就中忠臣藏・手習鑑・嫩軍記・信仰記等は數ヶ月乃至數年に亙つて打續けた。但文藝として見れば何れも巢林子の模作に過ぎず、且當時は合作を常としたため、結構複雑で變化に富むも、全體としては支離滅裂の嫌を免れなかつた。

明和以後は竹本・豊竹兩座及び豊竹座から分れた北堀江座共に不振で、一起一倒常なく、大坂の操も遂に衰運に向つた。この間に多とすべきは竹本座の近松半二の健闘で、本朝二十四孝・關取千兩幟・近江源氏先陣館・妹背山婦女庭訓・伊賀越道中雙六等の優作を出した。かく大坂の衰運に反し、江戸では

歌舞伎



第四十二圖 明和歌舞伎の形に模した役者評判記

この頃から義太夫節淨瑠璃の新作が起り、福内鬼外平賀の神靈矢口渡明和七年を初めとし、戀娘昔八丈・加賀見山もこの舊錦繪・伽羅先代萩・碁太平記白石噺等續々と名作を出した。これ亦文化東遷の一表現に外ならぬ。

歌舞伎に於ても江戸の隆盛は遂に上方を凌ぐに至つた。二世市川團十郎は風姿・口舌よく、化粧・扮装の工夫に長じて、花やかな荒事・化生事けせうじの家藝を發展せしめ、四世團十郎は實事の深刻味を主として、家風に一轉化を與へ、五世團十郎は兩者の特色を併せ、澤村宗十郎は寫實を主として、和事・實事わごころじを以て二世團十郎と對立し、尾上菊五郎は女方・若衆方を經て立役となり、武道・實事を以て四世團十郎と雁行した。これに對し京坂では澤村長十郎從來の諸名優の長所を集めてこの時代の初期に大名あり、中村歌右衛門實惡を主として

美術の革新
文人畫

後期を代表した。女形は依然東西の別なく、前にしては瀨川菊之丞の「世界の色を集めたるやう」菊家彫な美貌と、「ホンの女子よりつりとる仕内」役者三叶和といはれた女らしさを特色として、所作事に長じ、後にしては中村富十郎の女武道を初め、多方面な藝とが、最傑出して居た。役者の分業が漸く紊れて、評判記に兼用と冠せらるゝものさへ生じたこと、淨瑠璃の影響を受けて、その當つた曲を演じ、舞臺や動作に操を模する風の生じたも、この頃からであつた。劇場建築は防火のため瓦葺となり、二階建築も許され、仕切櫛をも生じたが、舞臺装置もセリ上げ・廻り道具・田樂返し等、新工夫の試が續々行はれるに至つた。

美術に於ては、京都の寫生畫・文人畫の興隆と、江戸の錦繪の大成が、その最著しい發展であつた。文人畫は職業的の院畫に對する文人學者の畫を意味し、形似を求めず、技巧・傳彩を重んぜず、直感そのまゝの表現を重んじ、逸筆草々、自ら娛んだもので、明清に全盛を極めた。我國では最初祇園南海・服部南郭等これを試み、次いで池大雅・與謝蕪村の兩大家を出した。大雅・蕪村は共に京に住し、貧に甘んじ、明清の畫蹟を學んで一家を成し、常に名山を跋涉して心氣を養つた。大雅の畫は奔放自在で、品位高逸、蕪村の畫は瀟洒にして飄逸、詩趣・俳味の豊かなこと、その句の畫趣に富めると同様で、所謂畫中詩あり、詩中畫ある觀があつた。大雅安永五年。歿五十四歳。

寫生畫は享保中清人沈南蘋の渡來以後長崎地方に行はれたが、これを以て大名を成したは京の圓山應舉であつた。彼は初狩野派を學んだが、後和漢の諸流に互り、元の錢舜舉の風を喜び、自然を師として寫生の風を起した。山水花鳥共生動の妙を描いて殆遺憾なく、殊に鯉・狗・鷄・飛瀑・波濤等に長じた寛政七年歿。六十三歳。

浮世繪はこの期の初に京に西川祐信、江戸に宮川長春が出で、祐信はよく當世婦女の媚態を寫し、多數の繪本を出し、長春は最傳彩に長じ、全く版畫を描かなかつた。版畫は前代には墨摺繪か、筆彩色の丹繪たんゑに過ぎなかつたが、寛保頃から三四色摺の紅繪べにゑを生じ、明和に入つて有ゆる色を自由に驅使する吾妻錦繪あづまにしきゑの大成を見た。鈴木春信は錦繪の初頭に出で、優雅な美人の姿を寫すに長じ、姿勢で複雑な情緒を現はした。之に次いで鳥居清長・喜多川歌麿・鳥文齋榮之・勝川春章等により天明前後に錦繪の黄金時代を現出した。清長は構圖に長じ、春信よりも寫實的な美人を描き、歌麿は寫實を出で、理想化した美人を描いて最魅力に富み、榮之旗本細田彌三郎時富は紅を用ゐず、品位ある美人畫を成し、春章は役者の個性を現はすを得意とした。版も二枚續、三枚續が盛になり、色を用ゐぬから摺さへ利用せられるに至つた。

蘭學の勃興と共に西洋の油繪及び銅版が傳はり、司馬江漢は平賀源内の教を受けて、天明三年これ

第三十、喜多川歌麿筆 遊女圖 (東京帝室博物館所藏)



を創めた。固より幼稚を免れないが、その西洋の人物及び風景を描いた油繪は細畫に適した銅版と共に盛に行はれ、殊に後者は翻譯書の挿繪に用ゐられたこと、浮世繪の草雙紙に於けると同様であつた。

さればこの時期の文化は前代の興隆期に比して種類の多様であり、普及の著しいを長所とするが、その規模の正大に於ては遂に及ばないと言はねばならぬ。併し江戸中心の文化としてはその發展期であるだけに、これを次期に比すれば、猶純正を失はず、輕妙、應揚な特色を有した。

第四十九章 江戸幕政の停滯

寛政以後嘉永に至る間は、大體に於ては前代の繼承であつて、等しく一弛一張を繰り返したが、その規模漸く小となり、停滯の傾向を免れず、幕府はその間に漸く衰退の徴を現するに至るのである。唯この中最見るべきは寛政・天保の兩改革であつた。

家齊の嗣立と共に、三家の後見によつて田沼意次の罷免とその政策の停廢を見たが、この時將軍の生父一橋治濟は幕政改革の中心たるべき人として、松平定信越中守を三家に推舉し、その結果翌天明七年六月定信は老中上座となつた。定信は田安宗武の子で、奥州白河の城主松平定邦十一萬石の養子となり、天明の凶年に家督を繼ぎ、自ら綿衣粗食して儉約を勵行し、産業を奨勵し、風俗を匡正し、治績著しく、賢明の聞高かつた。彼は生來天下の大政を輔佐し、佳名を萬代に遺さんとの大志を懷いて文武の修養に努めたが、今や三十歳の壯齡を以て老中上座となり、身命を捧げて幼君十五歳の輔育と前代の弊政の改革に當たることとなり、翌八年には保科正之の例により將軍輔佐に進められて、全く責を一身に負ふことゝなつた。

定信の業は主として將軍の輔育と、幕府に忠良賢明な人を集めることゝ、前代放縱の政を改めて、

松平定信の執政

將軍の輔育

人才登用

定信の政治綱領

幕府を緊肅することの三つであつた。將軍の輔育は、第一側近の人物を選び、小姓は篤實なもの、側用人・側衆は學問あり、直諫する人、儒者は詩文に奔らず、支那に心醉せず、溫厚で人情に通ずるものを主として博學を求めず幼君奉仕、五箇條、自ら亦屢、直言してその玉成を期した。

定信は老中に任ずると共に本多忠籌少弼・加納久周遠江守を登用したが定信とこの二人を併せ、次いで松平信明伊豆守・戸田氏教采女正・松平乗完和泉守・堀田正敦攝津守を老中・若年寄とし、石河政武土佐守を江戸町奉行として、其股肱とした。就中忠籌は剛毅篤學で、藩の疲弊を恢復し奥州和泉、二萬石、生前神に祀られた程で、定信も「古にいふ英雄か」と評して居り宇下の、人言、信明信綱六代孫は英邁明敏で彼の退職後老中上座として、その遺策を繼ぎ、政武は就職と共に切腹の用意をし、死を決して職務に當り、裁斷明快を極めたといふ。

定信の政治は大體に於て放縱な田沼時代の弊を矯めて嚴肅な享保の舊に復せんとせるもので、綱紀の肅正、財政の整理、文武の奨勵がその綱領であつた。綱紀の肅正に就いては、役人に對し、享保の舊に復せんとする將軍の盛意貫徹のため、私を去り、御爲を第一とし、必至に勤むべきを令し、賞罰を嚴明にして、前代の無能奸曲なものを處分し、田沼意次及び其股肱であつた前勘定奉行赤井忠昂・松本秀持を追罰し、前伏見奉行小堀政方和泉守を改易し、虚位に座した大老井伊直幸掃部頭及び大奥に權威を振つた老女大崎を罷免した。それと共に賢諸侯の聞高つた米澤の前藩主上杉治憲を召して、將軍より

褒賞した第四十七
章參照。共に天明七年中のことである。

田沼時代の財政政策は放漫に流れ、一時は府庫頗る充實したが、晩年は天災引續いて窮迫を免れず、人民も米價の暴騰のため全國に打毀を見た程であつた。これに對して定信は前代の諸座・諸運上・新貨幣の鑄造及び金銀輸入を停廢し、緊縮策を以て財政を整理せんとし、米穀の融通よく、幕府の威信の立つ様、自己のみならず、妻子の身命をもかけて神佛に加護を請ひ、第一に節儉を勵行した。幕府の費用は一般には十分の五を節し、大奥の費は三分の二を減じ、大名にも三年間特別の儉約を令して、老中の招請・音信・贈答等を禁じ、江戸の町人には寛政元年贅澤な品物の賣買を禁じ享保の儉約、今年中貯令に同じ、藏品を賣るだけを許した。

併し旗本の疲弊は既に久しいことで、藏宿の負債が嵩んで償却の見込なく、ために自暴自棄に流れ、文武の教養をも顧みないものが大多數であつた。かゝる状態では單に儉約を令してもその效ない故、遂に寛政元年所謂棄捐の令を布いた。即藏宿をして六年前の貸金を棄捐せしめ、五年以内の分は利を下げ、祿高百俵に金三兩の割の年賦償還にせしめることとし、その代償として藏宿に金八萬兩を五朱の低利で、二十五箇年の年賦償還として融通した。これは鎌倉幕府の徳政及び享保の金銀公事停止と趣を一にするもので、幕府の直參の利益のために債權債務を破棄した暴舉たるは争はれぬ。幕府はこ

れを機會とし、儉約を守つて、再び借財をせない様に旗本を戒めた。

定信は天明の飢饉が忘れられぬに乘じ備荒儲蓄の策を立て、米價の調節にも利用せんとして圍米の制を定めた。幕府は江戸・大坂の城米を増すと共に、清水港に米藏をも靱に改めて貯藏し、大名には寛政二年から五年間高一萬石に五十石の割で圍米を命じ、旗本には額を定めず、これを奨勵したが、その額は三家三卿旗本を除いても四十萬石に達したといふ。更に寛政三年江戸の町に町費の節約を命じ、剩餘の二分を地主に與へ町費は地主の負擔、一分を臨時の費用に當て、他の七分を積み立て、七分金と稱せしめた。幕府はその基本金として金一萬兩を與へ、この金で圍米を行ひ、且貧民の救濟及び低利資金の貸付に供し、柳原の町會所をしてこれを管せしめた。この額は年々増加し、三十四年後の文政十一年には現金四十六萬兩、貸金二十八萬兩に達し、明治初年東京に引繼いだ時は百四十萬兩に及んだといふ。この他大坂・京を初め諸國にも幕府の保護・奨勵によつて圍米が盛に行はれ、ために寛政六年の暴風雨の被害の甚かつた時は、天明の慘を繰返すを免れた。

風俗の改善については石川島に人足寄場じんそくよせばを設けて、無宿浮浪の徒及び軽い罪で追拂はれ、引取手のないもの等を收容して、六年間構内又は市中で適宜な勞働を課し手に職のないものは、米・春・油・絞・土・運び・繩・なひ・炭團丸め等を爲せた、相當な資金を給して正業に就かしめた。これは火付盜賊改長谷川平藏の建議して、自ら司つた所で、これよ

文武の獎勵

り江戸に無頼浮浪の徒がなくなり、賭博の嚴禁と相俟つて、犯罪者を激減せしめた。又當時贅澤の限を盡くして居た留守居の寄合を停止し、奢侈の端として女髮結を禁じ、湯屋も入組湯男女混浴を禁じて、浴室を區別せざるものは、一日交替たらしめた。出版物も取締を嚴にし、時事に關するもの、風俗を紊すものを禁じた。黄表紙が教訓物・敵討物に轉じ、洒落本が一時禁絶を見たのはこのためである。前章参照。

文武の獎勵は改革の根本精神を養ふ所以として、彼の最力を盡くした所であり、これに關する黄表紙の多いのでも、世人の耳目を惹いたことの著しかつたことが察せられる。吉宗は學問を無視しなかつたが武に偏し、田沼時代には文武共に顧られなかつたため、自然士風も輕佻懦弱に流れたから、定信は文武を共に獎勵して、武士の人物をして、社會の儀表として國家の重きに任ずるに恥ぢざらしめむとした。されば天明七年旗本に文武を勵むべきを令し、學問武藝の師範をなすものを調査し、組頭をして文武に長せるものを推舉せしめた。幕府の武器にも大修理を加へ、市内に四ヶ所の大的を設け、王子に砲術の練習所を開き、屢、遠乗狩獵を試みて武藝を勵まし、又老中列座で旗本の儒學の考試を行ひ、成績によつて拔擢して、學問の獎勵に資した。桂川甫周大學を、太田蜀山人孝經を讀まされた。

併し當時林家は全く衰へて、官學の權威地に落ち、民間には徂徠學派・折衷學派等互に門戸を争ひ、論語の解二十餘家を數ふる程で、人々歸する所を知らない上、學者も文墨を弄び、放縱自ら修めな

異學の禁

ものが多く、風教上の流弊甚しかつた。このため定信は先づ京に朱子學を講じて居た柴野栗山邦彦彦輔及び岡田寒泉清介を幕府の儒官とし、林信敬大學頭を助けて聖堂の講義に當たらしめ、更に寛政二年栗山の議により、林信敬に對し、朱子學は慶長以來幕府の信用せる正學であるに、近來異學が流行して風俗を破るは、正學の衰微のためであるから今後は門人の異學を禁じ、正學を勵まし、人才を取立てる様にご令した。これが所謂寛政異學の禁で、固より全然他の學派を禁制するのではなく、幕府の教育方針として朱子學を用ひて、名教を維持せんとしたものであるが、朱子學を正學と稱し、異學を風俗を破ると明言して幕府で用ゐない以上、明に異學の抑壓であり、大名のこれに倣ふものも出て、影響する所甚大であつたから、これに關する是非の論も喧しかつた。朱子學者は鳩巢嘗て異學の禁絶を望み、賴春水は廣島の藩校で既に異學の禁を實行して居た位であつたが、所謂異學の徒は盛に抗論を唱へ、江戸では山本北山・龜田鵬齋・冢田大峰・豊島豊洲・市川鶴鳴はその魁として五鬼と呼ばれた。就中冢田大峰は定信に上書して、儒學に學派のあるは武藝の流派のありと同じで、武藝が何流でも名人上手になれば役に立つ如く、儒學も何れの學派と雖聖人の教であり、孝悌忠信を説き、治國平天下の道を講ずるもので、之を程朱の一派に限るべき理なきを述べ、播磨の赤松滄洲亦栗山に書を送つて儒學の程朱に限るべからざると、朱子學を正學と稱するは他を邪學とするものであることを説いて、反省

異學の禁の反對論

を求め、林信敬さへ幕府に上書して林家の學風の博學を旨として他派を斥けざるを述べて、栗山・寒泉の偏狭な山崎流たるを難じたが、共に顧みられなかつた。異學の禁が思想の自由に對する抑壓たるは免れないが、當時の政治的見地から、天下の思想を善導し、風教を維持する上に、弊害の多い學派を捨て、最質實無難な朱子學を取り、一定の標準を示して、天下をして適從する所を知らしめることを必要としたことは認めざるを得ない。

この後大坂の尾藤二洲佐を儒官に擧げ、林信敬の死後は松平乘温能登守、美濃岩村藩主の子述齋衡をして林家を繼がしめて、官學の復興を計り、旗本の士も多く學に向ふに至つた。定信の退隱後、佐賀の儒官古賀精里彌助、栗山二洲といふが登用せられ、更に林家の昌平蠻が幕府の官學として、昌平坂學問所と呼ばれるに至つたのも、彼の學制振興の餘風に過ぎぬ。漢學のみならず、和學に於ても盲人塙保己一のため資を給して和學講談所を起さしめ、大規模な編輯・校刊を成さしめた次章参照。

京都に於ては後桃園天皇の後光格天皇閑院宮家より入つて大統を嗣がせられ、定信と併せて、西に聖天子あり東に賢宰相ありと稱せられた。天明八年京都は應仁・寛文と共に三大火と呼ばれた大火があつて、禁裏仙洞共鳥有に歸したが、定信は從來の皇居の規模小く、古制に反することの甚しいを遺憾とし、柴野栗山に古制を調べさせ、京の裏松光世入道、固禪にも故實を尋ね、その大著大内裡圖考證五十冊を

學制の振張

皇居の造替

徴して參考し、島津・細川兩氏に二十萬兩宛獻金せしめ、敷地を擴めて舊製に復するに努め、且自ら上洛して工事を督し、奉公の至誠を致した。かくて寛政二年造營竣功したため、天皇及び後櫻町上皇は歡感あつて將軍に御製の詩歌を賜はり天皇の詩に「九重實美哉、兩殿應規矩、四門總崔嵬」の句があり、仙洞の歌は「殿つくりみがき立たる嬉しさの心を見する大和言葉であつた、將軍亦感泣して自らこれを寫し、刀一口を添へて定信に與へて慶を分つた。かくて表面公武の間は親和に見えるが、實は既にこの間に確執の端は發して居た。

天皇は御孝心の餘り、御父典仁親王すけひこを三公の下なる一品親王の地位に置かせらるゝに忍びず、太上天皇の尊號を上らんと欲した。このため天明八年中山愛親なつか、前權大納言議奏に先例を調べさせられた所、承久の後堀河天皇の御父後高倉院、及び文安の後花園天皇の御父後崇光院が共に、天皇の父として生前上皇の尊號を得られたことが明になつたから、寛政元年この聖旨を幕府に傳へしめられた。之に對し定信は和漢古今の例に考へ、その位を踏まず、その統を繼がせられないに尊號を奉るは名器を私するものとし、承久・文安の際は亂世のことで、例とすべきでないを斷じたが、京都に於て自發的に中止せらるゝを欲し、「不容易義に付」御再考あらむことを請ひ、別に關白鷹司輔平に和漢の先蹤についての調査書を送つて、その意のある所を明にした。このため京都でも一時尊號を見合せ、その代り親王に對し、特別な優遇を加へられたいとのことであつたが、寛政三年一條輝良代つて關白と

尊號事件の發端

幕府の尊號反對

なつた後、その議變じ先づ參議以上の公卿三十五人の意見を徴し、鷹司父子前關白輔平左大臣政熙の反對と二三人の可否を明言せざる外は悉く賛成であつたから、翌年正月公卿の意見書を添えて再び幕府に内意を傳へられた。その趣旨は御思惟あらせられたが、名實相伴はねば御孝道全からず、仙洞も御同意であり、公卿も聖意を奉ずることであり、本朝の先蹤を廢棄するも容易ならぬことであれば、尊號宣下あらせられたく、若調はぬやうな時には、「深思召被爲在候」間滞なく取計らはるべく、又宣下あるも新に仙洞御所の造營には及ばず、御料も新院は七千石の例であるが、四五千石でも差支ないといふにあつた。幕府は之につき更に考慮の意を奏したが、京都では八月に至つて名器輕からずとのみでは明でないから、叡心を安んずる様な返答なくば宣下せらるべく、社稷の興廢、人民の安危にも關することならば、幕府の申す旨に任すべく、閑院宮は御病氣のことでもあれば、十一月上旬に決行致したいと強硬な態度に出た。茲に於て幕府は將軍の返答以前の宣下止めると共に正親町公明前權大納言武家傳奏・中山愛親及び廣橋伊光前權大納言議奏の三卿を江戸へ召下すこととしたが、天皇は三卿の下向は容易に御許容ないため、十一月遂に幕府から「其位を不被踐、其統を不被繼して、其名を被爲上候儀は不可然御事に候」、「名器一動ては、社稷蒼生之興廢安危に拘り候」とて尊號宣下の停止を奏し、次いで中山・正親町兩卿の下向を強硬に迫つた。かくて翌年春遂に兩卿の東下となり、定信は三回に互つて糾問し、主として

深き思召の意味及び關東の返答を待たず宣下を決行せられんとした事情を訂した。中山愛親は深き思召の意味については關白から宸翰を預つて來た旨を告げたが、定信は却てこれを輕卒の至とし兩人共この度のことにつき取計不行届の罪により、幕府から愛親を百日の閉門、公明を五十日の逼塞を命じ、萬里小路政房前權大納言武家傳奏と共にその役を免じた。天皇はこれに對し公卿の議を徴して對策を講せんとせられたが、鷹司前關白等の諫止で思ひ止まられ、幕府は閑院宮へ御家領千石の外從來千俵宛獻上して居たのを、更に二千俵増獻して叡慮を慰め奉つた明治十七年尊號を贈られ慶光天皇と申す。

かくの如く所謂尊號事件は天皇の御孝心と定信の大義名分論の衝突に端を發し、朝廷の強硬な態度は幕府をして將軍の職任を損する如く感せしめ、その強壓手段を激發する結果を來たした。定信の終始一貫せる強硬な態度は朱子學の名分論を根柢とし、更に幕府の威權を失墜せざらんとした爲であるが、當時幕府に於て將軍家齊の生父一橋治濟が西丸へ入つて大御所と稱せんとの野心があり、朝廷の尊號問題と稍、趣を同じくするため、尊號宣下は大御所問題に於ける彼の反對を弱むるに至ることも顧慮したところ察せられる。而して最も注意すべきは、朝廷の態度の常に強硬であつて、幕府の意志の容易に行はれぬことで、民間に於ける尊皇思想の發達と共に、幕府の思想上の存立を危くする機微は漸く現はれ來つたことを示すものである。

當時憂國の志士として最著名であつたのは、林子平直・高山彦九郎正・蒲生君平秀の所謂寛政の三奇人であつた。彦九郎は尊皇憂國の念強く、亂世の武者修業に倣ひ、徳義・學業の士を訪ね、或は三條橋上皇室を拜跪して行人を驚かし、或は北邊の事を憂ひて東北を巡行したが、寛政五年六月久留米の森嘉膳の宅で自殺した四十。その原因は全く不明で、或は朝廷のため畫策したことが暴露しさうになり、禍の他に及ばんとしたのを惧れたためであらうとの説もあるが、彼は俠氣の魂で、感激性が強かつたから、恐らくは尊號事件が朝廷の全敗になつたのを憤激した結果であらう。君平は蒲生氏郷の裔と稱し、學を修め、廢典を起して、國恩に報ひ、祖名を輝かすことを期して、諸國を歴遊して志士仁人と交を結んだ。山陵志・職官志・不恤緯等その著述も少くない文化十一年歿。

子平は他の二人の尊皇を主とせるに反し、専ら國防のことに心を用ゐ、蝦夷に渡つて北邊の形勢を探り、長崎に遊んでオランダ商館長アーレント・ウィルレム・ヘイトから海外の事情を究め、先づ三國通覽圖説を著し天明五年作、同六年刊、次いで海國兵談天明六年作、寛政三年刊を出して國防の急を唱へた。彼は我國は海國であるから山國たる唐山かち・韃靼とは違つた海國相當の武備があり、それには大砲・軍艦及び砲臺を主とすべきを説き、「細かに思へば、江戸の日本橋より唐・阿蘭陀迄境なしの水路也」とて、長崎にのみ嚴重に石火矢を備へて、安房・相模に防備のないを難じ、進んで蝦夷・朝鮮・琉球を併せて防備を施すべしとて、

三國の地理を説き、蝦夷は宗谷岬に砲臺を設くべしと論じた。彼は「是開關より三千年後今日に至りて小子始て發言する所なり、竊に憶へばこの説話、小子が度に過ぎたり、若クハ鹽竈大神の詫宣にもある歟」と自任し、且「忌諱を不顧シて有の儘に言フハ不敬也、不言ハ不忠也、此故に獨夫罪を不憚して以て書ス」と明言し、且世に容れられ難きを察して、「傳へては我日の本のつはものゝ法の花さけ五百年の後」と刻した印を捺した。果して幕府は寛政四年五月名聞のため臆測を以て奇矯な誣説を弄し、誤つた地理によつて要害を論ずるものとし、國政を私議し、公議を憚らぬ不届との罪名で、仙臺の兄の家に蟄居を命じ、板木・摺本を沒收した翌五年歿、五十六歳。前に工藤球卿の議が幕府に容れられたに反し、子平の憂國の至誠が認められずして處刑を見たのは、彼が幕府へ内申したに反し、これは天下に公刊したためでもあり、地理については古河古松軒の定信に入説したこともあるが、主としては田沼意次の自由主義と定信の保守主義との差のためであつた。然るに幕府は子平を罰して後半年にしてロシアの軍艦の渡來に接し、自ら國防に努めざるを得ざる皮肉を見た。

豫て東方政策に意を注いで居たロシア當時ラは、或は我漂民を優遇して我事情を探り、或は漂民により日本語を研究し、或は蝦夷地に來つて松前氏に貿易を請うたが、遂に寛政四年西紀一七九二年ラックスマン中尉をして我漂民大黒屋幸太夫等を送つて蝦夷地に來らしめ、エカテリナ女皇の國書・進物を齎し

て、通商を求めしめた。ラックスマンは九月根室に着いたが、幕府はこれを松前に召し、目附石川將

監房・村上大學禮を遣して應接せしめた。兩目附は翌年六月ラックスマンに對し、鎖國の國法を告げて、

國書進物を斥け、漂流民だけを受取り、今後請ふことがあらば長崎へ來るべきを傳へて、そのための信

牌及び食料麥類九十一俵鹿肉六樽・薪水を與へた。因に幸太夫等は伊勢白子の舟夫で、天明二年カムチャッカに漂流

漂流民幸太夫 Kamchatka

してロシア人に救はれ、イルクツクに送られて優遇せられ、幸太夫はペテルブルグに赴いて女帝に謁

見して時計・金牌等の下賜に預つたが、この度の日本遣使に際し、磯吉・小市の二人と共に送還せられ

たものである小市は船中で死亡。これより幕府に養はれ、この年九月には吹上の庭で將軍の漂流民御覽があつた。

此時ラックスマンが直に長崎に來つて通商を求むれば、定信は已むを得ず蝦夷地に於て小規模な貿易

を許して、事端の發生を防ぐ覺悟であつたが、彼が其儘歸國したため、幸に鎖國政策の破綻を免れた。

併しこのロシア軍艦の渡來の結果幕府は諸大名に命じて海岸の防備を嚴にせしめ、沼津以東は海岸に

有力な大名がないから、定信自ら豆相の海岸を巡檢し、普請方を房總に遣して、江戸灣の警備を策し

幕府の江戸灣防備

た。

定信の辭任

定信は本來一二年にて役人も揃ひ、改革が緒に就けば辭職する考で、辭任を請うたことも一再に止

まらなかつたが、尊號事件の如き難問題を生じ、更に外交問題まで起つたため、在任を續けたので、

定信が寛政の改革に際し、江戸本所吉禪院の歡喜天に納めて、改革の成功を祈つた願文の寫本で、彼が一身一家を捧げた必死の覺悟を見るときものである。(古文書時代鑑所載)

天明八年正月二日、定信が御覽に
一命を願はば、當り米穀御覽通耳
格別、高直下、雖も不仕安堵縁
由は、金穀御覽通耳、御覽信由に
皇下、川西、公敵を、一命、御
輪、一命、妻子、一命、御、御
必死、御、御、御、御、御、御
下、御、御、御、御、御、御、御
解體、吐、美、手、御、御、御、御
死、御、御、御、御、御、御、御
及、御、御、御、御、御、御、御
終、金穀御覽通耳、御、御、御、御
仁、御、御、御、御、御、御、御

第三十一、松平定信願文 (子爵松平定晴氏藏)

今や兩者共一段落を見た上、尊號事件の中心人物たる彼の在職は朝幕關係の融和を缺く惧もあれば、この年七月遂に願により輔佐を免せられて溜間詰となつた。彼の執政は七年餘に及び、その間に寛政の改革を斷行して幕府及び社會を肅正したのみならず、學問を尊重して吉宗以來の弊を矯めた等、その著しい功績であつた。且常に他の老中以下と熟議し、三家等にも諮つて内部の結束を固くすると共に、日に七八度東照宮を念じて、政治に過あらば天下を禍せず、我及び妻子を殺さんことを祈つた程責任を一身に負つた。唯その短所は器局稍、小く、保守的に流れ、新局面を打開する力を有しなかつたことであつた。彼は幕府政治家中新井白石に次ぐ學者であり、その自敘傳たる宇下の人言も折たく柴の記と共に他に見られない所であり、殊に致仕後は樂翁と號し、その著述・編輯になるもの頗る多かつた。文政十二年歿。七十二歳。

定信の辭任により家齊の親政となつた後も、その初は松平信明・本多忠籌・戸田氏教等定信の遺策を繼承したが、寛政十年辭任。忠籌寛政十年辭任。氏教文化三年辭任。先づ去り、信明亦老中上座を辭した。文化十年。後は、水野忠成出羽守老中として權を専らにし、文化十四年より天保五年まで十七年間。紀綱再び潰廢し、奢侈淫靡風を成し、加ふるに天災相次いで、暴民の蜂起頻發するに至つた。

この頃一橋治濟種翁は從一位に敘し、大臣に準せられ、將軍夫人の父島津榮翁家重及び將軍の寵妾美代の

養父中野碩翁と共に奢侈を極めて、三翁と呼ばれ、將軍家齊亦側室四十人に及び、子女十六腹に五十
五人を擧げて、大奥は豪華の極に達し、官位も文政五年家光以來例を見ない左大臣に任じ、世子家慶
内大臣に上せられた上、同十年には在職四十年に及んだ機會に前例のない太政大臣に進み、家慶從一
位に敍せられて、人目を驚かしめた。將軍の子女の成育したものは十三人であつたが、男子も新に大
名とすることは不可能で、これを悉く大名に縁付け又は養子とせねばならぬため、從來の格による能
はずして舊家又は縁故ある家の格を上げてこれに遣はした。されば中には押付養子のため藩に動搖を
生じて、幕府が怨を買ふものもあり、又他の大名がこれに倣つて格上げの運動するものが激増し、こ
れによつて一橋穆翁及び水野忠成以下有司の收賄は田沼時代を凌ぐ有様であつた。

されば幕府の財政も窮迫し、當時の歳入は歳出の四分の三弱に過ぎなかつたから、これを補ふため
には盛に貨幣の改鑄を行ひ、文政元年から天保八年まで二十年間に金九種・銀五種に達し、九百萬兩の
出目を得て居る。これ等は何れも文字金銀より劣つたもので、金位千分の二九八の天保二朱金さへ、
支那人は「表金而裏銀」續日本日記と言つて居るに、文政一朱金に至つては金位千分の一二三で、一兩中の金
〇、七々に過ぎなかつた第四十六、章參照。尙天保六年には四十枚一兩の天保當百錢を鑄たが、百文の實價を有
しないため、後程下落を免れなかつた一兩に安政以後六十枚、萬延以後百枚、維新後百二十五枚。

悪貨の濫造

社會の腐敗

幕府の腐敗がかくの如く甚しい以上、一般社會の奢侈淫靡に流れ、輕佻浮薄に墮するは言ふまでも
ない。一分の鮭、一兩二分の雪踏裏金に象嵌、三兩三分の駒下駄鼈甲金時繪湯を丸め暖む、七兩二分の煙管眞鍮、内に金象嵌にて唐人行列を描
映すが行はれ、料理屋の高名なもの續出し山谷の八百善、深川の平清等、武士・僧侶の墮落も甚しく、富突・空米相場等
の射倖的のもの、大流行を見た。

天保の飢饉

この間天災も多く、文政十一年には九州の暴風・海嘯と越後の大地震があり、文政十二年の江戸の火
事は三十七萬戸を焼き、近畿中國には大洪水あり、天保三年からは全國的大凶荒が續いた上、五年
には江戸の大火、七年には全國的の風水害があつて、天保四年以來至る所に悲惨な飢饉を現出した。
このため百姓町人の一揆も頻發し、文政五年の宮津七萬人といふ、六年の大和・紀伊・松山、天保四年の播州加
古川三萬人といふ、同五年の江戸の打毀、同七年の三河・駿河・甲斐五六萬人といふ等その著しいものであつたが、遂に
八年に至つて大鹽の亂を生じた。

百姓町人の暴動

大鹽平八郎中齋は大坂町奉行所の與力として性豪邁、文武の才に富むで功績著しかつたが、當時は隱
居して陽明學を講じて居た。然るに連年の不作で米價暴騰し、窮民は飢渴に苦しむに拘らず、役人も
救はず、金持も顧みないを憤慨し、町奉行には城米を以て救濟すべきを説き、金持にも振恤を勧めた
が行はれないため、先づ己が藏書を賣つて窮民の食に當て、更に楸を大坂近國に飛ばし、自ら大坂の

大鹽の亂

柏崎騒動

富豪を掠奪して窮民を救ふことを告げた。然るに變心者が出て事前に暴露したため、彼は同志三十餘人と町に火を放つて、幕府役人と戦つたが、固より衆寡敵せずして敗死した。さればその人数は各地の一揆に比すべくもないが、その人物が學者として高名であつた上、このため大坂の町一萬八千戸を焼いたから、天下の大事として、響の如く全國に傳へられた。越後の柏崎桑名の陣屋ではこの年五月人民の反對に拘らず、米を他に廻漕せんとしたが、當時この地にあつた國學者生田萬平田篤胤門人館林牢人はこれを怒り、劍術指南の鷲尾甚助を語らひ、先づ大鹽平八郎門弟と稱して割元庄屋を襲つて窮民の救済金を徵發し、更に「奉天命誅逆賊」と大書した旗を建て、陣屋を襲つて敗死した。併しこのため廻米が中止せられたため、萬は神の如く敬はれた。更に大坂で文武の修業をして居た攝津能勢郡の山田屋大助は七月故郷に歸つて楫を飛ばして、一國一郡の米を人々に均分することと、徳政を行ふことを關白に願つて、天子から地頭に仰付られる様にせんと唱へ、數村の百姓と富豪を掠奪したが、代官所及び大坂町奉行の兵によつて鎮定せられた。是等はその規模は却つて従來の百姓一揆の比ではないが、單に自己の生活の脅威のために蜂起したものと違ひ、素養ある學者が人民を救ふために幕府又は大名に反抗せる點に於て注意すべく、幕政の腐敗に人心の倦んだ結果に外ならぬ。

更に眼を外に轉ずれば、西洋諸國の船の近海に出沒して、或は通商を求め、或は密貿易や掠奪を試

能勢騒動

蝦夷地の防備とロシア使節の渡來

Resanoff

ロシアの入寇

Golownin

みるもの漸く多く、外邊の事亦笈々乎として危い有様である。前にロシアの軍艦が來てから、幕府は蝦夷地の防備に努め、或は南部・津輕の兵をして警衛に當たらしめ、或は東蝦夷の地を幕府の直轄地として新に箱館奉行を置き、或は最上徳内・近藤重藏等をしてこの地を巡廻せしめた。然るに文化元年西紀一八〇四年ナポレオン即位の年九月ロシアの使節レザノフは前年の信牌を持つて長崎に來、我漂民津太夫等を送還し、國書・進物を呈し、江戸へ出て通商談判を開かんことを請うた。前には長崎以外にて應接し難いことを告げ、通商の可否については言及するを避けたが、今や態度を決せざるべからざることとなり、林述齋・寛政の三博士等も幕議に與つたが、結局通商は邪教の傳播及び彼の侵略の因となる懼もあり、貿易も有用な品を失つて、無用の奇巧品を求むる有害無益な業とし、鎖國の祖法變ずべからずとして、彼の要求を斥けた。レザノフは半年の間武器を奉行所に渡して從順に待つた甲斐なく、翌年三月手を空しくして歸つた。この後ロシアはその武威を示して我を威壓せんとし、文化三・四年に互り樺太・擇捉等に來つて、或は土人を脅して劫掠を恣にし、或は會所を焼き、船を焼き等して、要求が納れられねば、大舉來寇すべきを揚言した。されば幕府は更に會津・仙臺・秋田・莊内の兵を送つて益、警衛を嚴にし、近藤重藏・間宮林藏等をして深く蝦夷地の奥を究めしめ、文化四年には松前氏を轉封し、蝦夷全部を天領として經營に努めた。このためロシアに對する攘夷論盛になり、文化八年ゴローニン

少佐が千島測量に際し、國後島で薪水食量を求むるや、これを捕へて松前の獄に投じ、後ロシア船が高田嘉兵衛を捕へて、薪水を求むる外他意なかつたことを通じ、且先年の暴行もロシア政府の知らざる所たる釋明書を出したため、初めて放還せられた。このため彼國に對する我感情の緩和を見た上、彼もこの頃より國內多事文化九年西紀一八一二ナ、ポレオンのモスコフ侵入で、嘉永六年まで四十餘年の間我國を訪はなかつた。

然るに前門の狼の去ると共に現はれた後門の虎はイギリスであつた。當時イギリスはヨウロッパに於てナポレオンと戦を續けて居り、その東洋艦隊はフランス及びフランスに屬せるオランダの貿易を妨げ、植民地を襲ふに従事して居たが、文化五年八月その一艦フェイトン號はオランダ船を捕へんとして突如長崎に闖入した。彼がオランダ國旗を掲げて來たため、長崎奉行所は例の如く吏を派して出島のオランダ人と共にこれを迎へしめたが、彼はオランダ人を捕へ去り、港内を搜索してオランダ船の居ないを知るや、食料薪水とオランダ人との交換を強要した。長崎奉行松平康英頭書は先づ彼の要求を納れてオランダ人を取返すと共に、佐賀の兵を徴してこれを討たんとしたが、至らざるに先立つて彼が出帆したため、責を負ふて切腹した。次いで文化十年にはイギリスの商船二艘再びオランダ國旗を掲げて長崎に來り、バタビア總督府の命と稱して出島のオランダ商館の引渡を要求した。當時オラン

イギリス
の亂暴

Phaeton

Hendrik Doeff

文政打拂
令

Morrison

ダの本國はフランスに併せられ、植民地はイギリスに奪はれ、その三色旗の翻るは我長崎の出島のみであり、商館長ヅウフは久しくオランダ船の入港せざるため、幕府の保護によつて、僅にその生活を維持して居たが、フェイトン號事件でイギリスを怨んで居る日本人は、イギリス船と知らば必ず屠殺すべきを告げて、そのまゝ引上げしめた。その後文政元年には浦賀へ來つて通商を求め、同七年には捕鯨船二艘の乗組員常陸の大津濱に上陸して交易を企て、水戸家其他から千餘の兵を出す大騒を演じ、更に薩摩の寶島に上陸して牛を掠奪せんとして争鬪を生ずる等のこと引續き起つて、國民の排外熱を刺戟したため、遂に八年幕府は攘夷令を布くに至つた。これを文政の打拂令といひ、異國船近づかば、「有無に不及一圖に打拂」、「若押而上陸いたし候は、搦取又は打留候而も不苦候」と令した。されば天保八年我漂流民を送つて通商を求めに浦賀へ來た北アメリカ合衆國のモリソン號の如きは、嫌疑を避けるため武装を解除し、支那人をして來意を白布に大書せしめ、これを海面に浮べる等周到な用意を以てしたるに拘らず、砲撃を蒙つて退帆する外なかつた。然るに翌九年オランダからこれを誤つてイギリスのモリソン號の來航する旨報じて來たのが民間に洩れ、渡邊華山・高野長英等は更にモリソンを東洋學者の誤と解し、斯る碩學の渡來は必ず重大な使命を帶ぶるなるべく、それを打拂ふ時は如何なる禍端を生ずるやも知れぬと憂ひ、慎機論華山・夢物語長英を著して、打拂令の廢止を唱へた。これは同

水野忠邦

志に示したに過ぎなかつたが、幕府に聞えて處罰を受け、後共に自殺するの不幸を見た。

かくの如く幕政は紊亂し、社會は腐敗し、加ふるに國防の備はらざるに攘夷令を布いて居る有様で、この際外國が武力を以て迫つたならば、我國の運命は逆略し難い危機にあつた。この内外の情勢に鑑み、大に紀綱を振肅して幕威を復活し、社會人心を肅正して、國力を充實し、以て諸外國に當たらんとしたのは水野忠邦越前守であつた。忠邦は剛毅明敏で學識才略に富み、松平定信と交つて深く敬慕し、自ら政局に立つて改革を實行せんため、内願して唐津六萬石實收から濱松十五萬石に移り、天保五年望の如く老中に任せられた。同八年家齊は將軍職をその子家慶いんぎに譲り、西の丸に移つて大御所と稱したが、政治は依然彼に決したため、忠邦の改革もまだ行はるゝに至らず、十二年閏正月家齊の薨去の後六十、初めてその實行の運に會した。

天保の改
官紀の振
肅

忠邦は先づ當時賢明の聞の高かつた水戸齊昭と結んで、その地位を固め、真田幸貫信濃守、松平定信の子、堀田正篤備中守を老中、堀親寧大和守を側用人、遠山景元左衛門尉、鳥居忠耀甲斐守、林述齋の子を江戸町奉行として、己が股肱とし、非常な決心を以つて積年の政弊を一掃せんとした。先づ將軍から、政治を刷新して享保寛政の舊に復すべきを令し、大老井伊直亮以下千人近くの役人を淘汰して人心を一新し、從來の如く先例に泥み、事勿れ主義を取るを禁じ、自ら責を負ひ、踏み込んで政をするを令し、賄賂請託を嚴禁して、人

文武の奨
勵

風俗の匡
正

才の登用に努め、繁文縟禮を除いて政治を直截簡明にし、冗費を節して儉約を勵行せしめた。

武藝も流派・形式に拘らず、武道の精神を重んじしめ、又「洋兵之開基」高島秋帆四郎太夫茂敦を長崎から招いて、徳丸原で砲術の調練を行はしめた。學問に就いて新に佐藤一齋坦を登用して儒官とし、昌平坂學問所の講義を貴賤の別なく許し、幕府の役人にもこれを聴かしめ、大藩には大部の書物の刊行を奨勵し、寺子屋には手習の傍訓育の書を課せしめ、公家の無學のため惡風に化するを矯めんとして京都にも學問所を設け、且書物及び武具の値上を禁じた。

奢侈淫靡な風俗の匡正には特に力を盡くし、商人に對して高價な品の賣買を十三年以後嚴禁し、彼等が武士の如く命を捨て、奉公もせず、農工の如く身體をも勞せずして暮し得る國恩を思ひ、私利を捨て、法令に従ふべきを命じた。賭博・富突・隱賣女を禁じ、芝居も淺草聖天町に限り、役者は外出には網笠を冠らしめ、七代目市川團十郎の奢侈を罰して江戸拂とし、寄席の數を限り、講釋・軍談等のみを許して色物を禁じた。又女髮結を禁じ、犯したものは本人及び客の親夫まで罰し、兩者の髮を切らしめたため、「此節所々に女の坊主出來候」浮世の有様と言はれた。出版物の取締も嚴にして好色に互るものを禁じ、人情本の作者爲永春水は牢死し、合巻の作者柳亭種彦は咎を受けんとして病死し、江戸繁昌記の著者寺門靜軒も江戸を追はれた。大坂の如きは絹物の賣買を禁じて、表具屋を苦しめ、三味線も芝居の外

經濟上の
施設

は盲人に限つたといふ。江戸町奉行鳥居忠耀は法の勵行苛察に陥り、市民の怨嗟最甚しかつた。經濟上に於ては物貨の下落を計り、人別改を嚴にして在方人別の江戸に移るを禁じ、又問屋の運上を止めて、その株を廢し^{十二}、人為的の物價の吊上をなからしめた。問屋は當時商人の中心で、その株は數十兩から數千兩に及んで居たから、その廢止は經濟界に一大恐慌を來たし、取引の圓滑を害するとの非難盛なため、彼の失脚後復活を見た^{嘉永四年}。前に田沼意次の企てた印旛沼の干拓を前代の權臣^{前老中水野忠成前若年寄林忠英等}に課して再び開始し、金銀山を調査して採掘の増額を計り、又新潟の北海海運上重要なを見て、天領とした。更に羽倉外記^{簡堂}の説により大坂等の金持に御用金を課し^{十四年大坂三十七、利をつけて償却することとして財政の急を救つた。}

天保の緩
和令

忠邦の失
脚

これと共に徒に外國と事を構ふるを避けんとして、十三年七月文政打拂令を廢し、異國には薪水を給して歸らしめ、彼の亂暴した時に限つて打拂はしめる天保緩和令に改めた。かくの如く改革は漸く進み、十四年には久しく廢絶して居た將軍の日光社參も行はれたから、忠邦・親室及び忠耀等は將軍の賞賜を受けた。然るに忠邦はこの年天領が各地に散在することが、軍事上・經濟上甚しき不利なるため、先づ江戸大坂十里四方内に領地を有する大名・旗本に上地を命じ、家康以來の恩を説き、幕府のため一己の利に拘らない様に戒めた。併し何人も江戸・大坂附近の地を邊鄙

天保改革
の意義

に變地せらるゝを甘んずるものなく、酷として服せず、紀州家によつて將軍を説かしめ、台命によつてこの議を撤回するに至つた。このため忠邦は責を引いて辭職したが、印旛沼の干拓を幕府の手に移し、次いで中止した外は、依然その政策は繼承せられ、更に年末には五年間特別の儉約令を布いて政費に大削減を加へた。然るに翌弘化元年江戸城本丸炎上して再建の資に窮し、且外交のこと亦多事ならんとしたため、再び忠邦を起して老中首座としたが、程なくして江戸町奉行兼勘定奉行鳥居忠耀の收賄暴露し、彼もその責任を負ふて職を免せられたため、遂に改革の完成を見るに至らなかつた。忠邦の天保の改革はその理想も大きく、施設も消極積極に互り、見るべきものが多かつたが、吉宗の將軍として、定信の輔佐として改革を行つたに反し、彼は一老中に過ぎなかつたことが事業を困難にした上、かくの如き改革は何度も繰返す毎に效果の減するものであり、彼の手段も過激に失し、偏狭な傾があつて世人の反感が甚しく、最後にはその任用した屬僚に事を誤られて、遂に十分な成功を見られなかつた。これは彼のために千載の恨事たるのみならず、幕府をしてその威力を恢復し得ざるに、西洋諸國の壓迫を受け、滅亡の谷に急がしめた主なる原因の一つでもあつた。